調整中

資料３

令和８年の地方からの提案等に関する対応方針（案）

１　基本的考え方

地方分権改革については、これまでの成果を基盤とし、地方の発意に根ざした新たな取組を推進することとして、平成 26 年から地方分権改革に関する「提案募集方式」を導入した（「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」（平成 26 年４月 30 日地方分権改革推進本部決定））。

令和８年の取組としては、提案が出されて以降、これまで、地方分権改革有識者会議、提案募集検討専門部会等で議論を重ねてきた。

地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、極めて重要なテーマである。「地域未来戦略」（令和８年７月 21 日閣議決定）を踏まえ、持続可能な地方行財政の確保に向け、以下のとおり、義務付け・枠付けの見直し、地方公共団体への事務・権限の移譲等を推進する。

２　一括法案の提出等

下記４の事項のうち、法律の改正により措置すべき事項については、所要の一括法案等を令和９年通常国会に提出することを基本とする。

現行規定で対応可能な提案については、その明確化が重要であるとの地方分権改革有識者会議での議論等を踏まえ、地方公共団体に対する通知等を行う。

調査を行うなど引き続き検討を進めることとしたものについては、関係府省庁とも連携しつつ、内閣府において適切にフォローアップを行い、検討結果について、地方分権改革有識者会議に報告する。

計画策定等については、「計画策定等における地方分権改革の推進について～効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド～」（令和５年３月 31 日閣議決定）を着実に運用し、国と地方を通じた効率的・効果的な計画行政を推進する。

３　事務・権限の移譲に伴う財源措置その他必要な支援

事務・権限の移譲に伴う財源措置については、地方公共団体において移譲された事務・権限を円滑に執行することができるよう、地方税や地方交付税、国庫補助負担金等により、確実な財源措置を講ずるとともに、マニュアルの整備や技術的助言、研修や職員の派遣などの必要な支援を実施する。

４　義務付け・枠付けの見直し等

【内閣官房】

（１）武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平 16 法 112）

武力攻撃事態等における安否情報収集・提供システムについては、市区町村の事務負担を軽減するため、個人番号カード等の券面情報の読み込みにより、氏名・住所等の入力を省力化する機能等を追加することについて検討し、令和８年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省庁：デジタル庁及び総務省）

（２）一部事務組合及び広域連合を対象とした通知等に係る事務

一部事務組合及び広域連合（以下この事項において「一部事務組合等」という。）を対象とする通知等については、都道府県の事務負担を軽減するため、以下のとおりとする。

（ⅰ）一部事務組合等を対象とする通知等については、一斉通知・調査システム（以下この事項において「システム」という。）を積極的に活用するよう、各府省庁に令和８年度中に通知する。また、都道府県への一部事務組合等の連絡先等の照会については、可能な限り各府省庁分を取りまとめた上で行う。

（関係府省庁：総務省）

（ⅱ）地方分権改革に関する提案募集制度関係事務については、一部事務組合等の連絡先等を個別に照会することとした上で、一部事務組合等に、

令和９年からシステム上で、国から直接通知することとする。
（関係府省庁：内閣府及び総務省）

（ⅲ）以下に掲げる事務については、各府省庁分を取りまとめて行われる照会による連絡先等の把握状況を踏まえ、通知の内容や性質を考慮して宛先を適切に判断した上で、必要があれば、一部事務組合等に、令和９年度からシステム上で、国から直接通知することとする。

・地方公務員給与・制度等関係事務
（関係府省庁：総務省）

・地方行政関係事務（会計、契約）
（関係府省庁：総務省）

・行政手続関係事務
（関係府省庁：総務省）

・行政改革関係事務（指定管理）
（関係府省庁：総務省）

・PPP/PFI 関係事務
（関係府省庁：内閣府及び総務省）

・地方公営企業関係事務
（関係府省庁：総務省）

（ⅳ）公共工事関係事務（設計積算、入札、契約等）については、一部事務組合等の連絡先等を個別に照会することとした上で、通知の内容や性質を考慮して宛先を適切に判断し、必要があれば、一部事務組合等に、令和９年度からシステム上で、国から直接通知することとする。
（関係府省庁：総務省及び国土交通省）

（ⅴ）地域未来交付金関係事務（制度説明会、申請受付等）については、一部事務組合等への通知の在り方について検討し、令和９年度中に結論を得る。その結果を踏まえ、国から直接通知する場合は、通知に必要な一部事務組合等の連絡先等を個別に照会するなど必要な措置を講ずる。
（関係府省庁：内閣府及び総務省）

（３）一斉通知・調査システム

一斉通知・調査システム（以下この事項において「システム」という。）については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、以下の措置を講ずる。

・システム上に登録されている担当名及び担当説明については、実態に合わせた整理や内容の充実を図るとともに、各事務の実施状況を踏まえた継続的な見直しを行うとするなどの運用改善について、各府省庁に令和８年度中に通知する。
・「経由調査の一斉調査システムの利用拡大等に係る共通化推進方針」（令７内閣官房行政改革推進本部事務局、調査を所管する府省庁、総務省）を踏まえ、令和８年度に実施される調査等リストの更新を受け、調査等の負担軽減に係る改善事例等を取りまとめ、地方公共団体に令和８年度中に提供する。

（関係府省庁：総務省）

【内閣府】

（１）公営住宅法（昭 26 法 193）及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平 11 法 117）

公営住宅建替事業（２条15号）については、PPP/PFI 手法を活用する場合の要件を整理し、地方公共団体に令和９年中に周知する。

（関係府省庁：国土交通省）

（２）租税特別措置法（昭 32 法 26）及び地域再生法（平 17 法 24）

まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附（地域再生法 13 条の３）については、年度末に寄附の申出があった際の地方公共団体による受入れに関して、当該受入れを行った年度内に適切に予算措置を行うため、現行制度で取り得る方法を整理した上で、地方公共団体に令和８年度中に周知する。

（３）配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平 13 法 31）

保護命令の申立て（12 条）については、被害者の心理的負担軽減や生命・身体に係る危険の回避及び地方公共団体の事務負担の軽減の観点から、当該

申立てにおける相手方の住民票の写しは必須書類ではなく、住民票の写しを取得できない場合には住民票の写し以外の資料による疎明も想定されていることなどについて、保護命令制度が適切に理解されるよう、当該制度の説明の場等を通じて、地方公共団体に改めて周知する。

（４）地域再生法（平 17 法 24）

（ⅰ）地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）による寄附額と同額を基金に積立て可能とすることについては、後年度に見込まれる支出額を超える額の積立てを行わないことを前提に、寄附額と同額を積立てることが可能となるよう、「地域再生計画認定申請マニュアル（各論）」（平 17 内閣府地域再生事業推進室）を改正し、地方公共団体に通知した。

［措置済み（令和８年３月 27 日付け内閣官房地域未来戦略本部事務局、内閣府地方創生推進事務局事務連絡）］

（ⅱ）地域未来交付金のうち、地域未来推進型については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、以下の措置を講ずる。

・広域連携事業において変更交付申請に係る手続を行う場合について、変更のない構成団体（代表団体を除く。）における変更交付申請書の提出を不要とするよう事務手続を見直し、地方公共団体に令和９年中に周知する。

・実施計画の様式について、次回の公募に向けて、当該様式を見直すとともに、当該様式の記載例を整備し、可能な限り早期に地方公共団体に通知する。

（ⅲ）地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（以下この事項において「計画」という。）の認定（17 条の２）については、以下のとおりとする。

・事業者及び都道府県の事務負担の軽減に資するよう、計画作成者向けの解説資料の内容を充実させ、事業者及び都道府県に令和８年度中に周知する。

・都道府県の事務負担の軽減に資するよう、当該認定における事務資料の作成について検討し、令和８年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（５）総合特別区域法（平 23 法 81）

国際戦略総合特区設備等投資促進税制（26 条）については、地方公共団体の事務の迅速かつ円滑な執行及び本制度を活用する事業者の効率的な事業の実施に資するよう、事業実施が決定された時期に係る考え方の明確化等を内容とする手引の改訂を行い、国際戦略総合特区に係る地方公共団体に周知した。

［措置済み（総合特別区域税制支援措置の手引き（令和８年４月内閣府））］

（６）国家戦略特別区域法（平 25 法 107）

国家戦略特区制度における規制・制度改革提案（以下この事項において「提案」という。）については、提案の迅速な実現に向けて、引き続き、提案から方針決定までの期間が可能な限り半年以内となるよう取り組むとともに、方針決定までの時期について提案者の予見性を高めるための方策を検討し、令和８年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（７）公立学校施設整備 PFI 事業

公立学校施設整備 PFI 事業については、地方公共団体における PFI の活用促進を図る観点から、PFI の活用事例の展開と併せて、地方公共団体から事前相談があった場合には制度の考え方や要件への適合性についての必要な助言及び情報提供を行う旨を、地方公共団体に説明会等を通じて令和８年度中に周知する。また、必要な予算の確保を図る観点から、事業量調査を活用して、早期に事業の実施の見込みを把握する。

（関係府省庁：文部科学省）

（８）物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金

（ｉ）物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に関する調査については、地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、「重点支援地方交付金」の検討状況のフォローアップ（第３回）から一斉通知・調査システムを活用して実施することとし、その旨を都道府県に通知した。

［措置済み（令和８年１月 28 日付け内閣府地方創生推進室事務連絡）］

（ⅱ）物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に係る国費の繰越し等の手続については、地方公共団体における事務処理誤りを防止するため、以下の措置を講ずる。

・管理台帳の様式に地方公共団体が不用額の確認結果を入力する欄を設けるとともに、全体の手続等を示した事務連絡を併せて、繰越し及び請求手続の詳細を地方公共団体に令和８年度中に通知する。

・繰越戻入及び明許繰越に係る手続の留意点について、地方公共団体に令和８年度中に改めて周知する。

・「地方創生臨時交付金事務処理誤り事例集」（令８総務省）について、地方公共団体の意見を踏まえつつ更新し、地方公共団体に令和８年度中に通知する。

（関係府省庁：総務省）

（９）栄典事務関係

栄典制度における推薦書類の作成については、地方自治功労に係る地方公共団体の負担軽減を求める提案の趣旨を踏まえ、具体的かつ簡潔な功績調書の作成に資するよう、参考となる情報について、地方公共団体に会議等を通じて令和９年中に周知する。

（関係府省庁：総務省）

（10）一部事務組合及び広域連合を対象とした通知等に係る事務

一部事務組合及び広域連合（以下この事項において「一部事務組合等」という。）を対象とする通知等については、都道府県の事務負担を軽減するため、以下のとおりとする。［再掲］

（ⅰ）地方分権改革に関する提案募集制度関係事務については、一部事務組合等の連絡先等を個別に照会することとした上で、一部事務組合等に、令和９年からシステム上で、国から直接通知することとする。

（関係府省庁：内閣官房及び総務省）

（ⅱ）以下に掲げる事務については、各府省庁分を取りまとめて行われる照会による連絡先等の把握状況を踏まえ、通知の内容や性質を考慮して宛先を適切に判断した上で、必要があれば、一部事務組合等に、令和９年

度からシステム上で、国から直接通知することとする。

・PPP/PFI 関係事務

（関係府省庁：内閣官房及び総務省）

（ⅲ）地域未来交付金関係事務（制度説明会、申請受付等）については、一部事務組合等への通知の在り方について検討し、令和９年度中に結論を得る。その結果を踏まえ、国から直接通知する場合は、通知に必要な一部事務組合等の連絡先等を個別に照会するなど必要な措置を講ずる。

（関係府省庁：内閣官房及び総務省）

（11）住所の公告等に係る事務

地方公共団体が行う住所の公告等のうち、営業活動の規制に関する法令に基づき個人事業者の住所を公告等するもの等については、個人情報保護の観点から、以下のとおりとする。

・代表取締役等住所非表示措置（商業登記規則等の一部を改正する省令（令８法務省令 51）による改正前の商業登記規則（昭 39 法務省令 23）31 条の３）を参考に、地方公共団体が必要な対応を行うことができるよう、関係する府省庁に、地方公共団体に対する通知を発出することが望ましい旨を通知した。

［措置済み（令和８年●月●日付け内閣府地方分権改革推進室事務連絡）］

・民事訴訟における被告の住所等の情報取得の手続に係る検討状況を踏まえ、関係する府省庁と調整の上、個人事業者の住所の公告等について定める各規定の制定時における背景事情も考慮しつつ、住所の公告等の適切な在り方について検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（12）特定非営利活動法人の各種手続に係るウェブ報告システム

特定非営利活動法人の各種手続に係るウェブ報告システムについては、特定非営利活動法人及び地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、以下の措置を講ずる。

・当該システムの利用に必要な利用申請コードの発送については、原則として、申請の翌開庁日までに行うこととした。

［措置済み（令和８年 10 月）］

・当該システムの利用に当たっては、事業者を対象とした共通認証システムである法人共通認証基盤（G ビズ ID）の利用が図られるよう、特定非営利活動法人及び都道府県等に令和８年度中に改めて周知する。

（13）政府調達に関する協定を改正する議定書（平 26 条約４）によって改正された政府調達に関する協定（平７条約 23）に基づく調達に係る苦情の処理

政府調達協定に基づき都道府県及び指定都市が行う調達に係る苦情の処理については、都道府県及び指定都市の事務負担の軽減に資するよう、参考となる情報を周知すること等について検討し、令和９年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省庁：総務省及び外務省）

【警察庁】

（１）銃砲刀剣類所持等取締法（昭 33 法６）

銃砲刀剣類の登録等（銃砲刀剣類登録規則（昭 33 文化財保護委員会規則１）１条、８条及び９条）に係る事務については、都道府県の事務負担を軽減するため、都道府県へのアンケート調査の結果を踏まえ、以下の措置を講ずる。

・関係法令及び銃砲刀剣類登録事務に関する情報の周知を充実させるとともに、都道府県ホームページのリンク等を集約し、文化庁ホームページに公表した。
・都道府県担当者の連絡先及び当該担当者向けの FAQ について、都道府県に共有を開始した。

（関係府省庁：文部科学省）

［措置済み（令和８年３月 27 日付け文化庁文化財第一課事務連絡）］

（２）道路交通法（昭 35 法 105）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平 25 法 27）

運転免許証等と一体化した個人番号カードの更新に当たり、運転免許センター等に行かずとも、新たに交付される個人番号カードに、自動的に免許情報等が引き継がれる手続（道路交通法施行規則 21 条の 16 の２及び 30 条の 17

の２。以下この事項において「マイナ免許証等継続利用」という。）については、申請者及び市区町村の負担軽減に資するよう、以下の措置を講ずる。

・本人の責めによらず個人番号カードが失効した場合についても、マイナ免許証等継続利用の対象とすることとし、その旨を地方公共団体に令和９年度中に通知する。

（関係府省庁：総務省）

・郵送申請による個人番号カードの更新についても、マイナ免許証等継続利用の対象とすることとし、その旨を地方公共団体に令和９年度中に通知する。

（関係府省庁：総務省）

・上記のマイナ免許証等継続利用の対象拡大に併せて、個人番号カードのオンライン申請における申請者に分かりやすい画面表示の在り方について検討し、令和９年度中に見直しを行う。

（３）災害対策基本法（昭 36 法 223）

緊急通行車両についての確認（施行令 33 条）に係る申出の手続（施行規則６条）の簡素化については、災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることの確認が適切に行われることを前提に、当該申出の手続を行う市区町村等の事務負担の軽減に資するよう、緊急通行車両確認申出書（施行規則６条１項の別記様式３）の「車両の用途」欄の記載について、所定の様式以外の資料の提出に代えられることについて検討し、令和８年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省庁：防災庁及び総務省）

【個人情報保護委員会】

（１）個人情報の保護に関する法律（平 15 法 57）

（ｉ）行政機関等匿名加工情報に関する提案の審査等に係る事務（114 条）については、地方公共団体等の事務の効率化に資するよう、行政機関等匿名加工情報に関する提案の募集から当該情報の提供に至るまでの事務の実施に当たって参考となる情報を、地方公共団体等の事務の実態も踏ま

えて整理し、地方公共団体等に通知した。

［措置済み（令和８年３月 19 日付け個人情報保護委員会事務局個人情報保護制度担当室参事官事務連絡）］

（ⅱ）ドメスティック・バイオレンス（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平 13 法 31）１条１項に規定する配偶者からの暴力をいう。）、ストーカー行為等（ストーカー行為等の規制等に関する法律（平 12 法 81）６条）、児童虐待（児童虐待の防止等に関する法律（平 12 法 82）２条）及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置対象者の申出の相手方からの保有個人情報開示請求への対応については、関係府省庁と連携し、その開示に当たっての留意点等について、地方公共団体に令和８年度中を目途に周知する。

（関係府省庁：総務省）

【金融庁】

（１）信用保証協会法（昭 28 法 196）

特別保証制度の変更に係る主務大臣への報告（35 条１項及び 52 条１項）については、当該制度の創設及び変更報告のうち軽微な報告は、報告頻度を発生から 30 日以内から毎四半期終了後 30 日以内に低くするよう、「業務関係事項の報告について」（平 18 金融庁長官、経済産業大臣通知）を改正し、地方公共団体に通知した。

（関係府省庁：経済産業省）

［措置済み（令和８年３月 31 日付け金融庁監督局長、中小企業庁長官通知）］

（２）資金決済に関する法律（平 21 法 59）

地方公共団体が受領する貸付金元利収入、遅延損害金、不動産売払代金、損害賠償金及び不当利得による返還金については、前払式支払手段（３条１項）で支払うことが可能である旨を、ホームページで周知した。

［措置済み（金融庁ホームページ「「地方公共団体が受領する貸付金元利収入等の支払いに前払式支払手段を用いることについての考え方」の公表につ

いて」にて公表）］

【消費者庁】

（１）特定商取引に関する法律（昭 51 法 57）

消費者被害事案への対応については、国と都道府県との意見交換等の結果も踏まえつつ、国と都道府県の役割分担の原則及び例外となる場合の判断基準を明確化するとともに、都道府県から国への相談に関して、経済産業局への相談を原則とした上で、調整がつかない場合には、都道府県から消費者庁に相談できる体制を構築するなど、国と都道府県の連携の在り方に関する具体的な方針を示し、都道府県に令和８年度中に通知する。

【こども家庭庁】

（１）児童福祉法（昭 22 法 164）

（ⅰ）災害により避難する乳児又は幼児については、現に保育所等を利用している者であっても、一時的に預かり、保護する必要があると認められる場合には、一時預かり事業の一般型等の対象であることの再認識を図るため、改めて市区町村に令和８年度中に通知する。

（関係府省庁：文部科学省）

（ⅱ）児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭 23 厚生省令 63）のうち、３歳未満児に対する食事の外部搬入については、「構造改革特別区域基本方針の一部変更について」（令和８年３月 31 日閣議決定）を踏まえ、公立保育所における３歳未満児に対する給食の外部搬入について、省令を改正し、離乳食の提供や、食物アレルギー対応を要するなど個別対応が必要なこども及び食育への対応の観点から、これらについて適切に対応できるよう所要の措置を講じた上で、令和９年度から全国展開を進める。

（ⅲ）児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭 23 厚生省令 63）のうち、やむを得ない場合に限り一時的に３歳未満児に対する食事の外部搬入を可能とすることについては、「構造改革特別区域基本方針の一部変更に

ついて」（令和８年３月 31 日閣議決定）を踏まえ、公立保育所における３歳未満児に対する給食の外部搬入について、省令を改正し、離乳食の提供や、食物アレルギー対応を要するなど個別対応が必要なこども及び食育への対応の観点から、これらについて適切に対応できるよう所要の措置を講じた上で、令和９年度から全国展開を進める。

（ⅳ）児童自立生活援助事業については、以下のとおりとする。

・当該事業の賃借料加算については、地域相場と乖離した加算額を設定することは不適切であることについて、地方公共団体に令和８年度中に周知する。

・当該事業の実施場所、事業者、管理者及び指導員の要件については、社会的養護下のこども等の自立支援内容の体系化に向けた研究等の中で実態を把握し、その結果を整理した上で、遠隔地における自立に向けた支援内容等について検討し、令和 11 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。【Ｐ】

（ⅴ）里親、小規模住居型児童養育事業を行う者、乳児院、児童養護施設又は障害児入所施設に措置されている障害児（以下この事項において「措置児童」という。）に対する市区町村による障害児通所支援等の措置（21条の６）における事前の利用調整については、児童相談所等における実態を踏まえ、障害児通所支援等を必要とする措置児童への市区町村の関与の在り方について検討し、結論を得る。その結果に基づいて令和８年度中に必要な措置を講ずる。

（ⅵ）放課後等デイサービスにおける育児・介護休業法 16 条の２第１項に規定する子の看護休暇又は同法 16 条の５第１項に規定する介護休暇を取得した場合の人員配置基準上の取扱いの見直しについて、支援の質の確保に留意しつつ、事業所の実態を踏まえ、必要な対応を検討し、令和８年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（２）児童福祉法（昭 22 法 164）及び民生委員法（昭 23 法 198）

民生委員に係る推薦手続（民生委員法５条２項）の見直しについては、市区町村の事務負担の軽減を図るため、民生委員推薦会の開催において、欠員補充のため速やかに委嘱を行う必要があるなどのやむを得ない理由がある場

合、書面又は持ち回りによって開催するなど柔軟な対応が可能であることを、全国会議を通じて市区町村に令和８年度中に周知する。
（関係府省庁：厚生労働省）

（３）児童福祉法（昭 22 法 164）、児童扶養手当法（昭 36 法 238）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭 39 法 129）、児童手当法（昭 46 法 73）、子ども・子育て支援法（平 24 法 65）及び民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平 28 法 110）

こども家庭庁の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する内閣府令（令５内閣府令 42）に定める様式の生年月日の記載欄については、削除する方向で検討し、令和８年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（４）児童福祉法（昭 22 法 164）、介護保険法（平９法 123）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平 17 法 123）

（ⅰ）介護・障害福祉人材の確保を目的とした補助金の交付に関する事務については、都道府県から国民健康保険団体連合会への委託を可能とした。
（関係府省庁：厚生労働省）
［措置済み（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和８年法律第 27 号））］

（ⅱ）中山間地域等における共生型サービスの在り方については、地方公共団体及び関係者の意見を踏まえつつ、地域の実情に応じた持続可能なサービスの提供がなされるよう、必要な方策について検討し、令和９年度の報酬改定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
（関係府省庁：厚生労働省）

（５）児童福祉法（昭 22 法 164）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平 17 法 123）

独立行政法人福祉医療機構が運営する障害者支援施設等災害時情報共有システムについては、地方公共団体の事務負担を軽減するため、以下の措置を

講ずる。

・事前入力できる項目について、各施設等における備蓄物等、都道府県において必要な情報を追加した。

［措置済み（令和８年２月 27 日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長事務連絡）］

・当該システムの利用対象施設に、障害福祉サービス等情報公表システムへの登録・公表の対象外である施設を令和８年度中に加える。

・同一建物で複数のサービスを行っている事業所からの被災状況の報告について、迅速かつ適切な被災状況の把握のための報告方法や、現行の運用を都道府県、指定都市及び中核市に令和８年度中に改めて周知する。

・被災状況の報告に係る事務について、大規模な災害が発生又は発生が予想される場合には、国において当該システム上で災害登録がされた後、速やかに事業者に対して被害状況の報告依頼を行うよう、都道府県、指定都市及び中核市に令和８年度中に通知する。

（関係府省庁：厚生労働省）

（６）児童福祉法（昭 22 法 164）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平 18 法 77）及び子ども・子育て支援法（平 24 法 65）

（ⅰ）家庭的保育事業等の認可（児童福祉法 34 条の 15 第２項）、特定地域型保育事業者の確認（子ども・子育て支援法 29 条１項）等については、提出書類の重複の解消及び一体的な審査の実施による事務の簡素化の手法を、地方公共団体に通知した。

［措置済み（令和８年３月 24 日付けこども家庭庁成育局保育政策課、文部科学省初等中等教育局幼児教育課事務連絡）］

（ⅱ）児童福祉施設等における指導監査等の在り方については、事業者及び地方公共団体の事務負担を軽減するため、「児童福祉行政指導監査の実施について」（令７こども家庭庁成育局長、支援局長通知）を改正し、監査調書及び自己点検票の標準様式を新たに定め、地方公共団体に通知した。

［措置済み（令和８年３月 30 日付けこども家庭庁成育局長、支援局長通

知）］

（７）医師法（昭 23 法 201）

学校等において児童等がてんかん発作を起こし、生命が危険な状態等である場合に、自らジアゼパム点鼻液を投与できない本人に代わり、緊急やむを得ない処置として教職員等が投与する行為については、迅速な対応に資するよう、一定の条件を満たす場合には 17 条違反とならないことを明確化し、地方公共団体等に通知した。

（関係府省庁：文部科学省及び厚生労働省）

［措置済み（令和８年４月 16 日付けこども家庭庁成育局保育政策課、成育基盤企画課、成育環境課、支援局家庭福祉課、障害児支援課、文部科学省総合教育政策局健康教育・食育課、地域学習推進課、初等中等教育局幼児教育課事務連絡）］

（８）特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭 39 法 134）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平 17 法 123）

特別児童扶養手当の支給認定申請（特別児童扶養手当等の支給に関する法律５条１項）、障害児福祉手当の支給認定申請（同法 19 条）、特別障害者手当の支給認定申請（同法 26 条の５）及び障害支援区分認定に係る申請（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 21 条１項）については、以下のとおりとする。

・特別児童扶養手当の支給認定申請（特別児童扶養手当等の支給に関する法律５条１項）、障害児福祉手当の支給認定申請（同法 19 条）及び特別障害者手当の支給認定申請（同法 26 条の５）については、オンライン提出が可能である旨を地方公共団体に通知した。

［措置済み（令和７年 10 月 27 日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知）］

・障害支援区分認定に係る申請（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 21 条１項）については、医師の診断書や意見書のオンラインによる提出を可能とすることについて引き続き検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省庁：厚生労働省）

（９）母子保健法（昭 40 法 141）

（ⅰ）母子健康手帳の出生届出済証明（施行規則７条の様式第３号）については、証明欄に子の氏名、出生の場所等の記載及び押印をせずに、別紙により当該証明を発行し交付することが可能であることを明確化し、地方公共団体に通知した。

（関係府省庁：デジタル庁及び法務省）

［措置済み（令和８年 11 月●日付けこども家庭庁成育局母子保健課、法務省民事局民事第一課事務連絡）］

（ⅱ）産後ケア事業のオンライン化については、以下の措置を講ずる。

・産後ケア事業の利用申請・予約のオンライン化については、地域の実情に応じたオンライン化の検討に資するよう、地方公共団体における先進的な取組事例について、地方公共団体に通知した。

［措置済み（令和８年８月 14 日付けこども家庭庁成育局母子保健課事務連絡）］

・国が進める母子保健 DX における産後ケアに関する取組の検討状況等については、地方公共団体に会議等を通じて令和９年度中に周知する。

・産後ケア事業に係るサービス提供記録の共有については、市区町村、利用者及び産後ケア施設間における迅速な情報共有に資するよう、令和９年度以降に、自治体・医療機関等をつなぐ情報連携システム（PMH）を改修し、当該システムを活用したオンラインによる情報共有を可能とする。

（関係府省庁：デジタル庁）

（ⅲ）産後ケア事業（17 条の２）については、短期入所型における産婦の受入上限に関する考え方及び乳児保育が当該事業の主目的ではないという位置付けの明確化を図るため、「産後ケア事業ガイドライン」（令８こども家庭庁成育局母子保健課）等を改正し、地方公共団体に令和８年度中に周知する。

（10）児童手当法（昭 46 法 73）

（ⅰ）児童手当における認定、支給等に係る事務については、地方公共団体の適切な判断に資するよう、地方公共団体からの疑義照会に対する一般的な回答期間の目途を示し、速やかな回答に努めるとともに、「児童手当Q&A 集」（こども家庭庁成育局成育環境課児童手当管理室）に地方公共団体へ回答した内容を含む疑義の生じやすい事案の充実を図ることとし、地方公共団体に令和８年度中に周知する。

（ⅱ）児童手当及び児童手当の支給対象児童を対象とする給付金等（以下この事項において「児童手当等」という。）の周知に関する事務については、制度改正等が行われる際の児童手当等の請求漏れを生じさせないための方策として、受給資格者の居住市町村（特別区を含む。以下この事項において同じ。）及び支給対象児童の居住市町村における具体的な周知方法例を示し、市町村（特別区を含む。）に令和８年度中に通知する。

（ⅲ）受給資格者がやむを得ない理由により受給資格及び児童手当額の認定の請求をすることができなかった際に、遡及して児童手当を支給する場合（８条３項）については、住民基本台帳に記載された住所変更日が転出届出日以前である場合においても、それがやむを得ない理由によるものであるときは転出後の自治体において遡及して支給することが可能であることを、やむを得ない理由に該当すると考えられる例と併せて、地方公共団体に令和８年度中に文書で周知する。

（ⅳ）児童手当における現況の届出（施行規則４条）については、地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、第三子以降算定額算定対象者として18 歳に達する日以後の最初の年度末に係る監護相当・生計費の負担についての確認書の提出があった場合、学生以外であっても当該提出後初めて提出される現況届及び確認書の省略が可能である旨を、地方公共団体に令和８年度中に文書で周知する。

(11) 介護保険法（平９法 123）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平 17 法 123）

中山間地域等における障害福祉サービス等の報酬の在り方については、中山間地域等のサービス提供の状況等を把握した上で、社会保障審議会障害者部会及びこども家庭審議会障害児支援部会等における議論を踏まえ、特定地

域サービスにおける包括的な評価の仕組みについて具体的な制度設計を検討し、令和９年度の障害福祉報酬改定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
（関係府省庁：厚生労働省）

（12）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平 17 法 123）

地域生活支援事業における訪問入浴サービスについては、広域的に事業展開をするに当たり、複数の市区町村で連携することが可能であることを明確化し、全国会議を通じて市区町村に令和８年度中に周知する。
（関係府省庁：厚生労働省）

（13）就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平 18 法 77）

（ⅰ）幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平 26 内閣府・文部科学省・厚生労働省令１）のうち、３歳未満児に対する食事の外部搬入については、「構造改革特別区域基本方針の一部変更について」（令和８年３月 31 日閣議決定）を踏まえ、公立幼保連携型認定こども園における３歳未満児に対する給食の外部搬入について、府令及び省令を改正し、離乳食の提供や、食物アレルギー対応を要するなど個別対応が必要なこども及び食育への対応の観点から、これらについて適切に対応できるよう所要の措置を講じた上で、令和９年度から全国展開を進める。
（関係府省庁：文部科学省）

（ⅱ）就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平 26 内閣府・文部科学省・厚生労働省告示２）のうち、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（以下この事項において「認定こども園」という。）における食事の提供における３歳未満児に対する食事の外部搬入については、「構造改革特別区域基本方針の一部変更について」（令和

８年３月 31 日閣議決定）を踏まえ、地方公共団体が設置する認定こども園における３歳未満児に対する給食の外部搬入について、告示を改正し、離乳食の提供や、食物アレルギー対応を要するなど個別対応が必要なこども及び食育への対応の観点から、これらについて適切に対応できるよう所要の措置を講じた上で、令和９年度から全国展開を進める。
（関係府省庁：文部科学省）

(14) 子ども・子育て支援法（平 24 法 65）

（ⅰ）乳児等通園支援事業における地方税関係情報の取得については、利用者の利便性の向上及び市区町村の事務負担の軽減を図るため、以下の措置を講ずる。

・マイナンバー制度における情報連携により地方税関係情報等を取得することを可能とするため、法令上の整理を行った上で省令を改正し、その旨を地方公共団体に通知した。

［措置済み（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の一部を改正する命令（令和８年デジタル庁・総務省令第 19 号）、令和８年６月 26 日付けデジタル庁デジタル社会共通機能グループ事務連絡）］

・マイナンバー制度における情報連携により地方税関係情報等の照会が可能となった旨を、地方公共団体に令和９年６月の運用開始までに文書で周知する。

（関係府省庁：デジタル庁及び総務省）

（ⅱ）妊婦支援給付金の支給決定通知（施行規則１条の４の５）については、申請者又は届出者の適切な権利行使を保障する観点から、あらかじめ申請者又は届出者に対して説明・提示した上で、市区町村の判断により、当該給付金の振込みをもって支給決定通知に代えることが可能であることを「妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業自治体職員向け Q&A」（こども家庭庁成育局成育環境課）において明確化し、市区町村に令和８年度中に改めて周知する。

（ⅲ）子ども・子育て支援施設整備交付金の国庫補助協議については、市区町村の事務負担の軽減に資するよう、協議案件の登録期間を設け、あらかじめ国が市区町村に対して示した国庫補助の採択に係る複数回の協議の機会を確保し、その旨を市区町村に令和８年度中に文書で周知する。

（ⅳ）附則６条１項に基づく、保育所への委託費支払に関する考え方については、不正受給防止に資する取組事例も把握し、地方公共団体に会議等を通じて令和９年度中に周知する。

（ⅴ）子ども・子育て支援交付金については、交付金の申請事務の負担軽減に資するよう、以下のとおりとする。

・システムをより活用しやすくするため、システムの概要を図解したパンフレットを作成し、地方公共団体に令和８年度中に周知する。

・市区町村の事務負担が特に大きく、処理に時間を要する手続について、市区町村の意見を踏まえて、申請手続の簡素化・効率化に資する方策を検討し、令和８年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（ⅵ）放課後児童健全育成事業に係る処遇改善事業については、市区町村及び当該事業を行う者の事務負担を軽減するため、令和８年度中に処遇改善の確認方法に関して市区町村への調査を行い、市区町村及び当該事業を行う者における事務の実態を把握する。その結果を踏まえて、処遇改善を確認するための比較基準年度の変更を含めた比較方法の見直し及び様式の共通化を含めた事務手続の簡素化について検討し、令和９年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（ⅶ）教育・保育給付認定保護者の居住地変更の届出の提出（施行規則 15 条）については、同一市区町村内における居住地変更の場合は省略可能とすることの課題について調査を行った上で検討し、令和８年度中に結論を得る。その結果に基づいて令和９年中に必要な措置を講ずる。

（関係府省庁：総務省）

（15）地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令３法 40）

地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化に伴って策定した標準仕様書については、窓口 DXSaaS 及び標準準拠システムを提供する事業者のリ

ソースを踏まえつつ、両者の連携対象となるデータ項目や連携方式等に係る課題を整理し、当該仕様書を改訂することについて、令和８年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
（関係府省庁：デジタル庁、総務省、文部科学省及び厚生労働省）

（16）福祉サービス第三者評価事業

福祉サービス第三者評価事業については、令和８年度中に「「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全部改正について」（平 26 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知）を改正し、他の都道府県推進組織において研修を受講した評価調査者について、その研修の内容が、都道府県推進組織が自ら実施する研修の内容と同等であると判断する場合、当該都道府県推進組織が定める第三者評価機関認証要件のうち、研修受講要件の免除を可能とする。
（関係府省庁：厚生労働省）

（17）医療施設等災害復旧費補助金、社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金、児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金及び保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金

医療施設等災害復旧費補助金、社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金、児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金及び保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金については、同一敷地内の複合施設における災害復旧費の算定に関して、申請者及び地方公共団体の事務負担を軽減するため、施設ごとの費用の按分方法の例を示すとともに、按分額を機械的に算出できる様式を作成し、地方公共団体に令和８年度中に通知する。
（関係府省庁：財務省及び厚生労働省）

（18）社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金、児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金及び保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金

（ｉ）社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金、児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金及び保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金に係る手続については、申請者及び地方公共団体の事務負担を軽減し、災害復旧の迅速化を

図るため、激甚災害に公共土木施設災害復旧事業等が指定（指定の事前公表を含む。）された段階で、複数の業者からの見積徴取を必要とする現地適正単価の取扱いの緩和等について検討を開始することとし、その旨を地方公共団体に令和８年度中に通知する。

（関係府省庁：財務省及び厚生労働省）

（ⅱ）社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金、児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金及び保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金に係る手続については、以下の措置を講ずる。

・寄附金等の取扱いや新たな災害によって復旧途中の施設が再度被災した場合の補助金の手続、査定方法等については、申請者及び地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、質疑応答集を作成すること等によりその取扱いを明確化し、地方公共団体に令和８年度中に通知する。

・協議等に係る様式については、申請者及び地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、その見直し等を行い、地方公共団体に令和８年度中に通知する。

（関係府省庁：厚生労働省）

（19）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金

児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金については、地方公共団体の円滑な事務に資するよう、以下のとおりとする。

・記載漏れや誤記入等を防止する観点から、申請様式等の見直しについて検討し、結論を得る。その結果に基づいて令和９年度の申請手続から必要な措置を講ずる。

・当該補助金等に係る予算の執行等に関する調査研究事業の結果等を踏まえ、新たなシステムの導入及び申請手続のオンライン化について検討し、令和９年度中にシステムを構築する。

・市区町村が実施主体となる事業における交付申請等に係る都道府県経由事務については、上記のシステムの導入及び申請手続のオンライン化の状況を踏まえ、その在り方について検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省庁：デジタル庁）

（20）保育対策総合支援事業費補助金

保育士宿舎借り上げ支援事業に係る対象者の当該事業の利用実績の確認事務については、市区町村の事務負担の軽減に資するよう、参考となる取組を市区町村に令和８年度中に周知する。

（21）市町村社会福祉協議会による入所施設の経営

市町村社会福祉協議会による入所施設の経営については、地方公共団体、関係団体等への調査を令和 11 年度を目途に行った上で、その結果を踏まえて検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省庁：厚生労働省）

【デジタル庁】

（１）地方自治法（昭 22 法 67）及び情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平 14 法 151）

処分通知等を行う場合において、当該処分通知等を受ける者が電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の主務省令で定める方式による表示（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律７条１項ただし書。以下この事項において「表示方法」という。）については、以下の措置を講ずる。

・歳入の収入の方法における納入義務者に対する納入の通知（地方自治法 231 条）については、オンライン申請時に申請フォーム等に必要事項を表示し、当該申請フォーム等から申請を行うことをもって、表示方法とすることが可能である旨を、地方公共団体に令和８年度中に通知する。
・現行制度上可能な表示方法に関する運用の考え方については、関係府省庁に令和９年中に周知する。

（関係府省庁：総務省）

（２）戸籍法（昭 22 法 224）及び住民基本台帳法（昭 42 法 81）

士業者による各種証明書の職務上請求（戸籍法 10 条の２第３項及び住民基

本台帳法 12 条の３第２項）のうち、戸籍に関する証明書の職務上請求については、「職務上請求システムに係る共通化推進方針」（令８法務省）に基づき、士業者、士業者団体及び市区町村の事務負担の軽減、不正請求の防止並びに国・地方を通じたトータルコストの最小化を図るため、一部士業者団体において構築するとの結論を得た職務上請求システムに関して、他の士業者団体における将来的な共同利用も視野に入れつつ、市区町村、他の士業者団体及び各士業者所管省庁との意見交換の内容を踏まえ、令和９年度中の運用開始に向けて必要な支援を行う。

また、住民票の写し等の職務上請求については、戸籍に関する証明書の職務上請求システムにおける検討結果を踏まえて具体的内容を検討し、可能な限り早期に結論を得る。

（関係府省庁：総務省及び法務省）

（３）食品衛生法（昭 22 法 233）

食品衛生法に基づく営業許可の申請（施行規則 67 条）に係る手数料の納付方法については、申請者並びに都道府県、保健所を設置する市及び特別区の事務負担を軽減するため、可能な限り早期に電子納付が可能となるよう、食品衛生申請等システムを改修する。

（関係府省庁：厚生労働省）

（４）栄養士法（昭 22 法 245）、医師法（昭 23 法 201）、歯科医師法（昭 23 法 202）、保健師助産師看護師法（昭 23 法 203）、死体解剖保存法（昭 24 法 204）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭 25 法 123）、診療放射線技師法（昭 26 法 226）、歯科技工士法（昭 30 法 168）、臨床検査技師等に関する法律（昭 33 法 76）、薬剤師法（昭 35 法 146）、理学療法士及び作業療法士法（昭 40 法 137）及び視能訓練士法（昭 46 法 64）

国家資格等情報連携・活用システムにおけるデジタル資格者証を各法令で定められている免許証（栄養士法４条４項、医師法６条２項、歯科医師法６条２項、保健師助産師看護師法 12 条５項、診療放射線技師法８条１項、歯科技工士法６条２項、臨床検査技師等に関する法律６条２項、薬剤師法７条２項、理学療法士及び作業療法士法６条２項及び視能訓練士法６条２項）、認

定証明書（死体解剖保存法４条２項）及び指定医証（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令２条の２の２）の原本とすることについては、令和８年にデジタル庁が実施したデジタル資格者証の法令上の取扱いの整理に基づき、各資格について各法令上の取扱いを整理した上で、当該システムの活用状況等を踏まえつつ検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省庁：厚生労働省）

（５）消防法（昭 23 法 186）及び住民基本台帳法（昭 42 法 81）

危険物取扱者及び消防設備士の免状の交付等（消防法 13 条の２及び 17 条の７）に係る手続については、都道府県の事務負担の軽減及び国民の利便性の向上を図るため、免状の不交付決定及び返納命令以外の全ての免状事務について、都道府県知事から指定試験機関への委託を可能とした上で、国家資格等情報連携・活用システムを活用することとし、その際に、当該指定試験機関が当該免状事務において住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報の提供を受けることができる仕組みを構築し、令和 11 年度中を目途に運用を開始する。

また、国家資格等情報連携・活用システムにおけるデジタル資格者証を危険物取扱者及び消防設備士の免状の原本とすることについては、デジタル資格者証の法令上の取扱いを整理した上で、当該システムの活用状況等を踏まえ検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省庁：総務省）

（６）医師法（昭 23 法 201）、歯科医師法（昭 23 法 202）及び保健師助産師看護師法（昭 23 法 203）

医師、歯科医師並びに保健師、助産師及び看護師に係る免許の申請（医師法施行令３条、歯科医師法施行令３条及び保健師助産師看護師法施行令１条の３第１項）等に係る手続については、国家資格等情報連携・活用システムを活用したオンラインによる手続を可能とし、免許証（医師法６条２項、歯科医師法６条２項及び保健師助産師看護師法 12 条５項）の交付事務について、オンライン申請による新規受付分について都道府県を経由せず、国から直接

免許証等を交付する運用を開始し、その旨を都道府県に通知した。
（関係府省庁：厚生労働省）
［措置済み（令和８年８月 21 日厚生労働省医政局長通知）］

（７）教育職員免許法（昭 24 法 147）

教育職員の免許申請（５条の２第１項）等に係る手続については、都道府県の事務負担を軽減するため、以下のとおりとする。

・新規の個人授与申請に係る手続については、令和９年３月から、国家資格等情報連携・活用システムを活用したオンラインによる申請を可能とする。
・既存の免許状保持者に係る手続については、令和９年度以降、順次国家資格等情報連携・活用システムによる手続を可能とする。
・国家資格等情報連携・活用システムにおけるデジタル資格者証を教育職員免許状の原本とすることについては、デジタル資格者証の法令上の取扱いを整理した上で、当該システムの活用状況等を踏まえ検討し、令和 10 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省庁：文部科学省）

（８）死体解剖保存法（昭 24 法 204）、診療放射線技師法（昭 26 法 226）、歯科技工士法（昭 30 法 168）、臨床検査技師等に関する法律（昭 33 法 76）、理学療法士及び作業療法士法（昭 40 法 137）及び視能訓練士法（昭 46 法 64）

各法令で定められている認定証明書（死体解剖保存法４条２項）及び免許証（診療放射線技師法８条、歯科技工士法６条２項、臨床検査技師等に関する法律６条２項、理学療法士及び作業療法士法６条２項及び視能訓練士法６条２項）の交付事務については、国の体制整備の状況を踏まえつつ、都道府県を経由せず、国から直接免許証等を交付することについて引き続き検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省庁：厚生労働省）

（９）身体障害者福祉法（昭 24 法 283）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭 25 法 123）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平 17 法 123）

身体障害者手帳の交付申請（身体障害者福祉法 15 条１項及び身体障害者福祉法施行令４条）、精神障害者保健福祉手帳の交付申請（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 45 条１項及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令５条）、自立支援医療費の支給認定申請（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 53 条）等に係る手続については、以下のとおりとする。

・マイナポータルによる申請等のオンラインによる手続を可能とすることについて引き続き検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省庁：厚生労働省）

（10）地方税法（昭 25 法 226）

（ⅰ）償却資産に対する固定資産税の賦課徴収に係る所得税又は法人税に関する書類の閲覧等（354 条の２）の規定に基づく閲覧事務については、国税総合管理（KSK）システム及び地方税ポータルシステム（eLTAX）の改修により、所得税関係について令和８年９月から、また、法人税関係について令和９年９月から、地方公共団体が当該書類の電子データを閲覧することを可能とし、その旨を地方公共団体に通知した。

（関係府省庁：総務省及び財務省）

［措置済み（令和８年９月 18 日付け総務省自治税務局企画課電子化推進室長通知）］

（ⅱ）地方税における債権差押通知書の通知については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平 14 法 151）７条１項に基づき、電子情報処理組織を使用する方法により行うことも可能であることを明確化し、地方公共団体に令和８年度中に通知する。

（関係府省庁：総務省）

（ⅲ）納税証明書（20 条の 10）及び条例で定める所得課税証明書なども含めた各種税証明書の交付については、「納税証明書等の請求・交付システムに係る共通化推進方針」（令８総務省、デジタル庁）に基づき、地方税ポータルシステム（eLTAX）の更改・改修スケジュールや地方公共団体の事務負担等を考慮しつつ、電子的な交付の方策について検討し、令和

９年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
（関係府省庁：総務省）

（11）地方税法（昭 25 法 226）、国民健康保険法（昭 33 法 192）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭 57 法 80）、介護保険法（平９法 123）、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令３法 38）

公的年金等の所得に係る仮特別徴収税額等の還付事務については、地方公共団体の負担軽減に資するよう、以下の措置を講ずる。

・公金受取口座を登録していない年金受給者を対象に、公金受取口座登録不同意申出書の提出がない場合には、年金振込口座を公金受取口座として登録する、行政機関等経由登録の特例制度を地方公共団体に通知した。

（関係府省庁：厚生労働省）

［措置済み（令和８年６月 30 日付けデジタル庁統括官付参事官事務代理（預貯金二法担当）、厚生労働省年金局事業企画課長事務連絡）］

（12）地方税法（昭 25 法 226）、不動産登記法（平 16 法 123）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平 25 法 27）

不動産登記に関する事務において、登記所が個人番号及び法人番号を取得することについては、地方税の課税事務の効率化を実現する観点に加え、不動産登記が国民生活に必要不可欠な社会インフラであることを踏まえて、個人番号の利用による行政の効率化及び公平・公正な社会を実現する観点から、以下に掲げる事項の実現に向けて、不動産登記の情報を利用する事務を所管する府省庁が果たすべき責務を含めて検討し、令和９年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

・個人番号利用事務（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表）に不動産登記に関する事務を追加すること。

・地方税法 382 条に基づく登記所から市町村長へ通知する事項に個人番号及び法人番号を追加するとともに、当該通知事項を税務システムに取り込むことができるよう、標準仕様書を改訂すること。

（関係府省庁：総務省及び法務省）

(13) 森林法（昭 26 法 249）、農地法（昭 27 法 229）及び不動産登記法（平 16 法 123）

森林法に基づく届出及び農地法に基づく届出については、届出者及び地方公共団体の負担軽減に資するよう、以下のとおりとする。

・森林法に基づく届出における不動産の登記事項証明書の添付については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平 14 法 151）11 条に基づき、省略が可能であることを、地方公共団体に令和８年度中に通知する。

・森林法に基づく届出及び農地法に基づく届出の記載事項と不動産の登記事項証明書の記載内容に重複がある部分については、不動産ベース・レジストリの検討状況等を踏まえつつ、 不動産登記情報の活用について検討し、令和 11 年度までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省庁：法務省及び農林水産省）

(14) 覚醒剤取締法（昭 26 法 252）

覚醒剤製造業者等が厚生労働大臣に対して行う指定の申請手続（４条１項（30 条の５で準用する場合を含む。））、各種届出（９条１項、12 条１項（30 条の５で準用する場合を含む。）、22 条１項、23 条、30 条の４第１項、30 条の 12 第１項１号及び 30 条の 14 第１項）、申請（11 条１項（30 条の５で準用する場合を含む。）、15 条２項、17 条５項、20 条６項及び 30 条の６第４項）及び報告（24 条１項及び２項、29 条並びに 30 条の 15 第１項及び２項）については、都道府県に必要な情報提供を行うことを前提に、令和 11 年中に政府共通の電子申請システム（e-Gov 電子申請サービス）を活用したオンラインによる申請等を可能とするとともに、都道府県知事の経由を要しないこととする。

（関係府省庁：厚生労働省）

(15) 出入国管理及び難民認定法（昭 26 令 319）

在留資格の変更（20 条）及び在留期間の更新（21 条）等の申請については、

申請人の利便性の向上及び市区町村の事務負担の軽減のため、令和９年中に住民税納税情報をマイナンバー制度における情報連携の対象に追加し、住民税納税証明書の提出の省略を可能とする。また、情報連携が可能となるまでの間において、電子的な手段による公用照会を含め、市区町村の事務負担を軽減する方策を検討し、令和８年度中に結論を得る。その結果に基づいて可能な限り早期に必要な措置を講ずる。

（関係府省庁：総務省及び法務省）

（16）出入国管理及び難民認定法（昭 26 令 319）、国民健康保険法（昭 33 法 192）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭 57 法 80）、介護保険法（平９法 123）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平 25 法 27）

国民健康保険、後期高齢者医療及び介護保険の被保険者資格において、在留資格のうち、当該保険が適用されない特定活動（出入国管理及び難民認定法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動のうち特定活動告示 25 号、26 号、40 号及び 41 号）の該当の有無に係るマイナンバー制度における情報連携を活用した確認を可能とすることについては、以下のとおりとする。

・国民健康保険及び後期高齢者医療については、資格喪失等の確認について令和９年３月から情報連携を開始する。また、新規加入時の確認に係る情報連携を可能とするシステムの改修について検討し、令和９年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

・介護保険の資格の得喪等に係る情報連携を可能とすることについて、省令の改正及び関係システムの改修を含め検討し、令和８年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

・国保市町村事務処理標準システム及び後期高齢広域標準システムについては、地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、その改修の要否を一括照会機能の必要性も含めて検討し、令和９年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省庁：法務省及び厚生労働省）

（17）国税徴収法（昭 34 法 147）、国税通則法（昭 37 法 66）及び行政手続にお

ける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平 25 法 27）

税務署から地方公共団体への住民税課税情報等の照会（国税徴収法 146 条の２並びに国税通則法 74 条の 12 第１項及び２項）については、令和７年度における地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化や、令和８年度の国税情報システム（国税総合管理（KSK）システム、国税電子申告・納税システム（e-Tax））及び地方税のオンライン手続のためのシステム（eLTAX）の刷新・改修を踏まえて、令和９年中に原則オンライン化する。

（関係府省庁：総務省及び財務省）

（18）医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭 35 法 145）

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に関する全国共通の施設台帳システムの構築については、令和 10 年度までに実施する各地方公共団体におけるシステム整備状況調査の結果を踏まえ、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平 14 法 151）23 条に基づくガバメントクラウドを利用したシステム整備について検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省庁：厚生労働省）

（19）災害対策基本法（昭 36 法 223）

マイナポータルを活用した罹災証明書の申請（90 条の２第１項）については、申請者の利便性の向上並びに市区町村の負担軽減及び処理の迅速化のため、被災家屋の所在地を示した地図画像の添付欄を設けるとともに、自己判定方式において被災家屋の全景写真等の添付が必須であることを分かりやすく表示するなど、マイナポータルにおける申請画面の標準フォーマットを変更し、その旨を地方公共団体に周知した。

（関係府省庁：防災庁）

［措置済み（令和８年２月 27 日に周知）］

（20）住居表示に関する法律（昭 37 法 119）

市区町村が行う住居表示業務については、「住所・所在地情報管理システ

ムに係る共通化推進方針」（令８デジタル庁、総務省）に基づき、住居表示台帳の電子化及びパイロットシステムの開発を進めるとともに、令和９年度に実施する業務検証を踏まえ、今後の整備方針について検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省庁：総務省）

(21) 母子保健法（昭 40 法 141）

（ⅰ）母子健康手帳の出生届出済証明（施行規則７条の様式第３号）については、証明欄に子の氏名、出生の場所等の記載及び押印をせずに、別紙により当該証明を発行し交付することが可能であることを明確化し、地方公共団体に通知した。［再掲］

（関係府省庁：こども家庭庁及び法務省）

［措置済み（令和８年 11 月●日付けこども家庭庁成育局母子保健課、法務省民事局民事第一課事務連絡）］

（ⅱ）産後ケア事業のオンライン化については、以下の措置を講ずる。［再掲］

・産後ケア事業の利用申請・予約のオンライン化については、地域の実情に応じたオンライン化の検討に資するよう、地方公共団体における先進的な取組事例について、地方公共団体に通知した。

［措置済み（令和８年８月 14 日付けこども家庭庁成育局母子保健課事務連絡）］

・国が進める母子保健 DX における産後ケアに関する取組の検討状況等については、地方公共団体に会議等を通じて令和９年度中に周知する。

・産後ケア事業に係るサービス提供記録の共有については、市区町村、利用者及び産後ケア施設間における迅速な情報共有に資するよう、令和９年度以降に、自治体・医療機関等をつなぐ情報連携システム（PMH）を改修し、当該システムを活用したオンラインによる情報共有を可能とする。

（関係府省庁：こども家庭庁）

(22) 住民基本台帳法（昭 42 法 81）

本人等の請求による住民票の写し等の交付（12 条から 12 条の４）については、請求書における自署を不要とすることについて、令和８年度から実施する地方公共団体等へのヒアリングの結果を踏まえ検討し、令和９年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省庁：総務省）

(23) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭 45 法 137）

（ⅰ）地方公共団体等が法令、告示、通達等を検索することについては、地方公共団体等の事務負担を軽減するため、以下の措置を講ずる。

・法令及び告示の横断的な検索を可能とする環境の整備については、e-Gov 法令検索において、法規的告示のデータの提供を、令和８年度から段階的に開始する。

・環境省ホームページにおいてデータベースとして公開している廃棄物の処理及び清掃に関する法律に係る法令・告示・通達については、掲載に係る課題等を整理し、令和９年度中に改善する。

（関係府省庁：環境省）

（ⅱ）産業廃棄物処理業の変更の届出（14 条の２第３項において準用する７条の２第３項及び４項）及び特別管理産業廃棄物処理業の変更の届出（14 条の５第３項において準用する７条の２第３項及び４項）については、「環境法令に係る申請・届出システムに関する共通化推進方針」（令７環境省、デジタル庁）に基づき、事業者及び地方公共団体の事務負担を軽減するため、政府共通の電子申請システム（e-Gov 電子申請サービス）の整備状況を踏まえ、令和８年度中にオンラインによる手続を可能とするシステム構築を行うとともに、複数の都道府県及び政令で定める市（施行令 27 条１項）への一括提出機能の実装について検討し、令和９年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省庁：環境省）

（ⅲ）多量排出事業者が行う産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画の作成及び都道府県知事への提出（12 条９項及び 12 条の２第 10 項）並びに当該計画の実施の状況についての都道府県知事への報告（12 条 10 項及び 12 条の２第 11 項）については、関係システ

ムの移行及び改修並びに令和９年４月施行の電子情報処理組織を使用した情報処理センターへの登録（12 条の５）（以下この事項において「電子マニフェスト」という。）に係る制度改正（施行規則８条の 34 の３の２）による多量排出事業者及び都道府県における業務の効率化や事務負担の軽減等に係る効果等を把握した上で、都道府県が担う役割や責務を明確にしつつ、産業廃棄物処理計画書及び産業廃棄物処理計画実施状況報告書における記載事項の在り方や当該報告書に記載する情報と産業廃棄物管理票及び電子マニフェストにより把握される情報との関係を整理するなど、多量排出事業者及び都道府県の負担軽減策について検討を行う。

（関係府省庁：環境省）

(24) 社会福祉士及び介護福祉士法（昭 62 法 30）

介護職員等が喀痰吸引等の特定行為（附則 10 条１項）を行うために必要な認定特定行為業務従事者認定証の各種申請（施行規則附則５条、７条及び８条の２）及び交付（附則 11 条１項）については、都道府県の負担軽減に資するよう、国家資格等情報連携・活用システムの活用を希望する都道府県において、当該システムを活用したオンラインによる各種申請を可能とするとともに、当該システムにおけるデジタル資格者証を認定証の原本とすることについて検討し、令和８年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省庁：厚生労働省）

(25) 計量法（平４法 51）

計量士の登録申請（施行令 32 条１項）等に係る手続については、国及び都道府県の事務負担の軽減及び申請者の利便性の向上に資するよう、関係府省庁とも連携しつつ、令和９年中に、国家資格等情報連携・活用システム（以下この事項において「国家資格システム」という。）を活用したオンラインによる手続を可能とする方向で検討をする。

また、国家資格システムにおけるデジタル資格者証を計量士登録証（施行令 34 条１項）の原本とすることについては、デジタル資格者証の法令上の取扱

いを整理した上で、国家資格システムの活用状況等を踏まえ検討し、令和 10 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
（関係府省庁：経済産業省）

(26) 介護保険法（平９法 123）

（ⅰ）介護支援専門員の登録申請（施行規則 113 条の７）等に係る手続については、都道府県の事務負担を軽減するため、国家資格等情報連携・活用システムの活用を希望する都道府県において、令和８年度から、順次当該システムを活用したオンラインによる手続を可能とする。
（関係府省庁：厚生労働省）

（ⅱ）国家資格等情報連携・活用システムにおけるデジタル資格者証を専門員証の原本とすることについては、都道府県の事務負担の軽減及び申請者の利便性の向上を図るため、デジタル資格者証の法令上の取扱いを整理した上で、当該システムの活用状況やデジタル資格者証の導入に関する都道府県への実態調査の結果を踏まえて検討し、可能な限り早期に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
（関係府省庁：厚生労働省）

(27) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平 12 法 104）

解体工事業者の登録の申請（22 条）については、以下のとおりとする。

・解体工事業者登録に係る都道府県の審査については、国土交通省において都道府県の状況把握や情報収集を行い、必要に応じて関係府省庁と協議した上で検討し、令和９年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省庁：法務省及び国土交通省）

(28) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平 16 法 112）

武力攻撃事態等における安否情報収集・提供システムについては、市区町村の事務負担を軽減するため、個人番号カード等の券面情報の読み込みにより、氏名・住所等の入力を省力化する機能等を追加することについて検討し、

令和８年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。［再掲］

（関係府省庁：内閣官房及び総務省）

(29) 不動産登記法（平 16 法 123）

（ⅰ）公的基礎情報データベース（ベース・レジストリ）における登記所備付地図等の公開については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和８年７月 21 日閣議決定）及び同計画中の「公的基礎情報データベース整備改善計画」に基づき、地図情報及び各種図面情報の提供に係るデータベースの整備を検討し、令和９年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省庁：法務省）

（ⅱ）森林クラウドシステムと不動産ベース・レジストリの連携については、以下のとおりとする。

・森林クラウドシステムと不動産ベース・レジストリとの円滑な連携のため、不動産ベース・レジストリの汎用的な外部連携機能（API）の仕様について、森林クラウドシステムへの地図情報の提供が可能となるよう、不動産ベース・レジストリの整備後速やかに検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

・当該 API の検討については、法令等及び森林クラウドシステムに係る標準仕様書等との整合性について整理し、会議等を通じて都道府県に必要な情報提供を行う。

（関係府省庁：法務省及び農林水産省）

(30) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平 17 法 123）

自立支援医療の支給認定（54 条）に係る事務のうち、自立支援医療受給者証（同条３項）への加入医療保険の記号及び番号（以下この事項において「記番」という。）の記載については、実施主体の判断で省略して差し支えないこと又は記番に代えて情報提供ネットワークシステムを用いて特定した 20 桁の数字を記載しても差し支えないことを、地方公共団体に令和８年度中

に通知する。
（関係府省庁：厚生労働省）

(31) 子ども・子育て支援法（平 24 法 65）

乳児等通園支援事業における地方税関係情報の取得については、利用者の利便性の向上及び市区町村の事務負担の軽減を図るため、以下の措置を講ずる。［再掲］

・マイナンバー制度における情報連携により地方税関係情報等を取得することを可能とするため、法令上の整理を行った上で省令を改正し、その旨を地方公共団体に通知した。

［措置済み（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の一部を改正する命令（令和８年デジタル庁・総務省令第 19 号）、令和８年６月 26 日付けデジタル庁デジタル社会共通機能グループ事務連絡）］

・マイナンバー制度における情報連携により地方税関係情報等の照会が可能となった旨を、地方公共団体に令和９年６月の運用開始までに文書で周知する。

（関係府省庁：こども家庭庁及び総務省）

(32) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平 25 法 27）

（ⅰ）マイナポータルにおける「お知らせ機能」については、公共サービスメッシュと連携し、令和８年度中に個人番号利用事務（２条 11 項）以外の事務にも利用できるようにする。

（ⅱ）マイナポータル申請管理システムにおける申請処理状況の管理については、地方公共団体が申請データを取得するためのマイナポータル API（電子申請等情報受取等 API）を活用して、地方公共団体が保有する業務システムと連携した申請管理システムを構築することが可能である旨を令和８年度中に地方公共団体に通知するとともに、当該 API の仕様や活用

方法等について周知する。

（ⅲ）マイナポータルの自治体手続オンライン申請サービスについては、申請者及び地方公共団体の事務負担を軽減するため、申請者の所得情報等を申請書に自動転記する機能の実装を検討する。

（関係府省庁：厚生労働省）

（ⅳ）マイナポータル（個人向け行政ポータルサイト）のサービス検索・電子申請機能については、以下の措置を講ずる。

・申請フォームを作成する際にあらかじめ作成した申請様式をマイナポータルに読み取らせることなく簡易に編集できる機能については、令和 10 年度以降に実装し、速やかに運用を開始する。

・様式を特定の者に限定公開する機能の追加については、令和 11 年度以降に実装し、速やかに運用を開始する。

（ⅴ）15 歳未満の申請者の個人番号カードの交付を法定代理人が受ける場合における親子関係の確認に係る事務については、戸籍法（昭 22 法 224）120 条の２第１項２号に基づく同一市区町村内の公用請求が可能となるよう、省令改正を含めた必要な対応について検討し、令和８年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省庁：総務省及び法務省）

（ⅵ）マイナポータルのサービス検索・電子申請機能における政府共通決済基盤を活用した手数料等の収納については、入金時点で普通地方公共団体の一般会計に属する現金と地方公営企業に係る特別会計に属する現金を区別できるよう、地方公共団体が当該手数料等の入金先として指定できる口座の増設について検討し、令和９年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（33）地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令３法 40）

地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化に伴って策定した標準仕様書については、窓口 DXSaaS 及び標準準拠システムを提供する事業者のリソースを踏まえつつ、両者の連携対象となるデータ項目や連携方式等に係る課題を整理し、当該仕様書を改訂することについて、令和８年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。［再掲］

（関係府省庁：こども家庭庁、総務省、文部科学省及び厚生労働省）

(34) 心身障害者扶養共済制度

心身障害者扶養共済制度における提出書類に関して、原本での提出を不要とすることについては、独立行政法人福祉医療機構と心身障害者扶養者生命保険契約を締結している生命保険会社との間で検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省庁：厚生労働省）

(35) 感染症予防事業費等国庫負担（補助）金

感染症予防事業費等国庫負担（補助）金については、地方公共団体の円滑な事務に資するよう、以下のとおりとする。

・集計に係る都道府県の負担軽減を図る観点から、記載漏れや誤記入等を防止するための申請様式等の見直しについて検討し、令和９年度の申請手続から必要な措置を講ずる。
・申請手続の更なる負担軽減策について、地方公共団体の意見を踏まえつつ検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省庁：厚生労働省）

(36) 高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）

高校生等奨学給付金の申請手続については、都道府県へのアンケート調査の結果及び国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会における議論も踏まえ、申請者の利便性の向上及び地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、地方公共団体の事務の実態把握を行った上で、高校生等奨学給付金の申請先を高等学校等就学支援金に合わせること及びオンライン申請を可能とすることについて検討し、令和９年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省庁：文部科学省）

(37) 児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金

児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金については、地方公共団体

の円滑な事務に資するよう、以下のとおりとする。［再掲］

・記載漏れや誤記入等を防止する観点から、申請様式等の見直しについて検討し、結論を得る。その結果に基づいて令和９年度の申請手続から必要な措置を講ずる。
・当該補助金等に係る予算の執行等に関する調査研究事業の結果等を踏まえ、新たなシステムの導入及び申請手続のオンライン化について検討し、令和９年度中にシステムを構築する。
・市区町村が実施主体となる事業における交付申請等に係る都道府県経由事務については、上記のシステムの導入及び申請手続のオンライン化の状況を踏まえ、その在り方について検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省庁：こども家庭庁）

（38）地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金のうち、市区町村（指定都市及び中核市を除く。）を実施主体とする事業に係る事前協議については、以下のとおりとする。

・市区町村が実施主体となる事業について都道府県が行う優先順位付けの目的及び考え方を明確化し、地方公共団体に令和８年度中に通知する。
・都道府県経由事務の廃止については、地方公共団体に対する調査を行い、当該交付金に係る事務全体の執行スケジュールへの影響等の検証結果を踏まえ必要な対応を検討し、令和９年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省庁：厚生労働省）

（39）療育手帳制度に関する事務

療育手帳の交付申請等に係る手続については、マイナポータルによる申請等のオンラインによる手続を可能とすることについて引き続き検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省庁：厚生労働省）

(40) AI の活用環境の整備に関する事務

地方公共団体における AI の活用環境の整備については、地方公共団体が AI を活用し、各行政事務・サービスの質の維持・向上や業務効率化を図ることを支援するため、政府職員向けの生成 AI 利用環境である「ガバメント AI 源内」を構成する一部のソースコード等について、商用利用が可能なライセンスのもと、無償のオープンソースソフトウェア（OSS）として令和８年４月に公開した。

［措置済み（デジタル庁ウェブサイトを介して公開）］

(41) 「地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続きのオンライン化取組状況に関するフォローアップ調査」及び「地方公共団体の行政手続等に係るオンライン利用状況の調査」

デジタル庁が行う「地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続きのオンライン化取組状況に関するフォローアップ調査」及び総務省が行う「地方公共団体の行政手続等に係るオンライン利用状況の調査」については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、令和８年度中に、両調査を一本化するとともに、調査項目の見直しなど、運用を改善した。

（関係府省庁：総務省）

［措置済み（令和８年 10 月６日付け総務省自治行政局行政経営支援室長、デジタル庁国民向けサービスグループ統括官付参事官照会）］

(42) 国の行政機関が策定する地方公共団体向けのガイドライン

国の行政機関が策定する地方公共団体向けのガイドライン（以下この事項において「ガイドライン」という。）については、地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、以下の措置を講ずる。

・政府共通インフォメーションボード及び政府共通 NW/LGWAN 掲示板システム（以下この事項において「電子掲示板」という。）へのガイドラインの掲載を促進するため、電子掲示板の機能等について、関係府省庁に周知した。

［措置済み（令和８年 10 月 26 日デジタル社会推進会議実務担当者会合）］

・上記措置の状況等を踏まえ、農林水産省所管のガイドライン等に係る地方公共団体への情報提供方法については、電子掲示板の活用を含めた具体的

な改善方策を整理し、令和９年中に運用を開始する。
（関係府省庁：農林水産省）

(43) 会計業務電子決裁基盤・証拠書類管理システム（ELGA）

会計業務電子決裁基盤・証拠書類管理システム（ELGA）については、地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、地方公共団体の意見も踏まえつつ、業務プロセスの見直しや当該システムの機能改善等による業務効率化に引き続き取り組む。
（関係府省庁：財務省）

(44) 国・地方共通相談チャットボット（Govbot）

国・地方共通相談チャットボット（Govbot）については、当該チャットボットの積極的な活用を促進することで電話対応に係る地方公共団体の事務負担を軽減するため、地方公共団体のホームページ、広報誌等を活用した住民に対する広報について、地方公共団体に対して協力要請を行うよう、管区行政評価局等に通知した。
（関係府省庁：総務省）
［措置済み（令和８年８月 28 日付け総務省行政評価局行政相談企画課通知）］

(45) デジタルマーケットプレイス（DMP）

デジタルマーケットプレイス（DMP）については、地方公共団体からの利用に関する問合せ等に対応するため、デジタル庁において相談を随時受け付けていることを、地方公共団体に改めて通知した。
［措置済み（令和８年 10 月 19 日付けデジタル庁戦略・組織グループ通知）］

【防災庁】

（１）災害救助法（昭 22 法 118）

賃貸型応急住宅の供与（４条１項１号）に係る被災した地方公共団体の事務については、災害時の負担軽減に資するよう、当該事務に係る取組に対する支援及び事務処理に係る要領・様式等について、改めて地方公共団体に令和８年度中に周知する。

（２）災害対策基本法（昭 36 法 223）

（ⅰ）マイナポータルを活用した罹災証明書の申請（90 条の２第１項）については、申請者の利便性の向上並びに市区町村の負担軽減及び処理の迅速化のため、被災家屋の所在地を示した地図画像の添付欄を設けるとともに、自己判定方式において被災家屋の全景写真等の添付が必須であることを分かりやすく表示するなど、マイナポータルにおける申請画面の標準フォーマットを変更し、その旨を地方公共団体に周知した。［再掲］

（関係府省庁：デジタル庁）

［措置済み（令和８年２月 27 日に周知）］

（ⅱ）都道府県等が国土交通省の防災業務計画（36 条１項）に基づき行う、その管理する道路の被災状況の報告については、国土交通省が被災状況を取りまとめる大規模災害時において、公益財団法人日本道路交通情報センターへの登録情報を、被災状況の確認・整理のための参考情報として活用する運用を開始し、その旨を都道府県等に通知した。

（関係府省庁：国土交通省）

［措置済み（令和８年６月９日付け国土交通省道路局国道・技術課課長補佐、環境安全・防災課課長補佐、道路防災対策室課長補佐事務連絡）］

（ⅲ）災害応急対策又は災害復旧に必要な物資及び資材の備蓄（49 条）については、防災基本計画（34 条）において示されている市区町村による備蓄を基本とする考え方を前提に、備蓄方法を含めた都道府県と市区町村の役割分担や広域連携の在り方等について、地方公共団体の意見を踏まえつつ検討し、自治体備蓄に関するガイドラインを作成の上、令和８年度中に地方公共団体に通知する。

（ⅳ）避難行動要支援者名簿（49 条の 10）に記載し、又は記録された情報を避難支援等関係者へ提供すること（49 条の 11）については、障害者手帳等の申請・交付時にあらかじめ本人の同意を得ることで、市町村に居住する要配慮者を避難行動要支援者と該当させることとした時点において可能となる旨を、次回の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平 25 内閣府（防災担当））の更新の際に記載し、地方公共団体に通知する。

（関係府省庁：総務省及び厚生労働省）

（ｖ）緊急通行車両についての確認（施行令 33 条）に係る申出の手続（施行規則６条）の簡素化については、災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることの確認が適切に行われることを前提に、当該申出の手続を行う市区町村等の事務負担の軽減に資するよう、緊急通行車両確認申出書（施行規則６条１項の別記様式３）の「車両の用途」欄の記載について、所定の様式以外の資料の提出に代えられることについて検討し、令和８年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。［再掲］

（関係府省庁：警察庁及び総務省）

（３）災害弔慰金の支給等に関する法律（昭 48 法 82）

災害弔慰金の支給（３条）に際しての自然災害による死亡であるか否かの判定については、安易に共通的な考え方を示した場合、当該支給の対象であるか否かの判定が個々の事情を踏まえて行われない懸念を伴うことに留意しつつ、市区町村の事務負担の軽減の観点から、災害関連死事例集（令３内閣府）が活用されやすくなるよう、審議会その他合議制の機関（18 条）を設置する市区町村等からの聞き取りを行った上で、掲載事例を参照しやすい手法を検討し、令和８年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（４）避難所となる公立学校施設の防災機能に関する調査及び指定避難所の防災機能設備等の確保状況に関する調査

「避難所となる公立学校施設の防災機能に関する調査」及び「指定避難所の防災機能設備等の確保状況に関する調査」において共通的な調査項目である「防災機能設備等の確保状況」については、地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、令和８年度から「指定避難所の防災機能設備等の確保状況に関する調査」に一本化し、把握することとする。

（関係府省庁：文部科学省）

【総務省】

（１）地方自治法（昭 22 法 67）

（ⅰ）地方公共団体からの誤払金等の相手方による返納（施行令 159 条）については、戻入金に係る当該返納が指定納付受託者制度、指定公金事務取扱者制度及び eL-QR を活用した公金収納の対象であることを地方公共団体に通知した。

［措置済み（令和８年２月 25 日付け総務省自治行政局行政課長通知）］

（ⅱ）普通地方公共団体の長による、指定公金事務取扱者に対する公金の支出に関する事務の委託（243 条の２）については、公共料金等の特定の経費に係る請求に対する支払事務のみを委託する場合に、指定公金事務取扱者に対する当該支払に必要な資金の交付は、必ずしも事前の交付に限られるものではないことを明確化し、地方公共団体に通知した。

［措置済み（令和８年２月 25 日付け総務省自治行政局行政課長通知）］

（ⅲ）小切手等による証券納付（231 条の２第３項）及び小切手の振出し等による支払（232 条の６第１項）については、手形・小切手の電子交換所における交換廃止等に伴う地方公共団体における対応を明確化し、地方公共団体に通知した。

［措置済み（令和８年９月 29 日付け総務省自治行政局行政課長通知）］

（ⅳ）監査委員が監査の事務を補助する者（以下この事項において「外部監査人補助者」という。）に係る協議が調った場合等に告示すべき事項（252 条の 32 第２項及び９項）及び地方公共団体の長が包括外部監査契約又は個別外部監査契約を締結した場合に告示すべき事項（施行令 174 条の 49 の 28 第１号及び 174 条の 49 の 35 第１号）については、外部監査人及び外部監査人補助者の住所の告示を廃止した。

［措置済み（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和８年法律第 27 号）、地方自治法施行令及び公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和８年政令第 262 号））］

（ⅴ）市区町村長が地縁による団体を認可地縁団体として認可した場合等に告示すべき事項（施行規則 19 条１項）については、省令を改正し、認可

地縁団体の代表者等の住所に係る告示を廃止する等の措置を講じた。

［措置済み（地方自治法施行規則の一部を改正する省令（令和８年総務省令第 86 号））］

（vi）地方公務員給与実態調査については、地方公共団体の負担軽減に資するよう、以下のとおりとする。

・令和８年調査については、入力事項の削減及び調査要領の改定による事務の簡素化を行い、地方公共団体に通知した。

［措置済み（令和８年４月 20 日付け総務省自治行政局公務員部給与能率推進室長通知）］

・上記措置の状況等を踏まえ、入力事項の削減、様式の見直し、入力時の注意事項の整理等、更なる負担軽減策について検討し、令和９年調査までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

・システム上で調査を行うことについては、既にシステム上で調査を行っている事例、新たに試行的にシステム上で調査を行う事例、システム改修の状況等を踏まえつつ、実現に向け、引き続き検討する。

（vii）地方公共団体定員管理調査については、地方公共団体の負担軽減に資するよう、以下のとおりとする。

・令和８年調査については、様式の見直し及び廃止による事務の簡素化を行い、地方公共団体に通知した。

［措置済み（令和８年４月 20 日付け総務省自治行政局公務員部給与能率推進室長通知）］

・上記措置の状況等を踏まえ、入力事項の削減、様式の見直し、入力時の注意事項の整理等、更なる負担軽減策について検討し、令和９年調査までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

・システム上で調査を行うことについては、既にシステム上で調査を行っている事例、新たに試行的にシステム上で調査を行う事例、システム改修の状況等を踏まえつつ、実現に向け、引き続き検討する。

（viii）地方公共団体の長が長期にわたり意思表示できない場合等における対応については、以下のとおりとする。

・地方公共団体の長が病気等により意識不明となり回復の見込みがない場合等における現行制度上の対応を整理し、地方公共団体に通知した。

［措置済み（令和８年10月30日付け総務省自治行政局行政課長通知）］

・地方公共団体の長が円滑に退職できる制度を設ける方向で検討し、令和９年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（ix）地方公共団体の持つ債権（強制徴収により徴収する債権を除く。）については、240条及び施行令171条から171条の７の規定による措置のほか、条例又は96条１項10号に基づく権利の放棄ができること等について、地方公共団体に令和８年度中に周知する。

（x）指定納付受託者による歳入等の納付に係る通知（231条の２の２及び施行規則12条の２の11第１項）については、バーコードで管理される収納情報と同一の情報により収納処理が行われるものであれば、二次元コードや決済番号を記載した通知も可能であること及び電子情報処理組織を使用した通知も可能であることを明確化し、地方公共団体に令和８年度中に通知する。

（xi）地方公共団体の議会において議決された条例及び予算の地方公共団体の長への送付手続（16条１項及び219条１項）については、当該送付手続に係る地方公共団体の事務負担の軽減策を検討し、令和８年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（xii）地方公共団体の会計管理者等が直接収納した現金の指定金融機関等への払込み等に、地方税ポータルシステム（eLTAX）を活用することについては、関係機関へのヒアリングの結果や制度の運用面、技術面への影響も踏まえて検討し、令和９年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（２）地方自治法（昭22法67）及び地方公営企業法（昭27法292）

予算に関する説明書のうち給与費明細書の様式（地方自治法施行規則15条の２の別記様式及び地方公営企業法施行規則46条１項２号の別記３号様式）については、省令を改正し、記載項目を簡素化した。

［措置済み（地方自治法施行規則の一部を改正する省令（令和８年総務省令第35号）、地方公営企業法施行規則の一部を改正する省令（令和８年総務省令第36号））］

（３）地方自治法（昭 22 法 67）及び情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平 14 法 151）

処分通知等を行う場合において、当該処分通知等を受ける者が電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の主務省令で定める方式による表示（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律７条１項ただし書。以下この事項において「表示方法」という。）については、以下の措置を講ずる。［再掲］

・歳入の収入の方法における納入義務者に対する納入の通知（地方自治法 231 条）については、オンライン申請時に申請フォーム等に必要事項を表示し、当該申請フォーム等から申請を行うことをもって、表示方法とすることが可能である旨を、地方公共団体に令和８年度中に通知する。
・現行制度上可能な表示方法に関する運用の考え方については、関係府省庁に令和９年中に周知する。

（関係府省庁：デジタル庁）

（４）戸籍法（昭 22 法 224）

戸籍の届出における届出人等の住所の事実の確認については、市区町村における当該確認に係る事務の実態を調査した上で、住民基本台帳ネットワークシステムの活用の要否について検討し、令和８年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省庁：法務省）

（５）戸籍法（昭 22 法 224）、地方税法（昭 25 法 226）及び住民基本台帳法（昭 42 法 81）

国又は地方公共団体の機関が、法令の定める事務を遂行するために行う各種証明書の請求（戸籍法 10 条の２第２項、地方税法 20 条の 11 及び住民基本台帳法 12 条の２）（以下この事項において「公用請求」という。）については、以下のとおりとする。

・戸籍謄本等の公用請求については、戸籍電子証明書のオンラインでの請求に係る環境整備及び手続の簡素化に向け、国や地方公共団体が戸籍情報連携システムを活用した公用請求を行うことができるよう、当該システムの

運用や使用料等について検討し、令和８年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

・住民票等のオンラインでの公用請求については、地方公共団体における公用請求の運用実態及び公用請求のオンライン化に関するニーズの調査の結果を踏まえ検討し、令和９年度までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省庁：法務省）

（６）戸籍法（昭 22 法 224）及び住民基本台帳法（昭 42 法 81）

（ⅰ）国又は地方公共団体の機関が法令の定める事務を遂行するために戸籍法 10 条の２第２項、住民基本台帳法 12 条の２第１項等の規定に基づいて行う戸籍謄本及び住民票の写し等の交付の請求については、交付に係る地方公共団体の事務負担を軽減するため、公用請求書における記載項目等に係る留意事項について整理し、関係する府省庁及び地方公共団体に令和８年度中に通知する。

（関係府省庁：法務省）

（ⅱ）士業者による各種証明書の職務上請求（戸籍法 10 条の２第３項及び住民基本台帳法 12 条の３第２項）のうち、戸籍に関する証明書の職務上請求については、「職務上請求システムに係る共通化推進方針」（令８法務省）に基づき、士業者、士業者団体及び市区町村の事務負担の軽減、不正請求の防止並びに国・地方を通じたトータルコストの最小化を図るため、一部士業者団体において構築するとの結論を得た職務上請求システムに関して、他の士業者団体における将来的な共同利用も視野に入れつつ、市区町村、他の士業者団体及び各士業者所管省庁との意見交換の内容を踏まえ、令和９年度中の運用開始に向けて必要な支援を行う。

また、住民票の写し等の職務上請求については、戸籍に関する証明書の職務上請求システムにおける検討結果を踏まえて具体的内容を検討し、可能な限り早期に結論を得る。［再掲］

（関係府省庁：デジタル庁及び法務省）

（７）地方財政法（昭 23 法 109）

決算済みの事業が、主管省庁が事業実施（着工）年度の翌年度において国庫補助事業として採択することを認証したいわゆる施越事業に該当する場合については、当該事業に係る地方債が補助災害復旧事業債以外の災害復旧事業債であっても起債が可能であることを明確化し、地方公共団体に令和９年４月に通知する。

（８）消防法（昭 23 法 186）

（ⅰ）製造所、貯蔵所又は取扱所（10 条。以下この事項において「危険物施設」という。）の位置、構造又は設備に係る変更許可（11 条）については、高度な保安体制が構築されている危険物施設において軽微な変更を行う場合は、当該許可を不要とし、事後届出とする。

（ⅱ）消防法違反者に対する罰則（第９章）については、地方公共団体による告発等の判断に資するよう、防火対象物実態等調査において告発を実施したとの報告があった消防本部から、当該告発事案に係る建物の図面・写真や判例等の情報について、個人情報等の取扱いに留意しつつ収集・整理し、令和８年度から地方公共団体に周知する。

（９）消防法（昭 23 法 186）及び土地収用法（昭 26 法 219）

消防署及び消防団詰所については、消防法によって設置する消防の用に供する施設（土地収用法３条 19 号。以下この事項において同じ。）に該当せず、地方公共団体が設置する庁舎その他直接その事務又は事業の用に供する施設（同条 31 号）に該当することを明確化し、消防法によって設置する消防の用に供する施設に該当する施設の例と併せて、地方公共団体等に令和８年度中に通知する。

（関係府省庁：国土交通省）

（10）消防法（昭 23 法 186）及び住民基本台帳法（昭 42 法 81）

危険物取扱者及び消防設備士の免状の交付等（消防法 13 条の２及び 17 条の７）に係る手続については、都道府県の事務負担の軽減及び国民の利便性の向上を図るため、免状の不交付決定及び返納命令以外の全ての免状事務について、都道府県知事から指定試験機関への委託を可能とした上で、国家資格

等情報連携・活用システムを活用することとし、その際に、当該指定試験機関が当該免状事務において住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報の提供を受けることができる仕組みを構築し、令和 11 年度中を目途に運用を開始する。

また、国家資格等情報連携・活用システムにおけるデジタル資格者証を危険物取扱者及び消防設備士の免状の原本とすることについては、デジタル資格者証の法令上の取扱いを整理した上で、当該システムの活用状況等を踏まえ検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。［再掲］

（関係府省庁：デジタル庁）

(11) お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭 24 法 224）

年賀寄付金配分事業の申請に係る都道府県知事の意見書（施行令２条２項）については、政令及び省令を改正し、当該意見書の添付を任意とした。

［措置済み（お年玉付郵便葉書等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和８年政令第 297 号）、お年玉付郵便葉書等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和８年総務省令第 110 号））］

(12) 政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭 24 法 256）

対価の支払の時期等を書面により明らかにしなければならないとされていること（４条）については、当該書面による方法は契約書による場合に限られるものではなく、契約当事者双方が同意し相互に拘束し得るものであれば、請書等の書面又は電磁的記録（電子メール等）によることも可能である旨を、地方公共団体に令和８年度中に通知する。

（関係府省庁：財務省）

(13) 公職選挙法（昭 25 法 100）

病院等の指定施設における不在者投票（49 条１項）において選挙人が候補者の氏名等を見られるようにする場合の取扱いについては、選挙の公正を確保しつつ選挙人の投票の便宜を図れるよう、地方公共団体からの相談に応じる。

(14) 地方税法（昭 25 法 226）

（ⅰ）給与所得に係る特別徴収税額の変更通知（321 条の６第１項）については、税務システム標準仕様書を改定し、市区町村の判断で、特別徴収義務者に送付するための過年度分の当該通知作成の有無を選択できるようにした。

［措置済み（税務システム標準仕様書【第 6.0 版】4 機能要件 010 個人住民税）］

（ⅱ）償却資産に対する固定資産税の賦課徴収に係る所得税又は法人税に関する書類の閲覧等（354 条の２）の規定に基づく閲覧事務については、国税総合管理（KSK）システム及び地方税ポータルシステム（eLTAX）の改修により、所得税関係について令和８年９月から、また、法人税関係について令和９年９月から、地方公共団体が当該書類の電子データを閲覧することを可能とし、その旨を地方公共団体に通知した。［再掲］

（関係府省庁：デジタル庁及び財務省）

［措置済み（令和８年９月 18 日付け総務省自治税務局企画課電子化推進室長通知）］

（ⅲ）地方税における債権差押通知書の通知については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平 14 法 151）７条１項に基づき、電子情報処理組織を使用する方法により行うことも可能であることを明確化し、地方公共団体に令和８年度中に通知する。［再掲］

（関係府省庁：デジタル庁）

（ⅳ）地方自治法（昭 22 法 67）231 条の３第３項の規定に基づき地方税の滞納処分の例により処分することができるとされている債権（いわゆる強制徴収公債権）の徴収については、滞納者に係る財産情報を他の地方公共団体の税務部局に提供する場合における守秘義務の取扱いについて明確化し、地方公共団体に令和８年度中に通知する。

（ⅴ）障害者に対する自動車税及び軽自動車税の減免（164 条及び 456 条）の申請については、「生計同一証明書」及び「常時介護証明書」の提出を不要とし、当該証明書以外の方法により要件を確認することが、地方公共団体の裁量により既に可能である旨を、地方公共団体に改めて通知した。

（関係府省庁：厚生労働省）

［措置済み（令和８年●月●日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）］

（vi）個人の市町村民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書（317 条の３の３）については、市区町村の事務負担の軽減に資するよう、死亡した扶養親族等に係る記載の修正方法を明確化し、公的年金等支払者から公的年金等受給者に令和９年中に周知する。

（関係府省庁：財務省、文部科学省及び厚生労働省）

（vii）納税証明書（20 条の 10）及び条例で定める所得課税証明書なども含めた各種税証明書の交付については、「納税証明書等の請求・交付システムに係る共通化推進方針」（令８総務省、デジタル庁）に基づき、地方税ポータルシステム（eLTAX）の更改・改修スケジュールや地方公共団体の事務負担等を考慮しつつ、電子的な交付の方策について検討し、令和９年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。［再掲］

（関係府省庁：デジタル庁）

（viii）法定外税における市町村税の賦課徴収に係る事務処理を都道府県が行うことを可能とすることについては、第 34 次地方制度調査会における国、都道府県及び市町村間の役割分担の在り方等の議論も踏まえつつ、地方公共団体の事務負担の軽減に資する方策について検討し、令和９年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（ix）国民健康保険税の特別徴収については、行政機関間の情報連携基盤（以下この事項において「公共サービスメッシュ」という。）の仕様や関係機関の公共サービスメッシュへの接続時期を踏まえ、特別徴収の事務の改善に必要な情報連携の方法等について引き続き検討し、令和 10 年度を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省庁：厚生労働省）

（15）地方税法（昭 25 法 226）及び租税特別措置法（昭 32 法 26）

肉用牛の売却による農業所得の課税の特例（租税特別措置法 25 条）については、国税総合管理（KSK）システム及び地方税ポータルシステム（eLTAX）

の改修により、「肉用牛の売却による所得の税額計算書」及び「収支内訳書」等に関する国と地方公共団体との情報連携を可能とし、その旨を地方公共団体に通知した。

（関係府省庁：財務省及び厚生労働省）

［措置済み（令和８年９月 18 日付け総務省自治税務局企画課電子化推進室長通知）］

（16）地方税法（昭 25 法 226）及び国民健康保険法（昭 33 法 192）

（ⅰ）国民健康保険料（税）の減額に関する基準を条例で規定することについては、地方公共団体の条例改正に係る事務負担の軽減を図る観点から、法令改正の概要や条例（例）の事前案等について、可能な限り早期に地方公共団体に情報提供する。また、条例改正に係る時間的制約への対応について、地方公共団体における事例を令和８年度中に地方公共団体に併せて情報提供する。

（関係府省庁：厚生労働省）

（ⅱ）国民健康保険保険基盤安定負担金（国民健康保険法 72 条の４）の算定方法の見直しについては、賦課期日後に入国する留学生等に対する国民健康保険料（税）の減額分に関し、現行制度における負担金の交付額と軽減額の乖離の実態や、算定に係る要件を変更することによる事務への影響等について、市区町村に対する調査を実施した上で、その結果を踏まえて検討し、令和８年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省庁：厚生労働省）

（17）地方税法（昭 25 法 226）、国民健康保険法（昭 33 法 192）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭 57 法 80）、介護保険法（平９法 123）、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令３法 38）

公的年金等の所得に係る仮特別徴収税額等の還付事務については、地方公共団体の負担軽減に資するよう、以下の措置を講ずる。

・住民税、国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険の還付に関する

事務について特別徴収対象年金所得者に係る公金受取口座情報の利用が可能であることを地方公共団体に令和８年度中に通知する。

（関係府省庁：厚生労働省）

(18) 地方税法（昭 25 法 226）、不動産登記法（平 16 法 123）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平 25 法 27）

不動産登記に関する事務において、登記所が個人番号及び法人番号を取得することについては、地方税の課税事務の効率化を実現する観点に加え、不動産登記が国民生活に必要不可欠な社会インフラであることを踏まえて、個人番号の利用による行政の効率化及び公平・公正な社会を実現する観点から、以下に掲げる事項の実現に向けて、不動産登記の情報を利用する事務を所管する府省庁が果たすべき責務を含めて検討し、令和９年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。［再掲］

・個人番号利用事務（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表）に不動産登記に関する事務を追加すること。

・地方税法 382 条に基づく登記所から市町村長へ通知する事項に個人番号及び法人番号を追加するとともに、当該通知事項を税務システムに取り込むことができるよう、標準仕様書を改訂すること。

（関係府省庁：デジタル庁及び法務省）

(19) 地方公務員法（昭 25 法 261）

地方公務員の管理監督職勤務上限年齢制に係る事項については、地方公共団体における実態や国家公務員制度の見直しに係る今後の議論の動向も踏まえ、中長期的に検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(20) 地方公務員法（昭 25 法 261）及び空家等対策の推進に関する特別措置法（平 26 法 127）

空家等の所有者等に関する情報の内部利用（空家等対策の推進に関する特別措置法 10 条１項）については、以下のとおりとする。

・市町村（特別区を含む。以下この事項において同じ。）の福祉部局等がそ

の事務のために利用する目的で保有する情報のうち、障害福祉に係る情報を空家等対策の推進に関する特別措置法の施行のために必要な限度において、地方公務員法 34 条の守秘義務に抵触することなく市町村内部で提供することができる情報の範囲の考え方について検討し、令和９年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

・固定資産税の課税のために利用する目的で保有する空家等の所有者等に関する情報のうち、「固定資産税の課税のために利用する目的で保有する空家等の所有者に関する情報の内部利用等について」（平 27 国土交通省住宅局住宅総合整備課長、総務省自治行政局地域振興室長通知）における「空家等（以下「空家等」という。）の所有者に関する氏名その他の法の施行のために必要な限度の情報（具体的には、空家等の所有者（納税義務者）又は必要な場合における納税管理人の氏名又は名称並びに住所及び電話番号といった事項に限られる。）」の「といった事項」に該当すると解し得るものの活用事例の周知について検討し、令和９年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省庁：厚生労働省及び国土交通省）

(21) 行政書士法（昭 26 法４）

行政書士試験については、都道府県の事務負担の軽減を図るため、令和８年中に省令を改正し、都道府県が指定試験機関に合格の決定に関する事務を行わせることを可能とする。

(22) 出入国管理及び難民認定法（昭 26 令 319）

在留資格の変更（20 条）及び在留期間の更新（21 条）等の申請については、申請人の利便性の向上及び市区町村の事務負担の軽減のため、令和９年中に住民税納税情報をマイナンバー制度における情報連携の対象に追加し、住民税納税証明書の提出の省略を可能とする。また、情報連携が可能となるまでの間において、電子的な手段による公用照会を含め、市区町村の事務負担を軽減する方策を検討し、令和８年度中に結論を得る。その結果に基づいて可能な限り早期に必要な措置を講ずる。［再掲］

（関係府省庁：デジタル庁及び法務省）

(23) 出入国管理及び難民認定法（昭 26 令 319）、住民基本台帳法（昭 42 法 81）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平３法 71）

住居地の変更による在留カード等の IC チップ内の情報の書き換えについては、市区町村の事務負担の軽減に資するよう、住民記録システムと住居地等書換アプリケーションとの間における住居地データの連携の方策を検討し、令和９年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省庁：法務省）

(24) 租税特別措置法（昭 32 法 26）

所得税等の軽減措置の適用に係る市区町村が交付する証明書については、以下の措置を講ずる。

・住宅用家屋証明書（施行令 41 条、42 条及び 55 条）の発行については、これまでに市区町村から寄せられた照会の内容を踏まえた参考事例を国土交通省ホームページで公表し、証明書発行に関する市区町村からの問い合わせについては国土交通省住宅局において相談に応じていることと併せて、市区町村に令和９年中に周知する。また、当該証明書が住宅用家屋の所有権の保存登記等に係る登録免許税の税率の軽減措置（72 条の２等）等、複数の税制上の特例措置の適用に係る添付書類として活用されていることや、再発行は市区町村が任意に行うものであり、紛失すると再取得が困難な場合があることを踏まえ、税務当局及び関係団体と連携しつつ、納税者による当該証明書の適切な保管についても、令和９年中に改めて周知する。

・住宅耐震改修に係る所得税額の特別控除（41 条の 19 の２）の適用に係る住宅耐震改修証明書（施行規則 19 条の 11 の２）及び耐震改修が行われた住宅等に対する固定資産税の減額（地方税法（昭 25 法 226）附則 15 条の９）の適用に係る住宅耐震改修証明書（同法施行規則附則７条７項）については、当該証明書の交付が市区町村の任意の事務であることを明確化し、市区町村に令和９年中に通知する。

（関係府省庁：財務省及び国土交通省）

(25) 国民健康保険法（昭 33 法 192）

国民健康保険の資格喪失の時期（８条）については、他の医療保険と重複して被保険者資格を有することによって生じる課題を解決するため、被保険者資格を喪失する事由に該当するに至った日からその資格を喪失することとした。

（関係府省庁：厚生労働省）

［措置済み（健康保険法等の一部を改正する法律（令和８年法律第 31 号））］

(26) 国税徴収法（昭 34 法 147）、国税通則法（昭 37 法 66）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平 25 法 27）

税務署から地方公共団体への住民税課税情報等の照会（国税徴収法 146 条の２並びに国税通則法 74 条の 12 第１項及び２項）については、令和７年度における地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化や、令和８年度の国税情報システム（国税総合管理（KSK）システム、国税電子申告・納税システム（e-Tax））及び地方税のオンライン手続のためのシステム（eLTAX）の刷新・改修を踏まえて、令和９年中に原則オンライン化する。［再掲］

（関係府省庁：デジタル庁及び財務省）

(27) 道路交通法（昭 35 法 105）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平 25 法 27）

運転免許証等と一体化した個人番号カードの更新に当たり、運転免許センター等に行かずとも、新たに交付される個人番号カードに、自動的に免許情報等が引き継がれる手続（道路交通法施行規則 21 条の 16 の２及び 30 条の 17 の２。以下この事項において「マイナ免許証等継続利用」という。）については、申請者及び市区町村の負担軽減に資するよう、以下の措置を講ずる。［再掲］

・本人の責めによらず個人番号カードが失効した場合についても、マイナ免許証等継続利用の対象とすることとし、その旨を地方公共団体に令和９年度中に通知する。
・郵送申請による個人番号カードの更新についても、マイナ免許証等継続利用の対象とすることとし、その旨を地方公共団体に令和９年度中に通知す

る。
（関係府省庁：警察庁）

（28）災害対策基本法（昭 36 法 223）

（ⅰ）避難行動要支援者名簿（49 条の 10）に記載し、又は記録された情報を避難支援等関係者へ提供すること（49 条の 11）については、障害者手帳等の申請・交付時にあらかじめ本人の同意を得ることで、市町村に居住する要配慮者を避難行動要支援者と該当させることとした時点において可能となる旨を、次回の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平 25 内閣府（防災担当））の更新の際に記載し、地方公共団体に通知する。［再掲］
（関係府省庁：防災庁及び厚生労働省）

（ⅱ）緊急通行車両についての確認（施行令 33 条）に係る申出の手続（施行規則６条）の簡素化については、災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることの確認が適切に行われることを前提に、当該申出の手続を行う市区町村等の事務負担の軽減に資するよう、緊急通行車両確認申出書（施行規則６条１項の別記様式３）の「車両の用途」欄の記載について、所定の様式以外の資料の提出に代えられることについて検討し、令和８年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。［再掲］
（関係府省庁：警察庁及び防災庁）

（29）住居表示に関する法律（昭 37 法 119）

（ⅰ）街区表示板の設置（８条１項）については、市区町村の事務負担を軽減するため、告示を改正し、設置場所等に係る基準を緩和した。
［措置済み（昭和 38 年自治省告示第 117 号（街区方式による住居表示の実施基準）の一部を改正する件（令和８年総務省告示第 70 号））］

（ⅱ）市区町村が行う住居表示業務については、「住所・所在地情報管理システムに係る共通化推進方針」（令８デジタル庁、総務省）に基づき、住居表示台帳の電子化及びパイロットシステムの開発を進めるとともに、令和９年度に実施する業務検証を踏まえ、今後の整備方針について検討

し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。［再掲］
（関係府省庁：デジタル庁）

(30) 行政相談委員法（昭 41 法 99）

行政相談委員（以下この事項において「委員」という。）の委嘱に係る市区町村からの候補者の推薦については、複数の市区町村を担当区域とする広域的な委員の配置が可能である場合の考え方を整理し、市区町村に通知した。また、市区町村の事務負担の軽減に資するよう、現職委員に係る再委嘱の意向確認及び当該委員からの関係書類の入手については、市区町村の意向を踏まえつつ、原則として、管区行政評価局等が行うものとし、その旨を管区行政評価局等に通知した。

［措置済み（令和８年７月３日付け行政評価局行政相談企画課長事務連絡）］

(31) 住民基本台帳法（昭 42 法 81）

（ⅰ）司法試験及び司法試験予備試験の出願（司法試験法施行規則（平 17 法務省令 84）５条１項及び４項）に係る手続については、令和８年から、国家資格等情報連携・活用システムによるオンライン出願を導入し、受験者がオンライン出願を選択した場合には、原則として、出願時の住民票の写しの添付及び住民票コードの提供を不要とした。

（関係府省庁：法務省）

［措置済み（法務省ホームページ「令和８年司法試験の実施について」、「令和８年司法試験予備試験の実施について」にて公表）］

（ⅱ）転入及び転出の届出（22 条及び 24 条）については、多数の届出を代理人が一括して行う事例の実態及び当該届出をする本人の個人番号カードの所有状況を把握し、その結果を踏まえて、個人番号カードを活用した特例転入（24 条の２）を活用するよう、関係機関又は関係団体に対し、令和８年中に協力要請を行う。

（ⅲ）本人等の請求による住民票の写し等の交付（12 条から 12 条の４）については、請求書における自署を不要とすることについて、令和８年度から実施する地方公共団体等へのヒアリングの結果を踏まえ検討し、令和９年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。［再掲］

（関係府省庁：デジタル庁）

(32) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭 57 法 80）及び地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平元法 64）

特定健康診査等に関する記録の提供（高齢者の医療の確保に関する法律 27 条）については、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則（平元厚生省令 34）を改正し、令和８年度中に全国で運用を開始することとしている電子カルテ情報共有サービスにおいて、事業者が行う健康診断を含む健康診断等の結果の取得を順次可能とする。

（関係府省庁：厚生労働省）

(33) 救急救命士法（平３法 36）

ビデオ硬性挿管用喉頭鏡を用いた気管内チューブによる気道確保の実施に係る認定（「「救急救命士の気管内チューブによる気道確保の実施に係るメディカルコントロール体制の充実強化について」等の一部改正について」（平 27 消防庁救急企画室長、厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）２留意事項。以下この事項において「認定」という。）については、速やかな認定に資する取組事例を都道府県に通知した。

（関係府省庁：厚生労働省）

［措置済み（令和８年４月 14 日付け消防庁救急企画室、厚生労働省医政局地域医療計画課事務連絡）］

(34) 介護保険法（平９法 123）

特定入所者介護サービス費の支給（51 条の３）に係る非課税年金勘案の事務については、マイナンバー制度における情報連携により住所地特例対象者等の非課税年金情報を取得できることを明確化し、地方公共団体に通知した。

（関係府省庁：財務省、文部科学省及び厚生労働省）

［措置済み（令和８年７月 31 日付け厚生労働省老健局介護保険計画課長通知）］

(35) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法

律（平 14 法 153）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平 25 法 27）

（ⅰ）賦課期日（地方税法（昭 25 法 226）39 条及び 318 条）以降に他の市区町村に転出した者に係る当該年の個人住民税の課税（非課税）証明書については、国民の利便性の向上及び地方公共団体の事務の効率化のため、令和９年度から順次コンビニエンスストアの情報キオスク端末による取得が可能となるよう、令和８年度中にコンビニ交付サービスに係るシステムを改修する。

（ⅱ）個人番号カードに搭載される署名用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律３条１項）が住民票の異動等により失効した場合（同法 15 条１項２号）の再発行の手続を代理人が行う場合については、代理人及び市区町村の負担を軽減するため、委任状と電子証明書暗証番号変更・再設定申請書を一体化した様式を活用できることについて、市区町村に令和８年度中に通知する。

（ⅲ）個人番号カードに搭載される公的個人認証サービスの電子証明書の有効期間満了に伴う更新手続については、市区町村の周知の負担を軽減するため、地方公共団体情報システム機構が運営するマイナンバーカード総合サイトにおいて、当該手続に係る各市区町村における窓口予約の有無や混雑状況等が把握できる、総務省が公開している「マイナンバーカード交付状況等に関するダッシュボード」の案内を掲載するなど、窓口予約の周知に資する方策について検討し、令和８年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(36) 個人情報の保護に関する法律（平 15 法 57）

ドメスティック・バイオレンス（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平 13 法 31）１条１項に規定する配偶者からの暴力をいう。）、ストーカー行為等（ストーカー行為等の規制等に関する法律（平 12 法 81）６条）、児童虐待（児童虐待の防止等に関する法律（平 12 法 82）２条）及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置対象者の申出の相手方からの保有個人情報開示請求への対応については、関係府省庁と連携し、その開示に当たっての留意点等について、

地方公共団体に令和８年度中を目途に周知する。［再掲］
（関係府省庁：個人情報保護委員会）

(37) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平 16 法 112）

武力攻撃事態等における安否情報収集・提供システムについては、市区町村の事務負担を軽減するため、個人番号カード等の券面情報の読み込みにより、氏名・住所等の入力を省力化する機能等を追加することについて検討し、令和８年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。［再掲］
（関係府省庁：内閣官房及びデジタル庁）

(38) 統計法（平 19 法 53）

（ｉ）労働力調査、小売物価統計調査及び社会生活基本調査については、以下の措置を講じた。

・労働力調査については、オンライン回答率の向上等の観点から、オンライン回答の期限を延長するとともに、調査対象世帯へのリマインドメールの自動配信や二次元コード読み取りによるログイン情報の自動入力が可能となるよう、政府統計オンライン調査システムの機能改修を行った。
［措置済み（令和７年２月 26 日令和６年度労働力調査等に関する都道府県検討会）］

・小売物価統計調査については、調査員の負担軽減等の観点から、一部の調査品目について、調査員による調査から販売時点情報管理データ（POS データ）を活用した調査へ変更するため、小売物価統計調査規則を改正した。
［措置済み（小売物価統計調査規則の一部を改正する省令（令和７年総務省令第 105 号））］

・社会生活基本調査については、調査員の負担軽減等の観点から、準備調査における聞き取り項目の見直しや郵送配布方式を一部導入するとともに、オンライン回答率の向上等の観点から、「スマートフォン版

電子調査票」の改修やナッジ手法を導入した「インターネット回答促進リーフレット」等を新たに作成した。

［措置済み（社会生活基本調査規則の一部を改正する省令（令和８年総務省令第 65 号））］

（ⅱ）国勢調査（５条２項）の公表期日前統計情報等については、「公表期日前統計情報等を共有する範囲等に関する要領」（平 23 総務省統計局長決定）を改正し、令和７年国勢調査以降における調査結果の事前提供が可能な範囲に政令指定都市を含めることとし、その旨を地方公共団体に通知した。

［措置済み（令和８年３月 26 日付け総務省統計局統計調査部国勢統計課審査発表係長事務連絡、令和８年３月 26 日総務省統計局長決定）］

（ⅲ）経済センサス‐活動調査については、令和８年３月に省令を改正し、郵送配布方式による調査対象を拡大するとともに、回答内容の審査に係る都道府県の事務負担を軽減するため、オンライン調査システムの機能改善を行った。

（関係府省庁：経済産業省）

［措置済み（経済センサス活動調査規則の一部を改正する省令（令和８年総務省・経済産業省令第１号））］

（ⅳ）普通交付税の額の算定（地方交付税法（昭 25 法 211）10 条）を目的として学校基本調査の調査票情報の二次利用を行う場合については、地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、文部科学省が一括で必要な手続をとること（32 条１項）により、地方公共団体における個別の申請を不要とし、その旨を地方公共団体に通知した。

（関係府省庁：文部科学省）

［措置済み（令和８年５月 11 日付け文部科学省総合教育政策局参事官（調査企画担当）付事務連絡）］

（ⅴ）地方公務員給与実態調査のうち、基幹統計調査として実施する調査については、地方公共団体の負担軽減に資するよう、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会における議論を踏まえ、都道府県経由事務の廃止を含め、地方公務員給与実態調査システムの見直しによる事務の効率化について検討し、令和９年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な

措置を講ずる。

（ⅵ）国勢調査（５条２項）、住宅・土地統計調査、就業構造基本調査及び全国家計構造調査については、地方公共団体の意見、前回調査の結果及び他の統計調査の取組を踏まえた上で、都道府県に必要な情報提供を行うことを前提に、都道府県を経由せず市区町村が直接国と連絡調整を行うことを可能とすることを含めた地方公共団体の事務負担の軽減に資する方策について検討し、令和９年以降に行うそれぞれの次回調査までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（ⅶ）経済センサス‐基礎調査及び経済センサス‐活動調査については、地方公共団体の意見、前回調査の結果及び他の統計調査の取組を踏まえた上で、都道府県に必要な情報提供を行うことを前提に、都道府県を経由せず市区町村が直接国と連絡調整を行うことを可能とすることを含めた地方公共団体の事務負担の軽減に資する方策について検討し、令和 11 年以降に行うそれぞれの次回調査までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省庁：経済産業省）

(39) 地方公共団体金融機構法（平 19 法 64）

地方公共団体金融機構資金（以下この事項において「機構資金」という。）については、今後、公共施設等の老朽化対策及び「地域未来戦略」（令和８年７月 21 日閣議決定）に基づく産業クラスター形成に向けた大規模な公共インフラ整備等に伴う長期資金の需要の増加が見込まれる中で、地方公共団体が安定的な財政運営の見通しを立てられるよう、地方公共団体に対する機構資金の貸付けの在り方について検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。【Ｐ】

(40) 子ども・子育て支援法（平 24 法 65）

（ⅰ）乳児等通園支援事業における地方税関係情報の取得については、利用者の利便性の向上及び市区町村の事務負担の軽減を図るため、以下の措置を講ずる。［再掲］

・マイナンバー制度における情報連携により地方税関係情報等を取得す

ることを可能とするため、法令上の整理を行った上で省令を改正し、その旨を地方公共団体に通知した。

［措置済み（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の一部を改正する命令（令和８年デジタル庁・総務省令第 19 号）、令和８年６月 26 日付けデジタル庁デジタル社会共通機能グループ事務連絡）］

・マイナンバー制度における情報連携により地方税関係情報等の照会が可能となった旨を、地方公共団体に令和９年６月の運用開始までに文書で周知する。

（関係府省庁：こども家庭庁及びデジタル庁）

（ⅱ）教育・保育給付認定保護者の居住地変更の届出の提出（施行規則 15 条）については、同一市区町村内における居住地変更の場合は省略可能とすることの課題について調査を行った上で検討し、令和８年度中に結論を得る。その結果に基づいて令和９年中に必要な措置を講ずる。［再掲］

（関係府省庁：こども家庭庁）

（41）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平 25 法 27）

（ⅰ）個人番号カードに搭載される公的個人認証サービスの電子証明書の発行手続又は更新手続における氏名の振り仮名（戸籍法（昭 22 法 224）13 条１項２号）に関する事務については、以下の措置を講ずる。

・氏名の振り仮名を個人番号カードの追記欄に記載する事務については、市区町村の事務負担を軽減するため、「個人番号カードの交付事務等に関する質疑応答集」（令８総務省自治行政局住民制度課マイナンバー制度支援室事務連絡）を改正し、市区町村窓口の混雑状況等を踏まえ、当該事務に係る対応が難しい場合は、その時点においては記載しないこととして差し支えないことを明確化し、地方公共団体に通知した。

［措置済み（令和８年８月３日付け総務省自治行政局住民制度課マイ

ナンバー制度支援室事務連絡）］

・氏名の振り仮名を個人番号カードの IC チップ内の券面事項に更新する事務において、住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーションに関する暗証番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令（平26総務省令85）33条1項）を入力することについては、申請者の負担軽減及び当該事務処理の迅速化のため、当該入力が一度で完結できるよう、次期個人番号カードに係るシステム構築に併せて措置する。

（ⅱ）個人番号カードを紛失した旨の届出の受理状況については、市区町村において任意の方法により管理することを可能とするよう、「個人番号カードの交付等に関する事務処理要領」（平 27 総務省自治行政局長通知）を改正し、地方公共団体に令和８年度中に通知する。

（ⅲ）やむを得ない理由により交付申請者の出頭が困難であると認められるときに行うことができる個人番号カードの代理人への交付（施行令 13 条７項）については、申請者の負担軽減に資するよう、親族の看護又は介護を行っているなどにより客観的状況に照らして出頭が困難であると認められる場合も可能である旨を、改めて地方公共団体に令和８年度中に通知する。

（ⅳ）個人番号カードの再交付における暗証番号の再設定（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令（平 26 総務省令 85）33 条９項）については、本人確認書類として顔写真が表示された書類の提示があった場合には、交付申請者又は交付申請者と同一の世帯に属する者に係る住民票の記載事項等の申告を受けることにより、当該本人確認書類のみで本人確認が可能であることを、地方公共団体に改めて令和８年度中に通知する。

（ⅴ）個人番号カードの交付事務における交付前設定の集約処理については、市区町村の事務負担を軽減するため、次期個人番号カードに係るシステム構築に併せて、カード券面の情報と申請書情報等との相互の照合等、一括で処理が可能な事務を地方公共団体情報システム機構が集約して行

うためのシステム改修や体制整備等を推進する。

（vi）15 歳未満の申請者の個人番号カードの交付を法定代理人が受ける場合における親子関係の確認に係る事務については、戸籍法（昭 22 法 224）120 条の２第１項２号に基づく同一市区町村内の公用請求が可能となるよう、省令改正を含めた必要な対応について検討し、令和８年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。［再掲］

（関係府省庁：デジタル庁及び法務省）

（vii）１歳未満の申請者（施行令 13 条１項に規定する特定年齢未満申請者をいう。）が、個人番号カードの交付申請から１週間以内で交付を受けることができる特急発行の申出をする場合については、申請者の負担軽減の観点から、出生届と同時に交付申請書を提出する場合に限らず、申請者本人の出頭を不要とすることを引き続き検討し、令和９年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（42）空家等対策の推進に関する特別措置法（平 26 法 127）

空家等の所有者等の所在確認などを円滑に行うための市町村（特別区を含む。以下この事項において同じ。）間の連携については、他の市町村の事務負担の軽減及び個人情報の保護の観点を考慮しつつ、当該所有者等の把握に関し必要な情報として、市町村の住民基本台帳部局等が把握する居住の実態等の情報を提供するよう他の市町村長から求めがあった場合、同法の施行のために必要な限度において情報提供することが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和８年度中に通知する。

（関係府省庁：国土交通省）

（43）過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令３法 19）

過疎対策に関する調査（11 条）等については、地方公共団体の負担軽減に資するよう、以下のとおりとする。

・令和８年度調査については、調査項目、調査様式及び提出方法の見直しによる事務の簡素化を行い、地方公共団体に通知した。

［措置済み（令和８年７月 31 日付け総務省自治行政局過疎対策室長事務連絡）］

・研修等の周知については、令和９年度から一斉通知・調査システム上で行うとともに、都道府県の経由を要しないこととする。
・令和８年度調査において講じた措置を踏まえ、更なる負担軽減策について検討し、令和９年度調査までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
・システム上で調査を行うことについては、既にシステム上で調査を行っている事例、新たに試行的にシステム上で調査を行う事例、システム改修の状況等を踏まえつつ、実現に向け、引き続き検討する。

（44）地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令３法 40）

地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化に伴って策定した標準仕様書については、窓口 DXSaaS 及び標準準拠システムを提供する事業者のリソースを踏まえつつ、両者の連携対象となるデータ項目や連携方式等に係る課題を整理し、当該仕様書を改訂することについて、令和８年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。［再掲］
（関係府省庁：こども家庭庁、デジタル庁、文部科学省及び厚生労働省）

（45）緊急消防援助隊設備整備費補助金

緊急消防援助隊設備整備費補助金を活用した消防用自動車等の整備における国庫債務負担行為（財政法（昭 22 法 34）15 条）の設定については、消防用自動車の調達の現状に関する調査の結果等を踏まえ、国庫債務負担行為の対象範囲について検討し、令和８年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（46）マイナンバーカード交付事務費補助金

個人番号カードに搭載される公的個人認証サービスの電子証明書（以下この事項において「電子証明書」という。）に関する申請書類の保存については、市区町村の事務負担を軽減するため、マイナンバーカード交付事務費補助金におけるマイナンバーカード交付のための補助対象経費として、電子証明書に関する紙媒体の申請書類を受け付けて電子データで保存する事務も一連の交付事務の中に含まれるものとして差し支えないことを明確化し、地方

公共団体に令和８年度中に通知する。

(47) 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に係る国費の繰越し等の手続については、地方公共団体における事務処理誤りを防止するため、以下の措置を講ずる。［再掲］

・管理台帳の様式に地方公共団体が不用額の確認結果を入力する欄を設けるとともに、全体の手続等を示した事務連絡を併せて、繰越し及び請求手続の詳細を地方公共団体に令和８年度中に通知する。
・繰越戻入及び明許繰越に係る手続の留意点について、地方公共団体に令和８年度中に改めて周知する。
・「地方創生臨時交付金事務処理誤り事例集」（令８総務省）について、地方公共団体の意見を踏まえつつ更新し、地方公共団体に令和８年度中に通知する。

（関係府省庁：内閣府）

(48) 「地方公共団体における職員給与等の公表について」に基づく公表に関する事務

「地方公共団体における職員給与等の公表について」（昭 56 自治事務次官通知）に基づく公表（以下この事項において「本公表」という。）については、地方公共団体の事務負担の軽減のため、国から地方公共団体への様式等の送付時期を令和８年度の給与情報等の公表分から早期化する。また、「人事行政の運営等の状況の公表」（地方公務員法（昭 25 法 261）58 条の２）と重複又は類似する公表項目の整理及び公表時期の見直しを含め、本公表の在り方について検討し、令和９年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(49) 一部事務組合及び広域連合を対象とした通知等に係る事務

一部事務組合及び広域連合（以下この事項において「一部事務組合等」という。）を対象とする通知等については、都道府県の事務負担を軽減するため、以下のとおりとする。［再掲］

（ⅰ）一部事務組合等を対象とする通知等については、一斉通知・調査システム（以下この事項において「システム」という。）を積極的に活用するよう、各府省庁に令和８年度中に通知する。また、都道府県への一部事務組合等の連絡先等の照会については、可能な限り各府省庁分を取りまとめた上で行う。

（関係府省庁：内閣官房）

（ⅱ）地方分権改革に関する提案募集制度関係事務については、一部事務組合等の連絡先等を個別に照会することとした上で、一部事務組合等に、令和９年からシステム上で、国から直接通知することとする。

（関係府省庁：内閣官房及び内閣府）

（ⅲ）以下に掲げる事務については、各府省庁分を取りまとめて行われる照会による連絡先等の把握状況を踏まえ、通知の内容や性質を考慮して宛先を適切に判断した上で、必要があれば、一部事務組合等に、令和９年度からシステム上で、国から直接通知することとする。

・地方公務員給与・制度等関係事務

（関係府省庁：内閣官房）

・地方行政関係事務（会計、契約）

（関係府省庁：内閣官房）

・行政手続関係事務

（関係府省庁：内閣官房）

・行政改革関係事務（指定管理）

（関係府省庁：内閣官房）

・PPP/PFI 関係事務

（関係府省庁：内閣官房及び内閣府）

・地方公営企業関係事務

（関係府省庁：内閣官房）

（ⅳ）公共工事関係事務（設計積算、入札、契約等）については、一部事務組合等の連絡先等を個別に照会することとした上で、通知の内容や性質を考慮して宛先を適切に判断し、必要があれば、一部事務組合等に、令和９年度からシステム上で、国から直接通知することとする。

（関係府省庁：内閣官房及び国土交通省）

（ｖ）地域未来交付金関係事務（制度説明会、申請受付等）については、一部事務組合等への通知の在り方について検討し、令和９年度中に結論を得る。その結果を踏まえ、国から直接通知する場合は、通知に必要な一部事務組合等の連絡先等を個別に照会するなど必要な措置を講ずる。
（関係府省庁：内閣官房及び内閣府）

(50) 栄典事務関係

栄典制度における推薦書類の作成については、地方自治功労に係る地方公共団体の負担軽減を求める提案の趣旨を踏まえ、具体的かつ簡潔な功績調書の作成に資するよう、参考となる情報について、地方公共団体に会議等を通じて令和９年中に周知する。［再掲］
（関係府省庁：内閣府）

(51) 地方財政状況調査及び地方公営企業決算状況調査

地方財政状況調査及び地方公営企業決算状況調査については、これらの調査における金額の入力を千円単位から円単位にすることとし、地方財政決算情報管理システムを、令和 10 年度に予定されている更改に併せて改修する。

(52) 公共施設状況調査

公共施設状況調査については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、以下の措置を講ずる。

・市町村公共施設状況調査の調査項目のうち、住民基本台帳登載人口については、令和９年度調査から廃止する。
・当該調査に用いる地方財政決算情報管理システムについては、複数職員による同時入力等を可能とすることとし、令和 10 年度に予定されている当該システムの更改に併せて改修する。

(53) 住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に係る調査

「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に係る調査」については、住民記録システムの標準仕様書において定めている、当該システムから出力するデータを調査様式に転記できる機能の実装を徹底することも含め、

地方公共団体の事務負担を軽減する方策を検討し、令和９年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(54) 地方公共団体の勤務条件等に関する調査

地方公共団体の勤務条件等に関する調査については、地方公共団体の負担軽減に資するよう、以下のとおりとする。

・令和８年度調査については、調査回数の削減、調査項目の見直し及び調査期間の見直しを行い、地方公共団体に通知した。
［措置済み（令和８年４月 21 日付け総務省自治行政局公務員部公務員課長、安全厚生推進室長通知）］
・上記措置の状況等を踏まえ、更なる負担軽減策について検討し、令和９年度調査までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
・システム上で調査を行うことについては、既にシステム上で調査を行っている事例、新たに試行的にシステム上で調査を行う事例、システム改修の状況等を踏まえつつ、実現に向け、引き続き検討する。

(55) 「地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続きのオンライン化取組状況に関するフォローアップ調査」及び「地方公共団体の行政手続等に係るオンライン利用状況の調査」

デジタル庁が行う「地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続きのオンライン化取組状況に関するフォローアップ調査」及び総務省が行う「地方公共団体の行政手続等に係るオンライン利用状況の調査」については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、令和８年度中に、両調査を一本化するとともに、調査項目の見直しなど、運用を改善した。［再掲］
（関係府省庁：デジタル庁）
［措置済み（令和８年 10 月６日付け総務省自治行政局行政経営支援室長、デジタル庁国民向けサービスグループ統括官付参事官照会）］

(56) 地方公共団体が所有する施設におけるアスベストの使用状況及び除去状況に関する調査

地方公共団体が所有する施設におけるアスベストの使用状況及び除去状況

に関する調査については、地方公共団体の負担軽減に資するよう、以下のとおりとする。

・調査項目の見直し、調査期間の見直し、入力事務の効率化等の負担軽減策について検討し、令和９年度調査までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
・システム上で調査を行うことについては、既にシステム上で調査を行っている事例、新たに試行的にシステム上で調査を行う事例、システム改修の状況等を踏まえつつ、実現に向け、引き続き検討する。

(57) 地域運営組織の形成及び持続的な運営に関する調査

地域運営組織の形成及び持続的な運営に関する調査については、地方公共団体の負担軽減に資するよう、以下のとおりとする。

・令和８年度調査については、調査項目の見直し、調査期間の延長等による事務の簡素化を行い、地方公共団体に通知した。
［措置済み（令和８年８月 28 日付け総務省地域力創造グループ地域振興室事務連絡）］
・上記措置の状況等を踏まえ、調査項目の見直し、調査期間の延長等、更なる負担軽減策について検討し、令和９年度調査までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
・システム上で調査を行うことについては、既にシステム上で調査を行っている事例、新たに試行的にシステム上で調査を行う事例、システム改修の状況等を踏まえつつ、実現に向け、引き続き検討する。

(58) 会計年度任用職員等実態調査及び制度の施行状況等に関する調査

会計年度任用職員等実態調査及び制度の施行状況等に関する調査については、地方公共団体の負担軽減に資するよう、以下のとおりとする。

・令和８年度調査については、入力事務の効率化、調査項目の見直し及び調査期間の延長による事務の簡素化を行い、地方公共団体に通知した。
［措置済み（令和８年４月 24 日付け総務省自治行政局公務員部公務員課長、給与能率推進室長通知）］
・令和９年度から、一斉通知・調査システムを活用して調査を実施する。

・令和８年度調査において講じた措置の状況等を踏まえ、調査時期の見直し、質疑応答集の配布等、更なる負担軽減策について検討し、令和９年度調査までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(59) ふるさと納税に関する現況調査及び市町村税課税状況等の調

「ふるさと納税に関する現況調査」及び「市町村税課税状況等の調」については、令和９年度の調査から、地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、重複する調査項目を統合する。

(60) 一斉通知・調査システム

一斉通知・調査システム（以下この事項において「システム」という。）については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、以下の措置を講ずる。［再掲］

・システム上に登録されている担当名及び担当説明については、実態に合わせた整理や内容の充実を図るとともに、各事務の実施状況を踏まえた継続的な見直しを行うとするなどの運用改善について、各府省庁に令和８年度中に通知する。
・「経由調査の一斉調査システムの利用拡大等に係る共通化推進方針」（令７内閣官房行政改革推進本部事務局、調査を所管する府省庁、総務省）を踏まえ、令和８年度に実施される調査等リストの更新を受け、調査等の負担軽減に係る改善事例等を取りまとめ、地方公共団体に令和８年度中に提供する。

（関係府省庁：内閣官房）

(61) 国・地方共通相談チャットボット（Govbot）

国・地方共通相談チャットボット（Govbot）については、当該チャットボットの積極的な活用を促進することで電話対応に係る地方公共団体の事務負担を軽減するため、地方公共団体のホームページ、広報誌等を活用した住民に対する広報について、地方公共団体に対して協力要請を行うよう、管区行政評価局等に通知した。［再掲］

（関係府省庁：デジタル庁）

［措置済み（令和８年８月 28 日付け総務省行政評価局行政相談企画課通知）］

（62）政府調達に関する協定を改正する議定書（平 26 条約４）によって改正された政府調達に関する協定（平７条約 23）に基づく調達に係る苦情の処理

政府調達協定に基づき都道府県及び指定都市が行う調達に係る苦情の処理については、都道府県及び指定都市の事務負担の軽減に資するよう、参考となる情報を周知すること等について検討し、令和９年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。［再掲］

（関係府省庁：内閣府及び外務省）

（63）国家公務員の給与、勤務時間その他の勤務条件の改正予定内容に係る地方公共団体への情報提供

国家公務員の給与、勤務時間その他の勤務条件の改正予定内容に係る地方公共団体への情報提供については、地方公共団体の事務負担の軽減の観点から、関係府省庁とも連携しつつ、地方公共団体に対する提供時期の更なる早期化に努める。

【法務省】

（１）行旅病人及行旅死亡人取扱法（明 32 法 93）、墓地、埋葬等に関する法律（昭 23 法 48）及び生活保護法（昭 25 法 144）

市町村（特別区を含む。以下この事項において同じ。）が保管する遺留金銭等の取扱いについては、市町村の円滑な事務の実施に資するよう、令和７年度に実施した調査研究事業の結果等を踏まえ、「身寄りのない方が亡くなられた場合の遺留金等の取扱いの手引」（令３厚生労働省、法務省）の改訂を行い、その旨を地方公共団体に通知した。

（関係府省庁：厚生労働省）

［措置済み（令和８年●月●日付け厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課、厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡）］

（２）戸籍法（昭 22 法 224）

（ｉ）他の市区町村への転籍の届出（108 条１項。以下この事項において「届

出」という。）については、届出により戸籍の記載がされる前に更なる届出がなされた場合の、他の市区町村における届出の処理状況をより的確に把握するための戸籍事務の取扱いを整理し、法務局、地方法務局及び市区町村に通知した。

［措置済み（令和８年２月 16 日付け法務省民事局民事第一課補佐官・法務専門官事務連絡）］

（ⅱ）戸籍の届出の休日又は開庁時間外の受理については、届出日時を特定するための措置を講ずることを前提に、市区町村の職員が常駐しない方法で対応することを可能とするなど、市区町村の事務負担を軽減する方策について検討し、令和８年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（ⅲ）戸籍の届出における届出人等の住所の事実の確認については、市区町村における当該確認に係る事務の実態を調査した上で、住民基本台帳ネットワークシステムの活用の要否について検討し、令和８年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。［再掲］

（関係府省庁：総務省）

（３）戸籍法（昭 22 法 224）、戸籍法施行規則（昭 22 令 94）

出生の届書等の様式（「戸籍届書の標準様式の全部改正について（通達）」（令７法務省民事局長通達別紙１から別紙４））については、他の市区町村等から当該届書等の送付を受けた場合における受附の番号及び年月日（施行規則 20 条１項）の記入欄を設ける改正を行った。

［措置済み（令和８年２月 26 日付け法務省民事局長通達）］

（４）戸籍法（昭 22 法 224）、地方税法（昭 25 法 226）及び住民基本台帳法（昭 42 法 81）

国又は地方公共団体の機関が、法令の定める事務を遂行するために行う各種証明書の請求（戸籍法 10 条の２第２項、地方税法 20 条の 11 及び住民基本台帳法 12 条の２）（以下この事項において「公用請求」という。）については、以下のとおりとする。［再掲］

・戸籍謄本等の公用請求については、戸籍電子証明書のオンラインでの請求

に係る環境整備及び手続の簡素化に向け、国や地方公共団体が戸籍情報連携システムを活用した公用請求を行うことができるよう、当該システムの運用や使用料等について検討し、令和８年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

・住民票等のオンラインでの公用請求については、地方公共団体における公用請求の運用実態及び公用請求のオンライン化に関するニーズの調査の結果を踏まえ検討し、令和９年度までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省庁：総務省）

（５）戸籍法（昭 22 法 224）及び住民基本台帳法（昭 42 法 81）

（ⅰ）国又は地方公共団体の機関が法令の定める事務を遂行するために戸籍法 10 条の２第２項、住民基本台帳法 12 条の２第１項等の規定に基づいて行う戸籍謄本及び住民票の写し等の交付の請求については、交付に係る地方公共団体の事務負担を軽減するため、公用請求書における記載項目等に係る留意事項について整理し、関係する府省庁及び地方公共団体に令和８年度中に通知する。［再掲］

（関係府省庁：総務省）

（ⅱ）士業者による各種証明書の職務上請求（戸籍法 10 条の２第３項及び住民基本台帳法 12 条の３第２項）のうち、戸籍に関する証明書の職務上請求については、「職務上請求システムに係る共通化推進方針」（令８法務省）に基づき、士業者、士業者団体及び市区町村の事務負担の軽減、不正請求の防止並びに国・地方を通じたトータルコストの最小化を図るため、一部士業者団体において構築するとの結論を得た職務上請求システムに関して、他の士業者団体における将来的な共同利用も視野に入れつつ、市区町村、他の士業者団体及び各士業者所管省庁との意見交換の内容を踏まえ、令和９年度中の運用開始に向けて必要な支援を行う。

また、住民票の写し等の職務上請求については、戸籍に関する証明書の職務上請求システムにおける検討結果を踏まえて具体的内容を検討し、可能な限り早期に結論を得る。［再掲］

（関係府省庁：デジタル庁及び総務省）

（６）地方税法（昭 25 法 226）及び登録免許税法（昭 42 法 35）

不動産の登記申請に係る登録免許税の額の算定において、市町村から登記所への不動産の評価額に関する通知（地方税法 422 条の３）が地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化に伴って策定した標準仕様書によりオンラインで行われ、登録免許税の算定に必要な情報が提供された場合について、以下のとおりとする。

・固定資産課税台帳に登録された価格のある不動産については、申請者による評価額証明書等の取得及び提出を不要とすることについて、関係機関と調整の上、令和８年度中を目途に法務局及び地方法務局に通知する。
・固定資産課税台帳に登録された価格のない不動産に係る登録免許税の額の算定に関して、当該不動産に類似する不動産で課税台帳に登録された価格のあるもの（いわゆる近傍土地）については、法務局及び地方法務局における事務の実態等を調査し、申請者による評価額証明書等の取得及び提出が必要となる場合を整理するとともに、その他の場合については、申請者による評価額証明書等の取得及び提出を不要とすることについて、令和９年中に法務局及び地方法務局に通知する。

（７）地方税法（昭 25 法 226）、不動産登記法（平 16 法 123）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平 25 法 27）

不動産登記に関する事務において、登記所が個人番号及び法人番号を取得することについては、地方税の課税事務の効率化を実現する観点に加え、不動産登記が国民生活に必要不可欠な社会インフラであることを踏まえて、個人番号の利用による行政の効率化及び公平・公正な社会を実現する観点から、以下に掲げる事項の実現に向けて、不動産登記の情報を利用する事務を所管する府省庁が果たすべき責務を含めて検討し、令和９年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。［再掲］

・個人番号利用事務（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表）に不動産登記に関する事務を追加すること。
・地方税法 382 条に基づく登記所から市町村長へ通知する事項に個人番号及び法人番号を追加するとともに、当該通知事項を税務システムに取り込むこ

とができるよう、標準仕様書を改訂すること。
（関係府省庁：デジタル庁及び総務省）

（８）森林法（昭 26 法 249）、農地法（昭 27 法 229）及び不動産登記法（平 16 法 123）

森林法に基づく届出及び農地法に基づく届出については、届出者及び地方公共団体の負担軽減に資するよう、以下のとおりとする。［再掲］

・森林法に基づく届出における不動産の登記事項証明書の添付については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平 14 法 151）11 条に基づき、省略が可能であることを、地方公共団体に令和８年度中に通知する。
・森林法に基づく届出及び農地法に基づく届出の記載事項と不動産の登記事項証明書の記載内容に重複がある部分については、不動産ベース・レジストリの検討状況等を踏まえつつ、不動産登記情報の活用について検討し、令和 11 年度までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省庁：デジタル庁及び農林水産省）

（９）出入国管理及び難民認定法（昭 26 令 319）

（ⅰ）外国人介護人材の受入れについては、外国人介護人材確保に関する事業の活用に資する取組事例を把握し、都道府県に令和８年度中に文書で周知する。

（関係府省庁：厚生労働省）

（ⅱ）在留資格の変更（20 条）及び在留期間の更新（21 条）等の申請については、申請人の利便性の向上及び市区町村の事務負担の軽減のため、令和９年中に住民税納税情報をマイナンバー制度における情報連携の対象に追加し、住民税納税証明書の提出の省略を可能とする。また、情報連携が可能となるまでの間において、電子的な手段による公用照会を含め、市区町村の事務負担を軽減する方策を検討し、令和８年度中に結論を得る。その結果に基づいて可能な限り早期に必要な措置を講ずる。［再掲］

（関係府省庁：デジタル庁及び総務省）

（10）出入国管理及び難民認定法（昭 26 令 319）、国民健康保険法（昭 33 法 192）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭 57 法 80）、介護保険法（平９法 123）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平 25 法 27）

国民健康保険、後期高齢者医療及び介護保険の被保険者資格において、在留資格のうち、当該保険が適用されない特定活動（出入国管理及び難民認定法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動のうち特定活動告示 25 号、26 号、40 号及び 41 号）の該当の有無に係るマイナンバー制度における情報連携を活用した確認を可能とすることについては、以下のとおりとする。［再掲］

・国民健康保険及び後期高齢者医療については、資格喪失等の確認について令和９年３月から情報連携を開始する。また、新規加入時の確認に係る情報連携を可能とするシステムの改修について検討し、令和９年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

・介護保険の資格の得喪等に係る情報連携を可能とすることについて、省令の改正及び関係システムの改修を含め検討し、令和８年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

・国保市町村事務処理標準システム及び後期高齢広域標準システムについては、地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、その改修の要否を一括照会機能の必要性も含めて検討し、令和９年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省庁：デジタル庁及び厚生労働省）

（11）出入国管理及び難民認定法（昭 26 令 319）、住民基本台帳法（昭 42 法 81）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平３法 71）

住居地の変更による在留カード等の IC チップ内の情報の書き換えについては、市区町村の事務負担の軽減に資するよう、住民記録システムと住居地等書換アプリケーションとの間における住居地データの連携の方策を検討し、令和９年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。［再掲］

（関係府省庁：総務省）

(12) 租税特別措置法（昭 32 法 26）

住宅用家屋の所有権の保存登記等に係る登録免許税の税率の軽減措置（72条の２等）における市区町村長の証明（施行令 41 条及び 42 条１項。以下この事項において「住宅用家屋証明」という。）の事務については、住宅用家屋証明の申請時に必要な登記事項証明書の添付を省略するため、市区町村が登記情報連携システムを利用することができる旨を地方公共団体に令和８年度中に通知する。

（関係府省庁：国土交通省）

(13) 母子保健法（昭 40 法 141）

母子健康手帳の出生届出済証明（施行規則７条の様式第３号）については、証明欄に子の氏名、出生の場所等の記載及び押印をせずに、別紙により当該証明を発行し交付することが可能であることを明確化し、地方公共団体に通知した。［再掲］

（関係府省庁：こども家庭庁及びデジタル庁）

［措置済み（令和８年 11 月●日付けこども家庭庁成育局母子保健課、法務省民事局民事第一課事務連絡）］

(14) 住民基本台帳法（昭 42 法 81）

司法試験及び司法試験予備試験の出願（司法試験法施行規則（平 17 法務省令 84）５条１項及び４項）に係る手続については、令和８年から、国家資格等情報連携・活用システムによるオンライン出願を導入し、受験者がオンライン出願を選択した場合には、原則として、出願時の住民票の写しの添付及び住民票コードの提供を不要とした。［再掲］

（関係府省庁：総務省）

［措置済み（法務省ホームページ「令和８年司法試験の実施について」、「令和８年司法試験予備試験の実施について」にて公表）］

(15) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平 12 法 104）

解体工事業者の登録の申請（22 条）については、以下のとおりとする。

［再掲］

・解体工事業者登録に係る都道府県の審査については、国土交通省において都道府県の状況把握や情報収集を行い、必要に応じて関係府省庁と協議した上で検討し、令和９年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省庁：デジタル庁及び国土交通省）

（16）不動産登記法（平 16 法 123）

（ⅰ）不動産登記の申請（18 条）については、申請者の利便性の向上及び印鑑登録証明書などの各種証明書を提出する機会の減少を図るため、登記・供託オンライン申請システムの改修を行い、令和８年８月から、12 月 29 日から１月３日までの年末年始を除き、平日の利用時間を午前８時 30 分から午後 11 時までに拡大したほか、土日祝日についても当該システムを午前８時 30 分から午後６時まで利用可能とし、その旨をホームページで周知した。

［措置済み（法務省ホームページ「登記・供託オンライン申請システムサイト」にて公表）］

（ⅱ）登記事項証明書等の閲覧及び交付請求については、地方公共団体が複数の種類の請求を一の請求書で行うことが可能であることを、令和８年度中に法務局及び地方法務局に通知するとともに、ホームページで周知する。

（ⅲ）登記・供託オンライン申請システムを使用した地方公共団体の嘱託（16 条）による土地及び建物の表示に関する登記については、地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、添付資料の原本提示の省略を可能とし、その旨を法務局、地方法務局及び地方公共団体に令和８年度中に通知する。

（ⅳ）森林クラウドシステムと不動産ベース・レジストリの連携については、以下のとおりとする。［再掲］

・森林クラウドシステムと不動産ベース・レジストリとの円滑な連携のため、不動産ベース・レジストリの汎用的な外部連携機能（API）の仕様について、森林クラウドシステムへの地図情報の提供が可能となる

よう、不動産ベース・レジストリの整備後速やかに検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

・当該 API の検討については、法令等及び森林クラウドシステムに係る標準仕様書等との整合性について整理し、会議等を通じて都道府県に必要な情報提供を行う。

（関係府省庁：デジタル庁及び農林水産省）

（ｖ）公的基礎情報データベース（ベース・レジストリ）における登記所備付地図等の公開については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和８年７月 21 日閣議決定）及び同計画中の「公的基礎情報データベース整備改善計画」に基づき、地図情報及び各種図面情報の提供に係るデータベースの整備を検討し、令和９年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。［再掲］

（関係府省庁：デジタル庁）

（17）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平 25 法 27）

15 歳未満の申請者の個人番号カードの交付を法定代理人が受ける場合における親子関係の確認に係る事務については、戸籍法（昭 22 法 224）120 条の２第１項２号に基づく同一市区町村内の公用請求が可能となるよう、省令改正を含めた必要な対応について検討し、令和８年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。［再掲］

（関係府省庁：デジタル庁及び総務省）

（18）戸籍情報システム

戸籍情報システムについては、標準仕様書において実装必須機能としている生体認証について、令和８年度中に市区町村への調査を実施して運用実態を把握するとともに、当該システムを提供する事業者に対して、技術的観点からセキュリティ水準の確保等に関する調査を行う。その結果を踏まえ、生体認証に代替する方法及びその利用の可否について検討し、令和９年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

【外務省】

（１）政府調達に関する協定を改正する議定書（平 26 条約４）によって改正された政府調達に関する協定（平７条約 23）に基づく調達に係る苦情の処理

政府調達協定に基づき都道府県及び指定都市が行う調達に係る苦情の処理については、都道府県及び指定都市の事務負担の軽減に資するよう、参考となる情報を周知すること等について検討し、令和９年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。［再掲］

（関係府省庁：内閣府及び総務省）

【財務省】

（１）会計法（昭 22 法 35）

官庁会計システム（ADAMSⅡ）については、都道府県の円滑な事務に資するよう、以下の措置を講ずる。

・関係府省庁の支出負担行為決議に係る債主コード登録の運用見直しについては、「電子情報処理組織を使用して国の会計事務を処理する場合における一般的留意事項、特殊な取扱い等について」（令４財務省会計センター）及び ADAMSⅡ電子マニュアルの規定に基づいて取り扱うよう、都道府県に通知した。

［措置済み（令和８年１月５日付け厚生労働省大臣官房会計課会計企画調整室企画係長事務連絡）］

・自動ログアウト機能の廃止については、令和９年１月４日のオンライン開始から自動的にログアウトしないこととする旨を、都道府県を含む全ての利用者に通知した。

［措置済み（令和８年８月 24 日付け ADAMSⅡ運用だより）］

・操作に係る場面に応じた操作ボタンの表示名の改善及び債主内訳書付支出負担行為の変更に係る一括入力機能については、令和９年度以降にシステム等の改修を行い、運用を開始する。

（関係府省庁：厚生労働省）

（２）国有財産法（昭 23 法 73）

普通財産である国有地の無償貸付（22 条）については、当該国有地の利用計画の変更手続に関する財務局における事務の実態を把握した上で、当該変更手続の簡素化及び取扱いの明確化に向けた具体的な方策を検討し、令和９年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（３）政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭 24 法 256）

対価の支払の時期等を書面により明らかにしなければならないとされていること（４条）については、当該書面による方法は契約書による場合に限られるものではなく、契約当事者双方が同意し相互に拘束し得るものであれば、請書等の書面又は電磁的記録（電子メール等）によることも可能である旨を、地方公共団体に令和８年度中に通知する。［再掲］

（関係府省庁：総務省）

（４）地方税法（昭 25 法 226）

（ⅰ）償却資産に対する固定資産税の賦課徴収に係る所得税又は法人税に関する書類の閲覧等（354 条の２）の規定に基づく閲覧事務については、国税総合管理（KSK）システム及び地方税ポータルシステム（eLTAX）の改修により、所得税関係について令和８年９月から、また、法人税関係について令和９年９月から、地方公共団体が当該書類の電子データを閲覧することを可能とし、その旨を地方公共団体に通知した。［再掲］

（関係府省庁：デジタル庁及び総務省）

［措置済み（令和８年９月 18 日付け総務省自治税務局企画課電子化推進室長通知）］

（ⅱ）個人の市町村民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書（317 条の３の３）については、市区町村の事務負担の軽減に資するよう、死亡した扶養親族等に係る記載の修正方法を明確化し、公的年金等支払者から公的年金等受給者に令和９年中に周知する。［再掲］

（関係府省庁：総務省、文部科学省及び厚生労働省）

（５）地方税法（昭 25 法 226）及び租税特別措置法（昭 32 法 26）

肉用牛の売却による農業所得の課税の特例（租税特別措置法 25 条）については、国税総合管理（KSK）システム及び地方税ポータルシステム（eLTAX）の改修により、「肉用牛の売却による所得の税額計算書」及び「収支内訳書」等に関する国と地方公共団体との情報連携を可能とし、その旨を地方公共団体に通知した。［再掲］

（関係府省庁：総務省及び厚生労働省）

［措置済み（令和８年９月 18 日付け総務省自治税務局企画課電子化推進室長通知）］

（６）租税特別措置法（昭 32 法 26）

（ⅰ）所得税等の軽減措置の適用に係る市区町村が交付する証明書については、以下の措置を講ずる。［再掲］

・住宅用家屋証明書（施行令41条、42条及び55条）の発行については、これまでに市区町村から寄せられた照会の内容を踏まえた参考事例を国土交通省ホームページで公表し、証明書発行に関する市区町村からの問い合わせについては国土交通省住宅局において相談に応じていることと併せて、市区町村に令和９年中に周知する。また、当該証明書が住宅用家屋の所有権の保存登記等に係る登録免許税の税率の軽減措置（72 条の２等）等、複数の税制上の特例措置の適用に係る添付書類として活用されていることや、再発行は市区町村が任意に行うものであり、紛失すると再取得が困難な場合があることを踏まえ、税務当局及び関係団体と連携しつつ、納税者による当該証明書の適切な保管についても、令和９年中に改めて周知する。

・住宅耐震改修に係る所得税額の特別控除（41 条の 19 の２）の適用に係る住宅耐震改修証明書（施行規則19条の11の２）及び耐震改修が行われた住宅等に対する固定資産税の減額（地方税法（昭 25 法 226）附則 15 条の９）の適用に係る住宅耐震改修証明書（同法施行規則附則７条７項）については、当該証明書の交付が市区町村の任意の事務であることを明確化し、市区町村に令和９年中に通知する。

（関係府省庁：総務省及び国土交通省）

（ⅱ）相続又は遺贈により取得した被相続人居住用家屋及びその敷地等の譲

渡に係る所得税及び個人住民税の特例（35 条３項）に係る被相続人居住用家屋等確認書（施行規則 18 条の２第２項２号）の発行事務については、適切かつ迅速な確認書の発行に資するよう、特例措置の内容や手続に関する理解の浸透を図るなど、申請者及び市区町村の事務負担を軽減する方策について検討し、令和９年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省庁：国土交通省）

（７）国税徴収法（昭 34 法 147）、国税通則法（昭 37 法 66）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平 25 法 27）

税務署から地方公共団体への住民税課税情報等の照会（国税徴収法 146 条の２並びに国税通則法 74 条の 12 第１項及び２項）については、令和７年度における地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化や、令和８年度の国税情報システム（国税総合管理（KSK）システム、国税電子申告・納税システム（e-Tax））及び地方税のオンライン手続のためのシステム（eLTAX）の刷新・改修を踏まえて、令和９年中に原則オンライン化する。［再掲］

（関係府省庁：デジタル庁及び総務省）

（８）介護保険法（平９法 123）

特定入所者介護サービス費の支給（51 条の３）に係る非課税年金勘案の事務については、マイナンバー制度における情報連携により住所地特例対象者等の非課税年金情報を取得できることを明確化し、地方公共団体に通知した。［再掲］

（関係府省庁：総務省、文部科学省及び厚生労働省）

［措置済み（令和８年７月 31 日付け厚生労働省老健局介護保険計画課長通知）］

（９）医療施設等災害復旧費補助金、社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金、児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金及び保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金

医療施設等災害復旧費補助金、社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金、児

童福祉施設等災害復旧費国庫補助金及び保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金については、同一敷地内の複合施設における災害復旧費の算定に関して、申請者及び地方公共団体の事務負担を軽減するため、施設ごとの費用の按分方法の例を示すとともに、按分額を機械的に算出できる様式を作成し、地方公共団体に令和８年度中に通知する。［再掲］
（関係府省庁：こども家庭庁及び厚生労働省）

(10) 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金、児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金及び保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金

社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金、児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金及び保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金に係る手続については、申請者及び地方公共団体の事務負担を軽減し、災害復旧の迅速化を図るため、激甚災害に公共土木施設災害復旧事業等が指定（指定の事前公表を含む。）された段階で、複数の業者からの見積徴取を必要とする現地適正単価の取扱いの緩和等について検討を開始することとし、その旨を地方公共団体に令和８年度中に通知する。［再掲］
（関係府省庁：こども家庭庁及び厚生労働省）

(11) 会計業務電子決裁基盤・証拠書類管理システム（ELGA）

会計業務電子決裁基盤・証拠書類管理システム（ELGA）については、地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、地方公共団体の意見も踏まえつつ、業務プロセスの見直しや当該システムの機能改善等による業務効率化に引き続き取り組む。［再掲］
（関係府省庁：デジタル庁）

(12) 補助事業等に係る仕入控除税額

補助事業等に係る仕入控除税額報告及び返還については、地方公共団体や補助事業者の事務負担の軽減に資するよう、以下の措置を講ずる。

・類似の補助事業等に係る仕入控除税額報告の様式や添付書類等を可能な限り統一するよう、関係する府省庁に令和８年度中に通知する。
・税制改正による制度の変更等がある場合、補助金交付要綱等の記載を見直

すとともに補助事業者等に対して周知するよう、関係する府省庁に令和８年度中に通知する。

【文部科学省】

（１）学校教育法（昭 22 法 26）

（ｉ）幼稚園の被災状況等の情報収集・共有については、地方公共団体の負担軽減に資するよう、「文部科学省 WEB 調査システム（EduSurvey）」を活用して迅速に実施するための運用を令和８年４月より開始し、その旨を地方公共団体に通知した。

［措置済み（令和８年４月１日付け文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官（施設防災担当）事務連絡）］

（ⅱ）高等学校等におけるメディアを利用して行う授業については、「高等学校等におけるメディアを利用して行う授業の実施に係る留意事項」（平成 27 年４月 24 日付け文科初第 289 号）を改正し、同時に授業を受ける生徒数が 40 人を超えることが例外的に認められる場合があることを明確化し、都道府県教育委員会等に通知した。

［措置済み（令和８年６月 15 日付け文部科学省初等中等教育局長通知）］

（２）児童福祉法（昭 22 法 164）

災害により避難する乳児又は幼児については、現に保育所等を利用している者であっても、一時的に預かり、保護する必要があると認められる場合には、一時預かり事業の一般型等の対象であることの再認識を図るため、改めて市区町村に令和８年度中に通知する。［再掲］

（関係府省庁：こども家庭庁）

（３）医師法（昭 23 法 201）

学校等において児童等がてんかん発作を起こし、生命が危険な状態等である場合に、自らジアゼパム点鼻液を投与できない本人に代わり、緊急やむを得ない処置として教職員等が投与する行為については、迅速な対応に資するよう、一定の条件を満たす場合には 17 条違反とならないことを明確化し、地

方公共団体等に通知した。［再掲］
（関係府省庁：こども家庭庁及び厚生労働省）
［措置済み（令和８年４月 16 日付けこども家庭庁成育局保育政策課、成育基盤企画課、成育環境課、支援局家庭福祉課、障害児支援課、文部科学省総合教育政策局健康教育・食育課、地域学習推進課、初等中等教育局幼児教育課事務連絡）］

（４）教育職員免許法（昭 24 法 147）

（ⅰ）特別免許状（４条３項）及び臨時免許状（同条４項）については、以下の措置を講ずる。

・特別免許状（同条３項）については、構造改革特別区域法（平 14 法 189）19 条１項の認定により、市町村（特別区を含む）教育委員会において授与できることを、構造改革特別区域の認定を受けて特別免許状を発行している事例と併せて、地方公共団体に令和８年度中に周知する。

・臨時免許状（同条４項）については、地方公共団体の事務の円滑な実施に資するよう、都道府県教育委員会と指定都市教育委員会が綿密な連携を図ることにより、迅速に免許状の発行をすることが可能であることを、地方公共団体に令和８年度中に周知する。

（ⅱ）教育職員の免許申請（５条の２第１項）等に係る手続については、都道府県の事務負担を軽減するため、以下のとおりとする。［再掲］

・新規の個人授与申請に係る手続については、令和９年３月から、国家資格等情報連携・活用システムを活用したオンラインによる申請を可能とする。

・既存の免許状保持者に係る手続については、令和９年度以降、順次国家資格等情報連携・活用システムによる手続を可能とする。

・国家資格等情報連携・活用システムにおけるデジタル資格者証を教育職員免許状の原本とすることについては、デジタル資格者証の法令上の取扱いを整理した上で、当該システムの活用状況等を踏まえ検討し、令和 10 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
（関係府省庁：デジタル庁）

（５）文化財保護法（昭 25 法 214）

（ⅰ）国指定天然記念物の滅失届の届け出（120 条において準用する 33 条）については、国指定天然記念物の所有者、管理責任者又は管理団体がいずれも存在しない場合には、当該届け出の対象外となる旨を、改めて地方公共団体に令和８年度中に通知する。

（ⅱ）周知の埋蔵文化財包蔵地（93 条）の情報については、「発掘調査のイノベーションによる新たな埋蔵文化財保護システムの構築のための調査研究事業」の結果を踏まえ、地理情報システム（GIS）を活用して、周知の埋蔵文化財包蔵地を含む遺跡情報を集約する仕組みを構築し、令和 10 年度を目途に運用を開始する。

また、周知の埋蔵文化財包蔵地の内外の判別に関するシステム構築については、地方公共団体の周知の埋蔵文化財包蔵地外の開発事業における埋蔵文化財の取扱いの状況や、それに対する意見を踏まえて検討し、令和９年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（６）文化財保護法（昭 25 法 214）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭 30 法 179）及び文化芸術振興費補助金

（ⅰ）文化芸術振興費補助金については、応募団体及び地方公共団体の事務負担を軽減するため、以下のとおりとする。

・令和９年度の募集から申請様式を簡素化し、令和８年度中に地方公共団体に通知する。

・申請に係る手続については、地方公共団体を経由しないよう、申請に係るオンラインシステムを導入する方向で検討し、令和９年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（ⅱ）文化芸術振興費補助金（地域文化総合活用推進事業のうち「地域伝統行事・民俗芸能等」に限る。）の補助対象経費については、地方公共団体の意見を踏まえ、補助事業者に「保護団体（保存会）」を加えた上で、上限を設定することを検討し、令和９年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（７）文化財保護法（昭 25 法 214）及び文化財保存事業費関係補助金

文化財保存事業費関係補助金のうち、災害復旧事業に関する申請に係る添付書類については、地方公共団体等の円滑な事務に資するよう、地方公共団体等から意見を聴取した上で、経費の積算の簡素化について検討し、令和８年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（８）地方税法（昭 25 法 226）

個人の市町村民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書（317 条の３の３）については、市区町村の事務負担の軽減に資するよう、死亡した扶養親族等に係る記載の修正方法を明確化し、公的年金等支払者から公的年金等受給者に令和９年中に周知する。［再掲］

（関係府省庁：総務省、財務省及び厚生労働省）

（９）博物館法（昭 26 法 285）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭 31 法 162）

博物館登録事務（博物館法 11 条）については、地方公共団体の長の補助機関である職員等への委任が可能である旨を明確化するとともに、地方公共団体の教育委員会と関係部局が効果的に連携している取組事例を把握し、都道府県等に令和９年中に周知する。

(10) 学校図書館法（昭 28 法 185）

学校図書館の一般公衆利用（４条２項）及び公立図書館施設との一体的整備については、「学校図書館法の一般公衆利用に関する規定の趣旨について」（平 25 文部科学省初等中等教育局児童生徒課事務連絡）に基づき、地域の実情に応じて柔軟な対応が可能であることを、地方公共団体に令和８年度中に研修等を通じて周知する。

(11) 特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭 29 法 144）及び就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律（昭 31 法 40）

児童又は未成年の生徒に係る特別支援教育就学奨励費及び要保護児童生徒援助費については、交付要綱を改正し、保護者（学校教育法（昭 22 法 26）16

条）による申請が困難な場合に、実態として親権を行使しており、就学に要する経費を実際に負担する者についても、令和９年度から申請を可能とする見直しを行い、その旨を地方公共団体に通知する。

（12）補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭 30 法 179）

子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）等を用いて整備した認定こども園の幼稚園機能部分の福祉事業への転用については、文部科学大臣が国庫納付に関する条件を付さずに承認することの可否について検討し、令和９年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（13）地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭 31 法 162）

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等（26 条）については、地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、以下の措置を講ずる。

・学識経験者の知見の活用（同条２項）については、会議体の設置によらずとも実施可能であることや学識経験者の人選の考え方を明確化し、地方公共団体に通知した。

［措置済み（令和８年 11 月５日付け文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課事務連絡）］

・教育委員会において、その権限に属する事務の改善や課題の解決に、点検及び評価（同条１項）を有効活用している事例を収集し、地方公共団体に周知した。

［措置済み（令和８年 11 月 11 日地方教育行政の充実に関する説明会）］

（14）銃砲刀剣類所持等取締法（昭 33 法６）

銃砲刀剣類の登録等（銃砲刀剣類登録規則（昭 33 文化財保護委員会規則１）１条、８条及び９条）に係る事務については、都道府県の事務負担を軽減するため、都道府県へのアンケート調査の結果を踏まえ、以下の措置を講ずる。

［再掲］

・関係法令及び銃砲刀剣類登録事務に関する情報の周知を充実させるとともに、都道府県ホームページのリンク等を集約し、文化庁ホームページに公表した。

・都道府県担当者の連絡先及び当該担当者向けのFAQについて、都道府県に共有を開始した。

（関係府省庁：警察庁）

［措置済み（令和８年３月 27 日付け文化庁文化財第一課事務連絡）］

（15）義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭 33 法 81）

公立学校施設整備費国庫負担事業（３条）については、事業の対象となる公立の小学校、中学校及び義務教育学校の屋内運動場の新築又は増築（５条２項）が行われる期間が３か年度を超える場合には、地方公共団体からの相談に個別に対応することとし、その旨を地方公共団体に令和８年度中に周知する。

（16）学校保健安全法（昭 33 法 56）

学校における児童生徒等の健康診断の実施時期については、「学校における持続可能な保健管理の在り方に関する調査検討会」における議論を踏まえ、実施時期に一定の柔軟性を確保できるよう、令和８年度中に省令を改正する。

（17）著作権法（昭 45 法 48）

著作権者が明らかでない場合や、著作物の利用に係る著作権者の意思が明らかでない場合については、制度の積極的な活用の促進に資するよう、著作権者不明等の場合の裁定制度（67 条）又は未管理著作物裁定制度（67 条の３）による文化庁長官の裁定を受けることにより、当該著作物の利用が可能であることを、各種会議等において、地方公共団体に周知した。

［措置済み（令和８年７月 28 日令和８年度都道府県・政令指定都市文化行政担当課長会議等）］

（18）公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭 46 法 77）

公立の義務教育諸学校に係る教師に支給される部活動指導手当については、都道府県等の判断により、義務教育費国庫負担金の算定基準とする手当に加算して支給することは可能であるなど、条例等において支給要件や手当額を

定められる旨を、都道府県等に令和８年度中に周知する。

（19）介護保険法（平９法 123）

特定入所者介護サービス費の支給（51 条の３）に係る非課税年金勘案の事務については、マイナンバー制度における情報連携により住所地特例対象者等の非課税年金情報を取得できることを明確化し、地方公共団体に通知した。［再掲］

（関係府省庁：総務省、財務省及び厚生労働省）

［措置済み（令和８年７月 31 日付け厚生労働省老健局介護保険計画課長通知）］

（20）就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平 18 法 77）

（ⅰ）幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平 26 内閣府・文部科学省・厚生労働省令１）のうち、３歳未満児に対する食事の外部搬入については、「構造改革特別区域基本方針の一部変更について」（令和８年３月 31 日閣議決定）を踏まえ、公立幼保連携型認定こども園における３歳未満児に対する給食の外部搬入について、府令及び省令を改正し、離乳食の提供や、食物アレルギー対応を要するなど個別対応が必要なこども及び食育への対応の観点から、これらについて適切に対応できるよう所要の措置を講じた上で、令和９年度から全国展開を進める。［再掲］

（関係府省庁：こども家庭庁）

（ⅱ）就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平 26 内閣府・文部科学省・厚生労働省告示２）のうち、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（以下この事項において「認定こども園」という。）における食事の提供における３歳未満児に対する食事の外部搬入については、「構造改革特別区域基本方針の一部変更について」（令和８年３月 31 日閣議決定）を踏まえ、地方公共団体が設置する認定こども

園における３歳未満児に対する給食の外部搬入について、告示を改正し、離乳食の提供や、食物アレルギー対応を要するなど個別対応が必要なこども及び食育への対応の観点から、これらについて適切に対応できるよう所要の措置を講じた上で、令和９年度から全国展開を進める。［再掲］
（関係府省庁：こども家庭庁）

（21）統計法（平 19 法 53）

（ⅰ）普通交付税の額の算定（地方交付税法（昭 25 法 211）10 条）を目的として学校基本調査の調査票情報の二次利用を行う場合については、地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、文部科学省が一括で必要な手続をとること（32 条１項）により、地方公共団体における個別の申請を不要とし、その旨を地方公共団体に通知した。［再掲］
（関係府省庁：総務省）
［措置済み（令和８年５月 11 日付け文部科学省総合教育政策局参事官（調査企画担当）付事務連絡）］

（ⅱ）学校教員統計調査については、都道府県教育委員会の負担軽減に資するよう、必要に応じて都道府県の関係部局に調査事務の委任を行うことが可能であることを明確化し、参考となる事例と併せて、都道府県に通知した。
［措置済み（令和８年 10 月８日付け文部科学省総合教育政策局参事官（調査企画担当）付事務連絡）］

（ⅲ）子供の学習費調査については、以下のとおりとする。

・紙の調査票の回収に係る事務については、令和９年度調査から都道府県を経由せずに文部科学省が直接回収する。
・調査実施学校の選定については、令和 12 年度調査から文部科学省において実施する。
・幼保連携型認定こども園を調査対象に追加することについては、令和９年度に試行的な調査を行い、その結果に基づき必要な対応を検討し、令和 12 年度調査に向けて、令和 11 年度までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（22）スポーツ基本法（平 23 法 78）

（ⅰ）スポーツ推進委員（32 条）については、市町村教育委員会（特定地方公共団体にあっては、その長）の判断で委嘱しないことが可能である旨を、ホームページで周知した。

［措置済み（スポーツ庁ホームページ「スポーツ推進委員」にて公表）］

（ⅱ）地方公共団体における地方スポーツ推進計画の作成事務については、令和７年度に実施した計画作成の実態把握等のための調査研究事業の結果を踏まえ、地方公共団体における円滑な判断に資するよう、参考となる事例を整理し、ホームページで周知した。

［措置済み（スポーツ庁ホームページ「地方スポーツ推進計画の策定状況等に関する自治体調査（令和７年度）」にて公表）］

（23）義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平 28 法 105）

学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）（10 条）については、当該学校における教育を充実させる観点から、全国的な制度の普及等を図るため、学びの多様化学校の設置を促進するための啓発及びマイスター派遣事業の取組実績をホームページで公表するなどの取組を令和９年度中に行う。

（24）大学等における修学の支援に関する法律（令元法８）

私立専門学校に係る授業料等減免費負担金の交付決定等については、都道府県における事務の実態等を調査した上で、交付決定手続の時期等について検討し、令和８年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（25）地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令３法 40）

地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化に伴って策定した標準仕様書については、窓口 DXSaaS 及び標準準拠システムを提供する事業者のリソースを踏まえつつ、両者の連携対象となるデータ項目や連携方式等に係る課題を整理し、当該仕様書を改訂することについて、令和８年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。［再掲］

（関係府省庁：こども家庭庁、デジタル庁、総務省及び厚生労働省）

(26) 高等学校産業教育設備台帳実施要綱

高等学校産業教育設備台帳については、同要綱に定める記載すべき項目を包含したその他の台帳で代替することができるよう、要綱を改正し、地方公共団体に令和８年度中に通知する。

(27) スクールカウンセラー等活用事業及びスクールソーシャルワーカー活用事業

スクールカウンセラー等活用事業及びスクールソーシャルワーカー活用事業に係る調査における新規追加調査項目については、調査回答時点で把握している情報を報告すればよく、新規追加調査項目に回答するために都道府県、政令指定都市及び中核市（以下この事項において「都道府県等」という。）の教育委員会等が改めて調査を行うことは不要であることを、都道府県等教育委員会に令和８年度中に通知する。

(28) 公立学校施設整備 PFI 事業

公立学校施設整備 PFI 事業については、地方公共団体における PFI の活用促進を図る観点から、PFI の活用事例の展開と併せて、地方公共団体から事前相談があった場合には制度の考え方や要件への適合性についての必要な助言及び情報提供を行う旨を、地方公共団体に説明会等を通じて令和８年度中に周知する。また、必要な予算の確保を図る観点から、事業量調査を活用して、早期に事業の実施の見込みを把握する。［再掲］

（関係府省庁：内閣府）

(29) 伝統文化親子教室事業

伝統文化親子教室事業（１型教室実施コース（旧・教室実施型））については、応募団体及び地方公共団体の事務負担を軽減するため、以下の措置を講ずる。

・事業の申請に係る手続については、令和９年度分の募集から地方公共団体を経由せず、申請フォームを利用して伝統文化親子教室事業事務局に対し

て直接申請することとした。

［措置済み（令和８年 10 月 16 日付け文化庁参事官（伝統文化・生活文化担当）通知、伝統文化親子教室事業ホームページ「令和９年度事業概要」にて公表）］

・上記措置の状況等を踏まえ、更なる見直しを検討し、令和 10 年度分の募集から運用の改善を図る。

(30) 日本遺産事業

日本遺産事業の総括評価・継続審査については、地方公共団体等の事務負担を軽減するため、事務手続を簡素化することとし、地方公共団体に令和８年度中に通知する。

(31) 学校安全総合支援事業及び学校安全教室推進事業

学校安全総合支援事業及び学校安全教室推進事業における委託事業完了報告に係る支出を証する書類の写等については、令和８年度から、電子媒体又は紙媒体のいずれかにより提出できることとし、その旨を都道府県等に通知した。

［措置済み（令和８年 11 月６日付け文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課事務連絡）］

(32) 部活動の地域展開等推進事業

地方スポーツ振興費補助金（運動部活動の地域展開等推進事業）及び文化芸術振興費補助金（文化部活動の地域展開等推進事業）の国への申請については、令和９年度の申請から、窓口を一本化する。

また、クラブ数に基づいた割合による経費の案分方法を提示し、不可分経費については、地方スポーツ振興費補助金（運動部活動の地域展開等推進事業）又は文化芸術振興費補助金（文化部活動の地域展開等推進事業）のいずれかに申請が可能であることを明確化し、令和９年度の申請から、地方公共団体に文書で周知する。

(33) へき地児童生徒援助費等補助金

へき地児童生徒援助費等補助金については、繰越し（財政法（昭 22 法 34）14 条の３第１項）等の活用を含め、地方公共団体の実情に応じた事業の執行が可能であることを明確化し、地方公共団体に令和８年度中に周知する。

(34) 高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）

高校生等奨学給付金の申請手続については、都道府県へのアンケート調査の結果及び国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会における議論も踏まえ、申請者の利便性の向上及び地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、地方公共団体の事務の実態把握を行った上で、高校生等奨学給付金の申請先を高等学校等就学支援金に合わせること及びオンライン申請を可能とすることについて検討し、令和９年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。［再掲］

（関係府省庁：デジタル庁）

(35) 特別支援教育就学奨励費負担金及び補助金

特別支援教育就学奨励費負担金及び補助金に係る実績報告については、提出期限を見直し、地方公共団体に通知した。

［措置済み（令和８年３月 18 日付け文部科学省初等中等教育局特別支援教育課事務連絡）］

(36) 学校施設関係の調査に係る事務

（ⅰ）公立学校施設の耐震改修状況フォローアップ調査については、回答者及び取りまとめの役割を担う都道府県等の事務負担の軽減を図る観点から、「文部科学省 WEB 調査システム（EduSurvey）」上での調査実施の可否について検討し、令和８年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（ⅱ）学校施設関係の調査については、回答者及び取りまとめの役割を担う都道府県等の事務負担の軽減に資するよう、調査項目や実施方法等に関する不断の見直しを行うとともに、可能な限り多くの調査において当該システムを活用できるよう、教育委員会等の意見も踏まえつつ、調査方法や当該システムの機能改善等について検討し、令和９年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(37) 避難所となる公立学校施設の防災機能に関する調査及び指定避難所の防災機能設備等の確保状況に関する調査

「避難所となる公立学校施設の防災機能に関する調査」及び「指定避難所の防災機能設備等の確保状況に関する調査」において共通的な調査項目である「防災機能設備等の確保状況」については、地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、令和８年度から「指定避難所の防災機能設備等の確保状況に関する調査」に一本化し、把握することとする。［再掲］

（関係府省庁：防災庁）

(38) 執行事務管理システム

執行事務管理システムについては、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平 14 法 151）23 条２項に基づき、ガバメントクラウドへの移行の是非について検討し、令和９年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(39) 国民スポーツ大会

国民スポーツ大会については、令和 18 年以降の開催に関して、開催地の地方公共団体の負担軽減に資するよう、スポーツ庁は国スポ改革タスクフォースの委員として、通年での開催や広域的な開催を含めた検討に引き続き参画する。

【厚生労働省】

（１）行旅病人及行旅死亡人取扱法（明 32 法 93）、墓地、埋葬等に関する法律（昭 23 法 48）及び生活保護法（昭 25 法 144）

市町村（特別区を含む。以下この事項において同じ。）が保管する遺留金銭等の取扱いについては、市町村の円滑な事務の実施に資するよう、令和７年度に実施した調査研究事業の結果等を踏まえ、「身寄りのない方が亡くなられた場合の遺留金等の取扱いの手引」（令３厚生労働省、法務省）の改訂を行い、その旨を地方公共団体に通知した。［再掲］

（関係府省庁：法務省）

［措置済み（令和８年●月●日付け厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課、厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡）］

（２）健康保険法（大 11 法 70）

（ⅰ）医療保険における訪問栄養食事指導を推進するための方策については、円滑な在宅療養への移行及び在宅療養の継続を目的として、令和８年度診療報酬改定において、入院保険医療機関の管理栄養士が退院直後に医師の指示に基づき、患家等を訪問し、栄養管理に係る指導を行った場合に算定する退院後訪問栄養食事指導料を新設した。

［措置済み（診療報酬の算定方法の一部を改正する件（令和８年厚生労働省告示第 69 号）、令和８年３月５日付け厚生労働省保険局医療課長、歯科医療管理官通知）］

（ⅱ）医療資源の少ない地域を支えることが期待される医療機関等に対する施策については、令和８年度診療報酬改定において、医療資源の少ない地域に配慮した診療報酬上の評価を適切に行う観点から、評価の対象となる地域の見直しや地域包括診療加算及び地域包括診療料の医師配置に関する要件の緩和を行った。

また、当該改定において、人口の少ない地域に配慮した診療報酬上の評価を適切に行う観点から、医療提供機能連携確保加算等の新設及び救急搬送件数等に係る実績要件の緩和を行った。

［措置済み（診療報酬の算定方法の一部を改正する件（令和８年厚生労働省告示第 69 号）、基本診療料の施設基準等の一部を改正する件（令和８年厚生労働省告示第 70 号）、令和８年３月５日付け厚生労働省保険局医療課長、歯科医療管理官通知）］

（ⅲ）過疎地域等における訪問看護師等の移動時間等を踏まえた診療報酬等については、令和８年度診療報酬改定において、遠方へ移動する際の負担を考慮し、特別地域訪問看護加算の対象となる訪問の要件を見直した。

［措置済み（訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法の一部を改正する件（令和８年厚生労働省告示第 74 号）、令和８年３月５日付け厚生労働省保険局長通知）］

（ⅳ）疾患別リハビリテーション料に関する施設基準における理学療法士等については、令和８年度診療報酬改定において、疾患別リハビリテーション以外に従事することのできる業務を明確化し、都道府県及び地方厚生（支）局に通知した。

［措置済み（令和８年３月５日付け厚生労働省保険局医療課長、歯科医療管理官通知）］

（３）会計法（昭 22 法 35）

官庁会計システム（ADAMSⅡ）については、都道府県の円滑な事務に資するよう、以下の措置を講ずる。［再掲］

・関係府省庁の支出負担行為決議に係る債主コード登録の運用見直しについては、「電子情報処理組織を使用して国の会計事務を処理する場合における一般的留意事項、特殊な取扱い等について」（令４財務省会計センター）及び ADAMSⅡ電子マニュアルの規定に基づいて取り扱うよう、都道府県に通知した。

［措置済み（令和８年１月５日付け厚生労働省大臣官房会計課会計企画調整室企画係長事務連絡）］

・自動ログアウト機能の廃止については、令和９年１月４日のオンライン開始から自動的にログアウトしないこととする旨を、都道府県を含む全ての利用者に通知した。

［措置済み（令和８年８月 24 日付け ADAMSⅡ運用だより）］

・操作に係る場面に応じた操作ボタンの表示名の改善及び債主内訳書付支出負担行為の変更に係る一括入力機能については、令和９年度以降にシステム等の改修を行い、運用を開始する。

（関係府省庁：財務省）

（４）地域保健法（昭 22 法 101）

保健所を設置する地方公共団体における IHEAT 要員の任用（21 条）については、当該要員の確保の円滑化の観点から、当該要員の任用手続の迅速化に係る好事例や兼業に係る考え方等について、当該地方公共団体に令和９年中に周知する。

（５）児童福祉法（昭 22 法 164）、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭 22 法 217）、食品衛生法（昭 22 法 233）、理容師法（昭 22 法 234）、墓地、埋葬等に関する法律（昭 23 法 48）、大麻草の栽培の規制に関する法律（昭 23 法 124）、興行場法（昭 23 法 137）、旅館業法（昭 23 法 138）、公衆浴場法（昭 23 法 139）、化製場等に関する法律（昭 23 法 140）、消費生活協同組合法（昭 23 法 200）、医療法（昭 23 法 205）、身体障害者福祉法（昭 24 法 283）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭 25 法 123）、生活保護法（昭 25 法 144）、クリーニング業法（昭 25 法 207）、毒物及び劇物取締法（昭 25 法 303）、社会福祉法（昭 26 法 45）、診療放射線技師法（昭 26 法 226）、覚醒剤取締法（昭 26 法 252）、麻薬及び向精神薬取締法（昭 28 法 14）、と畜場法（昭 28 法 114）、あへん法（昭 29 法 71）、歯科技工士法（昭 30 法 168）、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭 31 法 160）、美容師法（昭 32 法 163）、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭 32 法 164）、臨床検査技師等に関する法律（昭 33 法 76）、国民健康保険法（昭 33 法 192）、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭 35 法 145）、老人福祉法（昭 38 法 133）、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭 39 法 134）、柔道整復師法（昭 45 法 19）、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭 45 法 20）、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（昭 48 法 112）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭 57 法 80）、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平２法 70）、介護保険法（平９法 123）、健康保険法等の一部を改正する法律（平 18 法 83）、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平 10 法 114）、健康増進法（平 14 法 103）、生活困窮者自立支援法（平 25 法 105）、国家戦略特別区域法（平 25 法 107）、難病の患者に対する医療等に関する法律（平 26 法 50）及び健康増進法の一部を改正する法律（平 30 法 78）

厚生労働省の所管する法律又は政令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令３厚生労働省令 175）に定める様式の生年月日の記載欄については、削除する方向で検討し、令和８年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（６）児童福祉法（昭 22 法 164）及び民生委員法（昭 23 法 198）

民生委員に係る推薦手続（民生委員法５条２項）の見直しについては、市区町村の事務負担の軽減を図るため、民生委員推薦会の開催において、欠員補充のため速やかに委嘱を行う必要があるなどのやむを得ない理由がある場合、書面又は持ち回りによって開催するなど柔軟な対応が可能であることを、全国会議を通じて市区町村に令和８年度中に周知する。［再掲］

（関係府省庁：こども家庭庁）

（７）児童福祉法（昭 22 法 164）、介護保険法（平９法 123）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平 17 法 123）

（ⅰ）介護・障害福祉人材の確保を目的とした補助金の交付に関する事務については、都道府県から国民健康保険団体連合会への委託を可能とした。［再掲］

（関係府省庁：こども家庭庁）

［措置済み（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和８年法律第 27 号））］

（ⅱ）中山間地域等における共生型サービスの在り方については、地方公共団体及び関係者の意見を踏まえつつ、地域の実情に応じた持続可能なサービスの提供がなされるよう、必要な方策について検討し、令和９年度の報酬改定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。［再掲］

（関係府省庁：こども家庭庁）

（８）児童福祉法（昭 22 法 164）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平 17 法 123）

独立行政法人福祉医療機構が運営する障害者支援施設等災害時情報共有システムについては、地方公共団体の事務負担を軽減するため、以下の措置を講ずる。［再掲］

・事前入力できる項目について、各施設等における備蓄物等、都道府県において必要な情報を追加した。

［措置済み（令和８年２月 27 日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長事務連絡）］

・当該システムの利用対象施設に、障害福祉サービス等情報公表システムへの登録・公表の対象外である施設を令和８年度中に加える。
・同一建物で複数のサービスを行っている事業所からの被災状況の報告について、迅速かつ適切な被災状況の把握のための報告方法や、現行の運用を都道府県、指定都市及び中核市に令和８年度中に改めて周知する。
・被災状況の報告に係る事務について、大規模な災害が発生又は発生が予想される場合には、国において当該システム上で災害登録がされた後、速やかに事業者に対して被害状況の報告依頼を行うよう、都道府県、指定都市及び中核市に令和８年度中に通知する。

（関係府省庁：こども家庭庁）

（９）食品衛生法（昭 22 法 233）

食品衛生法に基づく営業許可の申請（施行規則 67 条）に係る手数料の納付方法については、申請者並びに都道府県、保健所を設置する市及び特別区の事務負担を軽減するため、可能な限り早期に電子納付が可能となるよう、食品衛生申請等システムを改修する。［再掲］

（関係府省庁：デジタル庁）

(10) 理容師法（昭 22 法 234）、旅館業法（昭 23 法 138）、公衆浴場法（昭 23 法 139）、クリーニング業法（昭 25 法 207）、美容師法（昭 32 法 163）及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭 45 法 20）

理容所、旅館、公衆浴場、クリーニング所、美容所及び特定建築物に係る変更、廃止等の手続（理容師法 11 条２項、旅館業法施行規則４条、公衆浴場法施行規則４条、クリーニング業法５条３項、美容師法 11 条２項、建築物における衛生的環境の確保に関する法律５条３項）のうち、変更に係る届出については、公知の事実に係るものである場合は届出が不要であることを明確化し、その旨を都道府県並びに保健所を設置する市及び特別区に通知した。

［措置済み（令和８年８月 27 日付け厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課事務連絡）］

(11) 栄養士法（昭 22 法 245）、医師法（昭 23 法 201）、歯科医師法（昭 23 法 202）、保健師助産師看護師法（昭 23 法 203）、死体解剖保存法（昭 24 法 204）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭 25 法 123）、診療放射線技師法（昭 26 法 226）、歯科技工士法（昭 30 法 168）、臨床検査技師等に関する法律（昭 33 法 76）、薬剤師法（昭 35 法 146）、理学療法士及び作業療法士法（昭 40 法 137）及び視能訓練士法（昭 46 法 64）

国家資格等情報連携・活用システムにおけるデジタル資格者証を各法令で定められている免許証（栄養士法４条４項、医師法６条２項、歯科医師法６条２項、保健師助産師看護師法 12 条５項、診療放射線技師法８条１項、歯科技工士法６条２項、臨床検査技師等に関する法律６条２項、薬剤師法７条２項、理学療法士及び作業療法士法６条２項及び視能訓練士法６条２項）、認定証明書（死体解剖保存法４条２項）及び指定医証（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令２条の２の２）の原本とすることについては、令和８年にデジタル庁が実施したデジタル資格者証の法令上の取扱いの整理に基づき、各資格について各法令上の取扱いを整理した上で、当該システムの活用状況等を踏まえつつ検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。［再掲］

（関係府省庁：デジタル庁）

(12) 予防接種法（昭 23 法 68）

予防接種健康被害救済制度の認定手続（15 条１項）については、都道府県の事務負担を軽減するため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令４法 96）附則２条４項に基づき、同法の施行後５年を目途として行う予防接種制度の見直しにおいて、都道府県が果たすべき役割について検討するとともに、予防接種事務全体のデジタル化の検討の中で当該手続のオンライン化に係る課題についても整理し、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。

(13) 旅館業法（昭 23 法 138）、住宅宿泊事業法（平 29 法 65）及び国家戦略特別区域法（平 25 法 107）

旅館業法、住宅宿泊事業法及び国家戦略特別区域法のうち、住宅宿泊事業法に係る宿泊の用に供する建物の取扱いについては、「住宅宿泊事業法に規定する届出住宅に係るゼロ日規制等について」（令８厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長、国土交通省不動産・建設経済局不動産業課長、観光庁観光産業課長通知）において、住宅宿泊事業法の施行状況を踏まえて、事業を実施する区域及び期間を条例で定めるところにより制限すること（住宅宿泊事業法 18 条）が可能である旨を明確化し、地方公共団体に通知した。

（関係府省庁：国土交通省）

［措置済み（令和８年７月 15 日付け厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長、国土交通省不動産・建設経済局不動産業課長、観光庁観光産業課長通知）］

（14）医師法（昭 23 法 201）

学校等において児童等がてんかん発作を起こし、生命が危険な状態等である場合に、自らジアゼパム点鼻液を投与できない本人に代わり、緊急やむを得ない処置として教職員等が投与する行為については、迅速な対応に資するよう、一定の条件を満たす場合には 17 条違反とならないことを明確化し、地方公共団体等に通知した。［再掲］

（関係府省庁：こども家庭庁及び文部科学省）

［措置済み（令和８年４月 16 日付けこども家庭庁成育局保育政策課、成育基盤企画課、成育環境課、支援局家庭福祉課、障害児支援課、文部科学省総合教育政策局健康教育・食育課、地域学習推進課、初等中等教育局幼児教育課事務連絡）］

（15）医師法（昭 23 法 201）、歯科医師法（昭 23 法 202）及び保健師助産師看護師法（昭 23 法 203）

医師、歯科医師並びに保健師、助産師及び看護師に係る免許の申請（医師法施行令３条、歯科医師法施行令３条及び保健師助産師看護師法施行令１条の３第１項）等に係る手続については、国家資格等情報連携・活用システムを活用したオンラインによる手続を可能とし、免許証（医師法６条２項、歯科医師法６条２項及び保健師助産師看護師法 12 条５項）の交付事務について、

オンライン申請による新規受付分について都道府県を経由せず、国から直接免許証等を交付する運用を開始し、その旨を都道府県に通知した。［再掲］
（関係府省庁：デジタル庁）
［措置済み（令和８年８月 21 日厚生労働省医政局長通知）］

（16）医師法（昭 23 法 201）、歯科医師法（昭 23 法 202）及び薬剤師法（昭 35 法 146）

医師法（６条３項）、歯科医師法（６条３項）及び薬剤師法（９条）に基づく氏名等の届出については、医療機関等に勤務しない医師、歯科医師及び薬剤師が、オンラインによる届出をすることが可能となるよう、国家資格等情報連携・活用システムにおける医師等資格のオンライン化の状況を踏まえて、医療従事者届出システムを改修し、令和 10 年度中に運用を開始する。

（17）保健師助産師看護師法（昭 23 法 203）

看護師等養成所の専任教員の配置基準については、看護師等養成所が、他の看護師等養成所との連携による遠隔授業の活用や専任教員以外の教員での対応、統廃合によるサテライト化等の方策を講ずる場合であって、地域の看護師の需給状況等から配置基準の弾力的な運用が必要と認められる場合に、教育の質の確保や教員の負担の状況等を踏まえた配置基準の弾力的な運用を行うことについて、引き続き検討し、令和９年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（18）医療法（昭 23 法 205）

（ⅰ）医療法人の経営情報等の分析結果（69 条の２第３項。以下この事項において「分析結果」という。）については、令和８年以降、厚生労働省等より提供される分析結果を待つことなく、希望する都道府県に対して、前年度中に決算期を迎えた医療法人の基礎データを提供する。
［措置済み（令和８年 11 月 30 日付け●●事務連絡）］

（ⅱ）MRI 搭載車移動式医療装置の使用前検査及び使用許可（27 条）の取扱いについては、「医療法第 27 条の規定に基づく CT 搭載車等移動式医療装置の使用前検査及び使用許可の取扱いについて」（平 20 厚生労働省医政局

長通知）に基づき、MRI 搭載車移動式医療装置についても、CT 搭載車移動式医療装置に準じて同様の取扱いが可能であることを明確化し、都道府県並びに保健所を設置する市及び特別区に通知した。

［措置済み（令和８年３月 25 日付け厚生労働省医政局総務課事務連絡）］

（ⅲ）福祉保健医療情報ネットワークシステム（WAM NET）における医療法人の事業報告書等に係る業務等については、以下の措置を講ずる。

・当該システムに届出があった事業報告書等の閲覧用の電子媒体を都道府県側がダウンロードする機能の改善については、地方公共団体の意見を踏まえ、令和８年度中に当該システムを改修する。

・当該システムにおいて事業報告書等の閲覧を可能とすることの可否については、「経済・財政新生計画改革実行プログラム 2025」（令和７年 12 月 25 日経済財政諮問会議決定）を踏まえ、医療法人の法的位置付けや社会福祉法人との相違の観点から、引き続き検討する。

（19）医療法（昭 23 法 205）及び道路運送法（昭 26 法 183）

「自動車地域旅客運送サービス再構築事業」に基づく自家用有償旅客運送については、医療法人が地域の患者や住民の多様なニーズに寄り添ったサービスを提供する観点から、医療法人の附帯業務（医療法 42 条６号）に該当するものとして取り扱うことについて検討し、令和８年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省庁：国土交通省）

（20）労働組合法（昭 24 法 174）

都道府県労働委員会の委員の任期（19 条の 12 第６項において準用する 19 条の５第１項）については、条例で法定任期以外の任期を設定可能とすることについて、令和８年８月に実施した地方公共団体等へのアンケート調査の結果を踏まえ、同年度中に関係者との意見調整等を行い、令和９年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（21）死体解剖保存法（昭 24 法 204）、診療放射線技師法（昭 26 法 226）、歯科技工士法（昭 30 法 168）、臨床検査技師等に関する法律（昭 33 法 76）、

理学療法士及び作業療法士法（昭 40 法 137）及び視能訓練士法（昭 46 法 64）

各法令で定められている認定証明書（死体解剖保存法４条２項）及び免許証（診療放射線技師法８条、歯科技工士法６条２項、臨床検査技師等に関する法律６条２項、理学療法士及び作業療法士法６条２項及び視能訓練士法６条２項）の交付事務については、国の体制整備の状況を踏まえつつ、都道府県を経由せず、国から直接免許証等を交付することについて引き続き検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。［再掲］

（関係府省庁：デジタル庁）

（22）身体障害者福祉法（昭 24 法 283）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭 25 法 123）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平 17 法 123）

身体障害者手帳の交付申請（身体障害者福祉法 15 条１項及び身体障害者福祉法施行令４条）、精神障害者保健福祉手帳の交付申請（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 45 条１項及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令５条）、自立支援医療費の支給認定申請（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 53 条）等に係る手続については、以下のとおりとする。

・医師の署名及び押印を求めていない手続における医師の診断書や意見書については、オンライン提出が可能である旨を地方公共団体に通知した。

［措置済み（令和７年 12 月 26 日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長、障害福祉課長、精神・障害保健課長通知）］

・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療受給者証の交付を受けた者が氏名を変更したとき、又は居住地を移したときの都道府県への届出（身体障害者福祉法施行令９条２項及び４項、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令７条２項及び４項並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令 32 条。以下この事項において「変更届出」という。）については、住民基本台帳法（昭 42 法 81）に基づく住民異動届等により行政機関が把握した情報を活用して変更届出を省略することの可否について、令和８年度中に地方公共団体への調査を行い、事務の実態を把握する。その結果を踏まえて、障害者等の利便性の

向上及び地方公共団体の事務負担の軽減のための方策並びにその場合の市町村から都道府県への進達事務の在り方について検討し、令和９年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

・マイナポータルによる申請等のオンラインによる手続を可能とすることについて引き続き検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。［再掲］

（関係府省庁：デジタル庁）

(23) 生活保護法（昭 25 法 144）

医療要否意見書（「生活保護法による医療扶助運営要領について」（昭 36 厚生省社会局長通知）様式第 13 号）については、地方公共団体の事務負担の軽減のため、通知を改正し、公印の押印を廃止した。

［措置済み（令和８年３月 31 日付け厚生労働省社会・援護局長通知）］

(24) 地方税法（昭 25 法 226）

（ⅰ）障害者に対する自動車税及び軽自動車税の減免（164 条及び 456 条）の申請については、「生計同一証明書」及び「常時介護証明書」の提出を不要とし、当該証明書以外の方法により要件を確認することが、地方公共団体の裁量により既に可能である旨を、地方公共団体に改めて通知した。［再掲］

（関係府省庁：総務省）

［措置済み（令和８年●月●日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）］

（ⅱ）個人の市町村民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書（317 条の３の３）については、市区町村の事務負担の軽減に資するよう、死亡した扶養親族等に係る記載の修正方法を明確化し、公的年金等支払者から公的年金等受給者に令和９年中に周知する。［再掲］

（関係府省庁：総務省、財務省及び文部科学省）

（ⅲ）国民健康保険税の特別徴収については、行政機関間の情報連携基盤（以下この事項において「公共サービスメッシュ」という。）の仕様や関係機関の公共サービスメッシュへの接続時期を踏まえ、特別徴収の事

務の改善に必要な情報連携の方法等について引き続き検討し、令和 10 年度を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。［再掲］

（関係府省庁：総務省）

（25）地方税法（昭 25 法 226）及び租税特別措置法（昭 32 法 26）

肉用牛の売却による農業所得の課税の特例（租税特別措置法 25 条）については、国税総合管理（KSK）システム及び地方税ポータルシステム（eLTAX）の改修により、「肉用牛の売却による所得の税額計算書」及び「収支内訳書」等に関する国と地方公共団体との情報連携を可能とし、その旨を地方公共団体に通知した。［再掲］

（関係府省庁：総務省及び財務省）

［措置済み（令和８年９月 18 日付け総務省自治税務局企画課電子化推進室長通知）］

（26）地方税法（昭 25 法 226）及び国民健康保険法（昭 33 法 192）

（ⅰ）国民健康保険料（税）の減額に関する基準を条例で規定することについては、地方公共団体の条例改正に係る事務負担の軽減を図る観点から、法令改正の概要や条例（例）の事前案等について、可能な限り早期に地方公共団体に情報提供する。また、条例改正に係る時間的制約への対応について、地方公共団体における事例を令和８年度中に地方公共団体に併せて情報提供する。［再掲］

（関係府省庁：総務省）

（ⅱ）国民健康保険保険基盤安定負担金（国民健康保険法 72 条の４）の算定方法の見直しについては、賦課期日後に入国する留学生等に対する国民健康保険料（税）の減額分に関し、現行制度における負担金の交付額と軽減額の乖離の実態や、算定に係る要件を変更することによる事務への影響等について、市区町村に対する調査を実施した上で、その結果を踏まえて検討し、令和８年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。［再掲］

（関係府省庁：総務省）

(27) 地方税法（昭 25 法 226）、国民健康保険法（昭 33 法 192）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭 57 法 80）、介護保険法（平９法 123）、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令３法 38）

公的年金等の所得に係る仮特別徴収税額等の還付事務については、地方公共団体の負担軽減に資するよう、以下の措置を講ずる。［再掲］

・公金受取口座を登録していない年金受給者を対象に、公金受取口座登録不同意申出書の提出がない場合には、年金振込口座を公金受取口座として登録する、行政機関等経由登録の特例制度を地方公共団体に通知した。

（関係府省庁：デジタル庁）

［措置済み（令和８年６月 30 日付けデジタル庁統括官付参事官事務代理（預貯金二法担当）、厚生労働省年金局事業企画課長事務連絡）］

・住民税、国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険の還付に関する事務について特別徴収対象年金所得者に係る公金受取口座情報の利用が可能であることを地方公共団体に令和８年度中に通知する。

（関係府省庁：総務省）

(28) 狂犬病予防法（昭 25 法 247）及び動物の愛護及び管理に関する法律（昭 48 法 105）

（ｉ）犬の所在地が変更された場合における旧所在地から新所在地への犬の登録原簿の送付（狂犬病予防法施行令２条の２第３項又は狂犬病予防法施行規則 16 条の７第２項）については、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会の同意が得られた「畜犬管理システムに係る共通化推進方針」（令８厚生労働省・環境省）に基づき、全国統一システムを作成して国において犬の登録情報を一元的に管理することをはじめとする原簿を管理する手法について、令和 12 年度までを目途に法令上の課題や情報管理上の課題、費用負担者の整理、市区町村の事務を国に移管することの適正性等を検討し、結論を得る。その結果に基づいて、必要な措置を講ずる。

（関係府省庁：環境省）

（ⅱ）狂犬病予防注射に係る接種履歴の管理の在り方については、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会の同意が得られた「畜犬管理システムに係る共通化推進方針」（令８厚生労働省・環境省）に基づき、全国統一システムを作成して国において狂犬病予防注射に係る接種履歴を一元的に管理することをはじめとする原簿を管理する手法について、令和 12 年度までを目途に法令上の課題や情報管理上の課題、費用負担者の整理、市区町村の事務を国に移管することの適正性等を検討し、結論を得る。その結果に基づいて、必要な措置を講ずる。

（関係府省庁：環境省）

(29) 地方公務員法（昭 25 法 261）及び空家等対策の推進に関する特別措置法（平 26 法 127）

空家等の所有者等に関する情報の内部利用（空家等対策の推進に関する特別措置法 10 条１項）については、以下のとおりとする。［再掲］

・市町村（特別区を含む。以下この事項において同じ。）の福祉部局等がその事務のために利用する目的で保有する情報のうち、障害福祉に係る情報を空家等対策の推進に関する特別措置法の施行のために必要な限度において、地方公務員法 34 条の守秘義務に抵触することなく市町村内部で提供することができる情報の範囲の考え方について検討し、令和９年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

・固定資産税の課税のために利用する目的で保有する空家等の所有者等に関する情報のうち、「固定資産税の課税のために利用する目的で保有する空家等の所有者に関する情報の内部利用等について」（平 27 国土交通省住宅局住宅総合整備課長、総務省自治行政局地域振興室長通知）における「空家等（以下「空家等」という。）の所有者に関する氏名その他の法の施行のために必要な限度の情報（具体的には、空家等の所有者（納税義務者）又は必要な場合における納税管理人の氏名又は名称並びに住所及び電話番号といった事項に限られる。）」の「といった事項」に該当すると解し得るものの活用事例の周知について検討し、令和９年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省庁：総務省及び国土交通省）

(30) 社会福祉法（昭 26 法 45）

（ⅰ）社会福祉主事任用資格要件（19 条１項）のうち社会福祉主事養成機関における通信課程（19 条１項２号）については、受講者である地方公共団体の職員の負担軽減を図るため、以下の措置を講ずる。

・システム改修を伴わない受講者の負担を軽減するための方策を、令和９年度の受講から実施する。

・実務経験等を勘案した集合研修や履修科目の一部免除については、令和 10 年度の受講からの運用を目指すこととしているシステム改修に併せて運用を開始する。

・集合研修のオンラインによる受講については、その効果検証を継続的に行いつつ、令和 10 年度の受講からの運用を目指すこととしているシステム改修に併せて運用を開始する。

（ⅱ）重層的支援体制整備事業（106 条の４）のうち、多機関協働事業の委託に係る取扱いについては、地方公共団体から意見を聴取した上で検討し、令和８年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(31) 覚醒剤取締法（昭 26 法 252）

（ⅰ）覚醒剤製造業者等が厚生労働大臣に対して行う指定の申請手続（４条１項（30 条の５で準用する場合を含む。））、各種届出（９条１項、12 条１項（30 条の５で準用する場合を含む。）、22 条１項、23 条、30 条の４第１項、30 条の 12 第１項１号及び 30 条の 14 第１項）、申請（11 条１項（30 条の５で準用する場合を含む。）、15 条２項、17 条５項、20 条６項及び 30 条の６第４項）及び報告（24 条１項及び２項、29 条並びに 30 条の 15 第１項及び２項）については、都道府県に必要な情報提供を行うことを前提に、令和 11 年中に政府共通の電子申請システム（e-Gov 電子申請サービス）を活用したオンラインによる申請等を可能とするとともに、都道府県知事の経由を要しないこととする。［再掲］

（関係府省庁：デジタル庁）

（ⅱ）厚生労働大臣が覚醒剤製造業者等に対して行う指定証の交付（５条２項（30 条の５で準用する場合を含む。））、返納（10 条１項（30 条の５

で準用する場合を含む。））及び提出（10 条２項（30 条の５で準用する場合を含む。））並びに旧指定証の返納（11 条２項（30 条の５で準用する場合を含む。））については、都道府県に必要な情報提供を行うことを前提に、令和 11 年中に都道府県知事の経由を要しないこととする。

（ⅲ）厚生労働大臣が国の開設する覚醒剤施用機関に対して行う指定証の交付（35 条３項）、返納（36 条１項２号）及び旧指定証の返納（36 条１項３号）並びに国の開設する覚醒剤施用機関が厚生労働大臣に対して行う各種届出（36 条１項１号及び４号）及び報告（36 条１項５号）については、都道府県に必要な情報提供を行うことを前提に、令和 11 年中に都道府県知事の経由を要しないこととする。

（32）出入国管理及び難民認定法（昭 26 令 319）

外国人介護人材の受入れについては、外国人介護人材確保に関する事業の活用に資する取組事例を把握し、都道府県に令和８年度中に文書で周知する。［再掲］

（関係府省庁：法務省）

（33）出入国管理及び難民認定法（昭 26 令 319）、国民健康保険法（昭 33 法 192）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭 57 法 80）、介護保険法（平９法 123）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平 25 法 27）

国民健康保険、後期高齢者医療及び介護保険の被保険者資格において、在留資格のうち、当該保険が適用されない特定活動（出入国管理及び難民認定法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動のうち特定活動告示 25 号、26 号、40 号及び 41 号）の該当の有無に係るマイナンバー制度における情報連携を活用した確認を可能とすることについては、以下のとおりとする。［再掲］

・国民健康保険及び後期高齢者医療については、資格喪失等の確認について令和９年３月から情報連携を開始する。また、新規加入時の確認に係る情報連携を可能とするシステムの改修について検討し、令和９年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

・介護保険の資格の得喪等に係る情報連携を可能とすることについて、省令

の改正及び関係システムの改修を含め検討し、令和８年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

・国保市町村事務処理標準システム及び後期高齢広域標準システムについては、地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、その改修の要否を一括照会機能の必要性も含めて検討し、令和９年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省庁：デジタル庁及び法務省）

(34) 調理師法（昭 33 法 147）

多数人に対して飲食物を調理して供与する施設等において調理の業務に従事する調理師が、２年ごとに氏名、住所等を就業地の都道府県知事に届け出る義務（５条の２）については、廃止する。

(35) 国民健康保険法（昭 33 法 192）

（ⅰ）国民健康保険の資格喪失の時期（８条）については、他の医療保険と重複して被保険者資格を有することによって生じる課題を解決するため、被保険者資格を喪失する事由に該当するに至った日からその資格を喪失することとした。［再掲］

（関係府省庁：総務省）

［措置済み（健康保険法等の一部を改正する法律（令和８年法律第 31 号））］

（ⅱ）療養費（54 条）及び高額療養費（57 条の２）の現金給付分における給付事務については、市区町村の事務負担の軽減を図る観点から、国民健康保険団体連合会への委託について検討し令和８年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(36) 国民年金法（昭 34 法 141）

国民年金に関し、市区町村が処理することとされている事務（３条３項、12 条１項及び４項（105 条２項において準用する場合を含む。）並びに 105 条１項及び４項に基づく事務）については、以下のとおりとする。

・障害年金に係る事務を日本年金機構に一元化することについては、一元化

することによる影響等に関する調査を、令和９年度中に日本年金機構及び市区町村等と連携しながら行う。その結果に基づき更なる必要な対応を検討し、結論を得た上で、必要な措置を講ずる。

・障害年金に係る事務以外の国民年金に係る事務について、オンライン申請の拡大や利用率をより一層引き上げるための施策を令和９年度以降に実施するとともに、令和９年度中に、市区町村等と相談した上で意見交換の場を設け、随時事務手続の改善に努める。その上で、第 34 次地方制度調査会における議論も踏まえ、持続可能かつ最適な役割分担の在り方について検討する。

・オンラインでの年金相談については、自宅から対面と同等のオンライン相談環境の構築を可能とする方向で検討し、その結果に基づいて、令和 15 年度までに必要な措置を講ずる。

(37) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭 35 法 145）

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に関する全国共通の施設台帳システムの構築については、令和 10 年度までに実施する各地方公共団体におけるシステム整備状況調査の結果を踏まえ、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平 14 法 151）23 条に基づくガバメントクラウドを利用したシステム整備について検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。［再掲］

（関係府省庁：デジタル庁）

(38) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭 35 法 145）及び薬剤師法（昭 35 法 146）

モバイルファーマシーの活用については、薬局・薬剤師の機能強化等に関する検討会におけるへき地における医薬品提供体制に関する議論等を踏まえ、へき地における医薬品提供体制の手段として組み込むことの是非について検討し、令和９年度末を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(39) 災害対策基本法（昭 36 法 223）

避難行動要支援者名簿（49 条の 10）に記載し、又は記録された情報を避難支援等関係者へ提供すること（49 条の 11）については、障害者手帳等の申請・交付時にあらかじめ本人の同意を得ることで、市町村に居住する要配慮者を避難行動要支援者と該当させることとした時点において可能となる旨を、次回の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平 25 内閣府（防災担当））の更新の際に記載し、地方公共団体に通知する。［再掲］
（関係府省庁：防災庁及び総務省）

(40) 老人福祉法（昭 38 法 133）

老人の日の記念事業（５条３項）として百歳を迎える高齢者に対してお祝い状等を贈呈する事務については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、以下のとおりとする。

・当該事業については、地方公共団体と国との間で相互に十分な意思疎通を図るとともに、令和８年度に当該事業を活用した地方公共団体における老人の福祉の増進に資する効果的な事例や当該事例における工夫等について取りまとめ、地方公共団体に令和８年度中に周知する。
・都道府県、指定都市及び中核市へのお祝い状の引渡し方法の変更及び海外に居住する対象者の戸籍確認に係る照会回数の削減について検討し、令和８年度中に結論を得る。その結果に基づいて令和９年度に実施する事業から必要な措置を講ずる。

(41) 老人福祉法（昭 38 法 133）及び介護保険法（平９法 123）

訪問介護サービス等の指定申請（介護保険法 70 条１項）については、電子申請・届出システムにより当該申請を行う際に、老人居宅介護等事業等の届出（老人福祉法 14 条）も同時に処理することができるよう、令和８年度中に当該システムを改修する。

(42) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭 39 法 134）

（ｉ）特別児童扶養手当認定請求書（施行規則１条の様式第１号）、特別児童扶養手当所得状況届（施行規則４条の様式第６号）、障害児福祉手当

（福祉手当）所得状況届（障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭 50 厚生省令 34）２条及び５条の様式第３号）及び特別障害者手当所得状況届（同省令 15 条の様式第７号）については、所得額の記載に係る申請者及び市区町村の負担軽減を図るため、参考となる取組事例について、地方公共団体に令和９年度中に周知する。

（ⅱ）特別児童扶養手当における氏名変更及び住所変更の届書に係る市区町村から都道府県への進達事務の明確化については、「令和７年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和７年 12 月 23 日閣議決定）に基づく、特別児童扶養手当受給資格者の氏名変更等（施行規則５条及び６条）の際、職権による処理を可能とすることに係る検討状況を踏まえて対応を検討し、令和８年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（ⅲ）障害児福祉手当及び特別障害者手当に係る氏名変更及び住所変更の届出の提出については、住民基本台帳法（昭 42 法 81）に基づく住民異動届等により行政機関が把握した情報を活用して変更届出を省略することの課題について令和８年度中に地方公共団体へ調査を行い、その結果を踏まえて、受給者の利便性の向上及び地方公共団体の事務負担の軽減のための方策並びにその場合の町村から都道府県への情報提供の在り方について検討し、令和９年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（43）特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭 39 法 134）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平 17 法 123）

特別児童扶養手当の支給認定申請（特別児童扶養手当等の支給に関する法律５条１項）、障害児福祉手当の支給認定申請（同法 19 条）、特別障害者手当の支給認定申請（同法 26 条の５）及び障害支援区分認定に係る申請（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 21 条１項）については、以下のとおりとする。［再掲］

・特別児童扶養手当の支給認定申請（特別児童扶養手当等の支給に関する法律５条１項）、障害児福祉手当の支給認定申請（同法 19 条）及び特別障害者手当の支給認定申請（同法 26 条の５）については、オンライン提出が可

能である旨を地方公共団体に通知した。

［措置済み（令和７年 10 月 27 日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知）］

・障害支援区分認定に係る申請（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 21 条１項）については、医師の診断書や意見書のオンラインによる提出を可能とすることについて引き続き検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省庁：こども家庭庁）

（44）戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭 40 法 100）

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求手続（施行規則１条１項）については、支給に係る事務処理方法の改善について、地方公共団体の意見を聴いた上で検討し、令和 11 年度までに結論を得る。その結果に基づいて、次回特別弔慰金の請求期間開始までに必要な措置を講ずるとともに、地方公共団体の事務に支障を来さないよう、特別弔慰金事務処理マニュアル等を地方公共団体に可能な限り早期に発出する。

（45）戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭 41 法 109）

戦傷病者等の妻に対する特別給付金については、令和８年度から戦傷病者等妻給付金として支給を継続した上で、支給対象者が国へ直接請求することとし、地方公共団体及び支給対象者へ通知した。

［措置済み（「戦傷病者等妻給付金」支給のご案内（令和８年４月８日付け厚生労働省社会・援護局援護・業務課）、厚生労働省ホームページ「「戦傷病者等妻給付金」の支給について」にて公表）］

（46）労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭 41 法 132）及び雇用保険法（昭 49 法 116）

生活保護受給者等を主な対象とした一体的実施施設の廃止等の基準となる支援対象者数の目安値については、生活保護の被保護世帯のうち「その他の世帯」数が他の地域より相対的に少ない地域における当該施設の実情を踏まえ、年間支援対象者数の目安の区分に、新たに 250 世帯未満の場合の区分を設

け、都道府県労働局に通知した。

［措置済み（令和８年３月 31 日付け厚生労働省職業安定局総務課訓練受講支援室長通知）］

（47）雇用保険法（昭 49 法 116）

公共職業訓練に係る雇用保険関係手続等については、以下の措置を講ずる。

・公共職業訓練の受講申込みを行った求職者の選考結果については、公共職業安定所（ハローワーク）と都道府県の公共職業能力開発施設との間で電子メールによる送受信が可能であることを明確化し、都道府県労働局及び都道府県等に令和８年度中に改めて通知する。

・公共職業訓練等受講証明書については、個人情報の取扱いに留意しつつ、電子メールによる送受信が可能となるよう要件を整理することとし、都道府県労働局及び都道府県等に令和８年度中に通知する。

（48）高齢者の医療の確保に関する法律（昭 57 法 80）

（ⅰ）後期高齢支援システムにおける保険料の収納事務に係る督促状兼納付書及び口座振替不能通知兼納付書については、圧着ハガキ様式で出力することを可能とするため、標準仕様書の改定により、帳票レイアウトに出力要件が追加された。

［措置済み（後期高齢支援システム標準仕様書【第 1.4 版】（別紙３）帳票レイアウト）］

（ⅱ）後期高齢者医療制度の一部負担金徴収猶予（69 条）及び保険料徴収猶予（111 条）については、市区町村及び後期高齢者医療広域連合の事務負担の軽減や円滑な事務の実施に資する方策を検討し、令和９年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（49）高齢者の医療の確保に関する法律（昭 57 法 80）及び地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平元法 64）

特定健康診査等に関する記録の提供（高齢者の医療の確保に関する法律 27 条）については、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則（平元厚生省令 34）を改正し、令和８年度中に全国で運用を開

始することとしている電子カルテ情報共有サービスにおいて、事業者が行う健康診断を含む健康診断等の結果の取得を順次可能とする。［再掲］
（関係府省庁：総務省）

(50) 社会福祉士及び介護福祉士法（昭 62 法 30）

介護職員等が喀痰吸引等の特定行為（附則 10 条１項）を行うために必要な認定特定行為業務従事者認定証の各種申請（施行規則附則５条、７条及び８条の２）及び交付（附則 11 条１項）については、都道府県の負担軽減に資するよう、国家資格等情報連携・活用システムの活用を希望する都道府県において、当該システムを活用したオンラインによる各種申請を可能とするとともに、当該システムにおけるデジタル資格者証を認定証の原本とすることについて検討し、令和８年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。［再掲］
（関係府省庁：デジタル庁）

(51) 救急救命士法（平３法 36）

ビデオ硬性挿管用喉頭鏡を用いた気管内チューブによる気道確保の実施に係る認定（「「救急救命士の気管内チューブによる気道確保の実施に係るメディカルコントロール体制の充実強化について」等の一部改正について」（平 27 消防庁救急企画室長、厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）２留意事項。以下この事項において「認定」という。）については、速やかな認定に資する取組事例を都道府県に通知した。［再掲］
（関係府省庁：総務省）
［措置済み（令和８年４月 14 日付け消防庁救急企画室、厚生労働省医政局地域医療計画課事務連絡）］

(52) 看護師等の人材確保の促進に関する法律（平４法 86）

看護職キャリアデータベースに係る情報提供（９条２項）の対象拡大については、国家資格等情報連携・活用システム及び看護職キャリアデータベースの運用状況等を踏まえつつ、市区町村への情報提供の在り方について検討し、令和 10 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(53) 介護保険法（平９法 123）

（ⅰ）介護職員初任者研修については、「介護員養成研修の取扱細則について（介護職員初任者研修・生活援助従事者研修関係）」（平 24 厚生労働省老健局振興課長通知）を改正し、対面での実施のほか、テレビ電話装置等を活用する形態や、録画された動画を視聴させる形態、通信学習の形態により実施できること及び通信学習の形態により実施が可能な研修時間等を明確化し、地方公共団体に通知した。

［措置済み（令和８年３月 31 日付け厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長通知）］

（ⅱ）中山間地域等に係る安定的な訪問介護（８条２項）の提供に資するための方策については、離島等相当サービス（42 条１項３号に掲げる指定居宅サービス及び基準該当居宅サービスの確保が著しく困難である地域等において、被保険者が受けることができる指定居宅サービス及び基準該当居宅サービス以外の居宅サービス又はこれに相当するサービスをいう。）の活用を促進するため、実施要綱を改正し、事業名を「離島等サービス確保対策事業」から「離島・中山間地域等サービス確保対策事業」に改めた。

また、当該サービスの活用状況について調査を行い、活用の参考となる情報を整理した上で、地方公共団体に通知した。

［措置済み（令和７年４月 23 日付け厚生労働省老健局長通知、令和８年５月１日付け厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課事務連絡）］

（ⅲ）要介護認定及び要支援認定に係る申請代行（27 条１項及び 32 条１項）については、申請代行が可能な者の範囲を拡大するため、事業者及び施設の要件を追加した。

［措置済み（社会福祉法等の一部を改正する法律（令和８年法律第 51 号））］

（ⅳ）特定入所者介護サービス費の支給（51 条の３）に係る非課税年金勘案の事務については、マイナンバー制度における情報連携により住所地特例対象者等の非課税年金情報を取得できることを明確化し、地方公共団体に通知した。［再掲］

（関係府省庁：総務省、財務省及び文部科学省）

［措置済み（令和８年７月 31 日付け厚生労働省老健局介護保険計画課長通知）］

（ⅴ）介護支援専門員証の有効期間の更新に伴う更新研修（69 条の８第２項）については、介護支援専門員及び主任介護支援専門員の負担軽減のため、社会保障審議会介護保険部会における議論を踏まえ、以下の措置を講ずる。

・法定研修の受講を要件とした介護支援専門員証の有効期間の更新の仕組みを廃止した。

［措置済み（社会福祉法等の一部を改正する法律（令和８年法律第 51 号））］

・介護支援専門員の資質の保持及び向上を図るための研修については、受講者の負担軽減に資するよう、分割して柔軟に受講できるようにするなどの方策について、令和８年度中に都道府県に通知する。

（ⅵ）指定認知症対応型共同生活介護の人員基準については、市区町村における指定地域密着型サービスの独自基準の設定状況を把握した上で、地域の実情に応じて省令で定める範囲内で市区町村が条例で定めることが可能である旨を明確化し、全国会議を通じて市区町村に令和８年度中に周知する。

（ⅶ）要介護認定に係る調査（27 条２項）については、指定市町村事務受託法人として国民健康保険団体連合会を指定することが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和８年度中に通知する。

（ⅷ）指定小規模多機能型居宅介護の人員基準については、市区町村における指定地域密着型サービスの独自基準の設定状況を把握した上で、地域の実情に応じて省令で定める範囲内で市区町村が条例で定めることが可能である旨を明確化し、全国会議を通じて市区町村に令和８年度中に周知する。

（ⅸ）広域連合及び一部事務組合における介護保険制度の運用については以下の措置を講ずる。

・介護予防・日常生活支援総合事業（115 条の 45 第１項）については、広域連合及び一部事務組合における事業費の上限額に達していない場

合、構成する市区町村内で額の調整が可能であることについて、地方公共団体から相談があった場合、その旨を情報提供する。

・地域包括ケア「見える化」システムについては、広域連合及び一部事務組合を構成する市区町村ごとの現状分析や将来推計機能の活用手法について、地方公共団体向けの研修会等を通じて令和８年度中に周知する。

（ｘ）介護保険制度に係る被保険者証（施行規則 26 条１項）、負担割合証（施行規則 28 条の２第１項）及び負担限度額認定証（施行規則 83 条の６第４項）（以下この事項において「被保険者証等」という。）については、被保険者及び市区町村の事務負担を軽減するため、令和８年度中に省令を改正し、一定の条件を満たす場合には、被保険者証等の市区町村への返還を不要とする。

（xi）介護支援専門員の登録申請（施行規則 113 条の７）等に係る手続については、都道府県の事務負担を軽減するため、国家資格等情報連携・活用システムの活用を希望する都道府県において、令和８年度から、順次当該システムを活用したオンラインによる手続を可能とする。［再掲］
（関係府省庁：デジタル庁）

（xii）介護保険事業状況報告システムについては、都道府県の事務負担を軽減するため、介護保険事業状況報告（施行規則 165 条の２の２）を未提出である市区町村へ当該システム上で督促を円滑に行えるよう、令和８年度中に当該システムを改修する。

（xiii）介護報酬改定に関する通知等については、介護事業者及び地方公共団体の事務負担を軽減するため、次期介護報酬改定から改正後の通知等の全文をホームページで公表する。

（xiv）指定介護老人福祉施設における栄養士又は管理栄養士の配置基準に係る見直しについては、社会保障審議会の意見を聴いた上で、中山間地域等における必要なサービスの維持に資するよう、職員の負担やサービスの質の確保に配慮しつつ検討し、令和８年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（xv）指定介護老人福祉施設における介護支援専門員の兼務等に係る見直しについては、社会保障審議会の意見を聴いた上で、中山間地域等における

必要なサービスの維持に資するよう、職員の負担やサービスの質の確保に配慮しつつ検討し、令和８年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(ⅹⅵ) 要介護認定に係る調査（27条２項）については、以下のとおりとする。

・指定居宅介護支援事業者等（28 条５項）が当該調査を行う場合については、介護支援専門員以外の保健、医療又は福祉に関する専門的知識を有する者に当該調査を行わせる方向で検討し、令和８年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

・介護支援専門員であって厚生労働省令で定める者（28 条５項）が当該調査を行う場合については、介護支援専門員以外の保健、医療又は福祉に関する専門的知識を有する者に当該調査を行わせることについて、その影響等について調査した上で検討し、令和９年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(ⅹⅶ) 指定居宅介護支援事業所における管理者要件については、原則として主任介護支援専門員でなければならないとされているところ、社会保障審議会介護給付費分科会での議論を踏まえ、その必要性を含めて検討し、令和９年度の介護報酬改定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(ⅹⅷ) 中山間地域等における介護報酬の各種加算の在り方については、中山間地域等におけるサービス提供の実態を把握した上で、社会保障審議会における議論を踏まえ、地域の実情に応じた持続可能なサービスの提供がなされるよう、令和９年度の介護報酬改定に向けて検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(ⅹⅸ) 中山間地域等における移動時間等を踏まえた訪問介護に係る介護報酬の見直しについては、中山間地域等におけるサービス提供の実態を把握した上で、社会保障審議会における議論を踏まえ、地域の実情に応じた持続可能なサービスの提供がなされるよう、令和９年度の介護報酬改定に向けた特定地域サービスに係る検討の中で、必要な対応について検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(ⅹⅹ) 中山間地域等における指定通所介護事業所の入浴を目的とした短時間利用については、通所介護サービスの趣旨を踏まえつつ、中山間地域等に

おける入浴サービスのニーズ等を調査した上で、令和９年度の介護報酬改定に向けて検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（ⅹⅵ）国家資格等情報連携・活用システムにおけるデジタル資格者証を専門員証の原本とすることについては、都道府県の事務負担の軽減及び申請者の利便性の向上を図るため、デジタル資格者証の法令上の取扱いを整理した上で、当該システムの活用状況やデジタル資格者証の導入に関する都道府県への実態調査の結果を踏まえて検討し、可能な限り早期に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。［再掲］

（関係府省庁：デジタル庁）

(54)介護保険法（平９法 123）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平 17 法 123）

（ⅰ）中山間地域等における訪問介護サービス等の報酬の在り方については、中山間地域等のサービス提供の状況等を把握した上で、社会保障審議会介護給付費分科会における議論を踏まえ、特定地域サービスにおける包括的な評価の仕組みについて具体的な制度設計を検討し、令和９年度の介護報酬改定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（ⅱ）中山間地域等における障害福祉サービス等の報酬の在り方については、中山間地域等のサービス提供の状況等を把握した上で、社会保障審議会障害者部会及びこども家庭審議会障害児支援部会等における議論を踏まえ、特定地域サービスにおける包括的な評価の仕組みについて具体的な制度設計を検討し、令和９年度の障害福祉報酬改定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。［再掲］

（関係府省庁：こども家庭庁）

(55) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平 17 法 123）

（ⅰ）指定特定相談支援に係る指定更新（施行規則 34 条の 59 第３項）については、事業者及び地方公共団体の負担軽減の観点から、更新の手続に係

る書類について一部省略を可能としている旨（同条４項）や、電子メール等による提出とすることが望ましい旨を、全国会議を通じて市区町村に令和８年度中に周知する。

（ⅱ）自立支援医療の支給認定（54 条）に係る事務のうち、自立支援医療受給者証（同条３項）への加入医療保険の記号及び番号（以下この事項において「記番」という。）の記載については、実施主体の判断で省略して差し支えないこと又は記番に代えて情報提供ネットワークシステムを用いて特定した 20 桁の数字を記載しても差し支えないことを、地方公共団体に令和８年度中に通知する。［再掲］

（関係府省庁：デジタル庁）

（ⅲ）地方公共団体が行う地域生活支援事業の意思疎通支援事業等（77 条１項６号及び 78 条１項）については、障害者相互の意思疎通支援が必要な場合において、意思疎通支援者の派遣が可能であることを明確化し、地方公共団体に令和８年度中に全国会議等を通じて周知する。

（ⅳ）地域生活支援事業における訪問入浴サービスについては、広域的に事業展開をするに当たり、複数の市区町村で連携することが可能であることを明確化し、全国会議を通じて市区町村に令和８年度中に周知する。［再掲］

（関係府省庁：こども家庭庁）

（ⅴ）自立支援医療に係る支給認定等の事務については、以下のとおりとする。

・自立支援医療に係る受給者証については、加入医療保険の保険者名称の記載を省略できることを、地方公共団体に令和８年度中に通知する。

・育成医療及び更生医療の再認定の申請については、障害者等に病状の変化及び治療方針の変更がないことが確認できる場合には、市町村の判断により医師意見書の提出を省略できることを、地方公共団体に令和８年度中に改めて通知する。

・腎臓機能障害に対する人工透析療法に係る育成医療及び更生医療の認定の申請については、特定疾病療養受療証の活用により、医師意見書の提出を省略できることを明確化する方向で検討し、令和８年度中に結論を得る。その結果に基づいて地方公共団体に令和８年度中に通知

する。

（vi）診断書等の電子的な手段による地方公共団体への提出については、以下のとおりとする。

・電子的な手段による提出が認められている、診断書等に医師の署名・押印を求めていない手続について、原本を確認する方法を明確化し、地方公共団体に令和８年度中に通知する。

・診断書等の真正性の担保された新たな電子的な手段による提出について、医療ＤＸの推進に関する工程表（令和５年６月２日医療 DX 推進本部決定）等を踏まえ、検討し結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（vii）自立支援医療（精神通院医療）については、以下のとおりとする。

・市区町村における事務負担の軽減策について検討し、令和８年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

・申請者の負担軽減策について、申請手続のオンライン化の導入に向けた調査研究の結果を踏まえ、マイナポータルによる申請等のオンラインによる手続を可能とすることについて引き続き検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（viii）障害支援区分の認定（21 条１項）における区分６の有効期間（「介護給付費等の支給決定等について」（平 19 こども家庭庁支援局長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）第二の２）については、市区町村における認定状況を踏まえつつ、障害支援区分認定業務に係る市区町村の事務負担を軽減する方策について検討し、令和９年中に結論を得る。その結果に基づいて令和９年度中に必要な措置を講ずる。

（ix）就労移行支援事業については、中山間地域等において障害福祉サービスが適切に提供されるよう、多機能型事業所の利用定員基準の引下げについて検討し、令和９年度障害福祉報酬改定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（x）中山間地域等における安定した障害福祉サービス事業所の運営の在り方については、サービス提供の実態を踏まえ、事業所の安定的な運営及びサービス提供体制の維持を図る観点から、令和９年度障害福祉報酬改定に向けた特定地域サービスに係る検討の中で、包括的な評価の導入や

人員配置基準の弾力化について検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(56) 統計法（平 19 法 53）

（ⅰ）国民生活基礎調査については、以下のとおりとする。

・調査員の負担軽減及び担い手確保並びにオンライン回答率の向上に資する方策について検討し、令和 10 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

・記念品の配布に係る事務負担の軽減に資するよう、調査対象者へのアンケート調査の結果等を踏まえ、当該配布事務の在り方について検討し、令和 10 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（ⅱ）国民生活基礎調査については、「統計法等に関する研究会」における議論等を踏まえ、調査員の世帯名簿等の作成に係る負担軽減に資する方策について検討し、令和 10 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(57) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平 25 法 27）

マイナポータルの自治体手続オンライン申請サービスについては、申請者及び地方公共団体の事務負担を軽減するため、申請者の所得情報等を申請書に自動転記する機能の実装を検討する。［再掲］

（関係府省庁：デジタル庁）

(58) 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令３法 40）

地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化に伴って策定した標準仕様書については、窓口 DXSaaS 及び標準準拠システムを提供する事業者のリソースを踏まえつつ、両者の連携対象となるデータ項目や連携方式等に係る課題を整理し、当該仕様書を改訂することについて、令和８年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。［再掲］

（関係府省庁：こども家庭庁、デジタル庁、総務省及び文部科学省）

(59) 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令３法 81）

災害時における医療的ケア児等への訪問看護の継続提供については、災害時においても医療的ケア児等の支援体制を確保するため、在宅医療の災害時における医療提供体制強化支援事業等を通じて把握した先進的な取組事例を踏まえ、平時からの連携体制や発災時の支援体制の在り方について整理し、ホームページ等で令和９年度中を目途に周知する。

(60) 心身障害者扶養共済制度

心身障害者扶養共済制度における提出書類に関して、原本での提出を不要とすることについては、独立行政法人福祉医療機構と心身障害者扶養者生命保険契約を締結している生命保険会社との間で検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。［再掲］

（関係府省庁：デジタル庁）

(61) 福祉サービス第三者評価事業

福祉サービス第三者評価事業については、令和８年度中に「「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全部改正について」（平 26 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知）を改正し、他の都道府県推進組織において研修を受講した評価調査者について、その研修の内容が、都道府県推進組織が自ら実施する研修の内容と同等であると判断する場合、当該都道府県推進組織が定める第三者評価機関認証要件のうち、研修受講要件の免除を可能とする。［再掲］

（関係府省庁：こども家庭庁）

(62) 災害派遣医療チーム（DMAT）体制整備事業

日本 DMAT 隊員養成研修について、各都道府県に配分する受講枠を拡大し、都道府県に通知した。

［措置済み（令和８年４月７日付け厚生労働省医政局地域医療計画課救急・周産期医療等対策室事務連絡）］

（63）医療施設等災害復旧費補助金、社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金、児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金及び保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金

医療施設等災害復旧費補助金、社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金、児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金及び保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金については、同一敷地内の複合施設における災害復旧費の算定に関して、申請者及び地方公共団体の事務負担を軽減するため、施設ごとの費用の按分方法の例を示すとともに、按分額を機械的に算出できる様式を作成し、地方公共団体に令和８年度中に通知する。［再掲］

（関係府省庁：こども家庭庁及び財務省）

（64）感染症予防事業費等国庫負担（補助）金

感染症予防事業費等国庫負担（補助）金については、地方公共団体の円滑な事務に資するよう、以下のとおりとする。［再掲］

・集計に係る都道府県の負担軽減を図る観点から、記載漏れや誤記入等を防止するための申請様式等の見直しについて検討し、令和９年度の申請手続から必要な措置を講ずる。

・申請手続の更なる負担軽減策について、地方公共団体の意見を踏まえつつ検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省庁：デジタル庁）

（65）社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金、児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金及び保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金

（ｉ）社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金、児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金及び保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金に係る手続については、申請者及び地方公共団体の事務負担を軽減し、災害復旧の迅速化を図るため、激甚災害に公共土木施設災害復旧事業等が指定（指定の事前公表を含む。）された段階で、複数の業者からの見積徴取を必要とする現地適正単価の取扱いの緩和等について検討を開始することとし、その旨を地方公共団体に令和８年度中に通知する。［再掲］

（関係府省庁：こども家庭庁及び財務省）

（ⅱ）社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金、児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金及び保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金に係る手続については、以下の措置を講ずる。［再掲］

・寄附金等の取扱いや新たな災害によって復旧途中の施設が再度被災した場合の補助金の手続、査定方法等については、申請者及び地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、質疑応答集を作成すること等によりその取扱いを明確化し、地方公共団体に令和８年度中に通知する。

・協議等に係る様式については、申請者及び地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、その見直し等を行い、地方公共団体に令和８年度中に通知する。

（関係府省庁：こども家庭庁）

（66）職業能力開発校設備整備費等補助金

認定職業訓練助成事業における補助対象経費の算定基準の見直しについては、都道府県へのアンケート調査の結果等を踏まえ検討し、令和８年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（67）地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金のうち、市区町村（指定都市及び中核市を除く。）を実施主体とする事業に係る事前協議については、以下のとおりとする。［再掲］

・市区町村が実施主体となる事業について都道府県が行う優先順位付けの目的及び考え方を明確化し、地方公共団体に令和８年度中に通知する。

・都道府県経由事務の廃止については、地方公共団体に対する調査を行い、当該交付金に係る事務全体の執行スケジュールへの影響等の検証結果を踏まえ必要な対応を検討し、令和９年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省庁：デジタル庁）

（68）薬事に係る通知に関する事務

薬事に係る通知の効率的な周知及び関係者が見つけやすい形での公開方法

については、地方公共団体へのアンケート調査の結果を踏まえ、厚生労働省法令等データベースサービスの検索機能等の更なる活用に向け、当該データベースサービスの活用方法について、地方公共団体に周知した。
［措置済み（令和８年 10 月９日全国薬務主管課長協議会）］

(69) 療育手帳制度に関する事務

療育手帳の交付申請等に係る手続については、マイナポータルによる申請等のオンラインによる手続を可能とすることについて引き続き検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。［再掲］
（関係府省庁：デジタル庁）

(70) 個人防護具の配布に係る事務

感染症対策として国が備蓄する個人防護具のうち、使用推奨期限が近いものの配布に係る事務については、希望数量について都道府県が取りまとめを行うなどの事務を令和９年度から廃止する。

(71) がん診療連携拠点病院の指定に関する事務

がん診療連携拠点病院の医師の配置に関する要件については、以下のとおりとする。

・がん診療連携拠点病院のうち、地域がん診療連携拠点病院における病理医の配置要件については、当該病院が属するがん医療圏に地域がん診療連携拠点病院が１か所のみであり、かつ、常勤の医師の配置が困難である場合には、非常勤医師を配置することをもって足りることとし、その旨を都道府県に通知した。
［措置済み（令和８年７月 30 日付け厚生労働省健康・生活衛生局長通知）］

・がん診療連携拠点病院における放射線治療医の配置要件の緩和については、地域におけるがん診療の状況等を踏まえつつ、引き続き検討し、「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」（令８厚生労働省健康・生活衛生局長通知の別添）の改定を予定している令和 11 年度までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(72) へき地医療現況調査

へき地医療現況調査については、都道府県の事務負担の軽減を図るため、以下のとおりとする。

・令和８年度調査において、調査様式や調査項目の見直しなどを行った。

・「医療機関等情報支援システム（G-MIS）」を活用するなど、オンラインによる調査・回答を可能とするとともに、都道府県において内容確認が実施されることを前提に、都道府県経由事務を廃止する方向で検討し、令和８年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(73) オンライン資格確認等システム

（ⅰ）オンライン資格確認等システムにおける資格情報の表示については、資格情報が適切に表示されるよう、被保険者の資格の取得・喪失等に係る登録方法等について、改めて保険者に令和８年度中に周知する。

（ⅱ）オンライン資格確認等システムにおける振替・分割が可能なレセプトの対象範囲の拡大については、公費負担医療及び地方単独医療費助成の請求も併せて行うレセプトの医療保険部分の振替において、被用者保険間を対象としているところ、国民健康保険間及び被用者保険と国民健康保険との間についても一部可能とする方向で検討し、令和８年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(74) 長期高度人材育成コースの委託先機関選定要件

長期高度人材育成コースのうち、准看護師の資格取得を目標とする訓練コースの委託先機関の選定に係る要件については、過去の正社員就職率の算出において、「非正規雇用労働者として働きながら看護師資格を取得するために進学する者」を算出の対象から当分の間除外する方向で検討し、令和８年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(75) 臨床研修病院における研修医の定員設定

都道府県における臨床研修病院ごとの研修医の定員設定については、他の臨床研修病院から研修医を派遣して研修を受けさせる仕組み（いわゆるたすき掛け研修）の実態等について地方公共団体等に対するヒアリング等を実施

し、その結果を踏まえ、当該仕組み等により臨床研修の質が確保されていると想定される場合に定員を１名とすることを可能とすることについて検討し、令和８年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（76）病院報告

病院報告については、以下のとおりとする。

・都道府県の事務負担を軽減するため、都道府県において紙媒体の調査票を電子媒体に変換し、国へ提出することを可能とする方向で検討し、令和９年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
・都道府県並びに保健所を設置する市及び特別区の審査事務の簡略化並びに報告者の利便性の向上に資するよう、電子調査票の機能改善を行うことを検討し、令和 10 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（77）市町村社会福祉協議会による入所施設の経営

市町村社会福祉協議会による入所施設の経営については、地方公共団体、関係団体等への調査を令和 11 年度を目途に行った上で、その結果を踏まえて検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。［再掲］
（関係府省庁：こども家庭庁）

【農林水産省】

（１）農業改良助長法（昭 23 法 165）

普及事業（７条）の活動体制及び事業費に関する調査並びに普及事業の組織及び運営に関する調査については、両調査の統合、調査開始時期の早期化、交付申請書・実績報告書の重複部分の削除等、都道府県の事務負担を軽減する方策を検討し、令和９年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（２）土地改良法（昭 24 法 195）

土地改良区の役員の住所の公告（18 条 19 項）については、個人情報保護の

観点から、土地改良区が届出（18 条 18 項）に併せて役員の住所についてその一部のみを公告することを求める旨を申し出た場合には、当該住所の一部の公告をもって住所の全部の公告に代えることができることとする。

（３）国土調査法（昭 26 法 180）

土地改良事業の確定測量に係る成果の認証申請（19 条５項）の手続については、審査期間の短縮等の観点から、国土地理院による審査結果（測量法（昭 24 法 188）41 条１項）を活用するよう、「国土調査法第 19 条第５項の成果の認証に準ずる指定の申請に係る事務取扱い等について」（昭 56 農林水産省構造改善局長通知）を改正した。

［措置済み（令和８年７月 29 日付け農村振興局長通知）］

（４）国土調査法（昭 26 法 180）及び森林法（昭 26 法 249）

地籍調査及び森林境界明確化事業における類似工程の重複の解消等による事務の簡素化については、地方公共団体における地籍調査及び森林境界明確化事業の連携促進の参考となる事例を整理し、地方公共団体に令和８年度中に周知する。

（関係府省庁：国土交通省）

（５）森林法（昭 26 法 249）

（ⅰ）保安林の指定の解除に際して講じられる代替施設の設置に係る作業許可（34 条２項）及び当該代替施設の設置確認については、都道府県の事務負担の軽減を図るため、省令、「保安林及び保安施設地区の指定、解除等の取扱いについて」（昭 45 林野庁長官通知）等を改正し、国有林野等における解除予定保安林（29 条）にあっては、都道府県知事による作業許可を不要とするとともに、代替施設の設置確認を国が行うこととし、その旨を都道府県に令和８年度中に周知する。

（ⅱ）市町村森林整備計画（10 条の５）については、地域の森林及び林業の実態に応じて、市町村の判断により計画事項ごとに記載内容を簡素化することが可能であること等を、会議等を通じて地方公共団体に令和８年度中に周知する。

（ⅲ）森林の土地の所有者となった旨の届出（10 条の７の２第１項）（以下この事項において「届出」という。）については、届出者の負担軽減に資するよう、以下のとおりとする。

・相続による森林の土地の所有権の移転に係る届出については、他の制度との整合性も踏まえつつ、所有者の負担軽減に資するよう、提出期間（施行規則７条１項）について、新たに当該森林の土地の所有者となった日を基準として、90 日以内から 10 月以内に緩和する方向で令和８年度中に検討する。その結果に基づいて令和９年度中に必要な措置を講ずる。

・届出に係る添付書類のうち、「当該土地の位置を示す地図」（施行規則７条２項１号）については、市町村において届出によらず当該地図が入手可能な場合、届出への当該地図の添付を省略することが可能となるよう、令和８年度中に検討する。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（６）森林法（昭 26 法 249）、農地法（昭 27 法 229）及び不動産登記法（平 16 法 123）

森林法に基づく届出及び農地法に基づく届出については、届出者及び地方公共団体の負担軽減に資するよう、以下のとおりとする。［再掲］

・森林法に基づく届出における不動産の登記事項証明書の添付については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平 14 法 151）11 条に基づき、省略が可能であることを、地方公共団体に令和８年度中に通知する。

・森林法に基づく届出及び農地法に基づく届出の記載事項と不動産の登記事項証明書の記載内容に重複がある部分については、不動産ベース・レジストリの検討状況等を踏まえつつ、 不動産登記情報の活用について検討し、令和 11 年度までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省庁：デジタル庁及び法務省）

（７）農地法（昭 27 法 229）

（ⅰ）遊休農地の所有者等に対する利用意向調査（32 条１項）については、

省令を改正し、当該調査に係る様式を廃止して当該調査における調査事項を他の調査と併せて調査できるようにするとともに、オンラインによる調査が可能であることを地方公共団体に通知した。

［措置済み（農地法施行規則の一部を改正する省令（平成８年農林水産省令第 26 号）、令和８年３月 31 日付け農林水産省経営局長、農村振興局長通知）］

（ⅱ）施行規則の申請等における登記事項証明書の添付については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平 14 法 151）11 条に基づき、省略が可能であることを明確化するため、「農地法関係事務処理要領」（平 21 農林水産省経営局、農村振興局）を改正し、地方公共団体に通知した。

［措置済み（令和８年９月 30 日付け農林水産省経営局長、農村振興局長通知）］

（ⅲ）都道府県が管理事務の一部を行う国有農地（農地法等の一部を改正する法律（平 21 法 57）附則８条１項）については、都道府県の事務負担を軽減するため、農業上の利用のために国有農地の貸付けを行う場合の要件に関して、令和８年度中に「農地法関係事務に係る処理基準について」（平 12 農林水産事務次官依命通知）（以下この事項において「事務処理基準」という。）を改正し、以下の措置を講ずる。

・「入札にかけられ不調となったこと」の要件（事務処理基準別紙２の第６の２の（２）の①のアの（ア）のａ関係）について、管理する期間が長期にわたり、売払いによる処分が困難と認められるものは、管理情報の公表を要件に省略できることとする。

・「旧所有者の同意があること」の要件（事務処理基準別紙２の第６の２の（２）の①のアの（ウ）関係）について、廃止する。

（ⅳ）農地の一時転用に係る許可（５条１項）については、公共工事の円滑な実施や申請者の事務負担の軽減を図るため、審査事務の実態等を踏まえ、許可申請時の添付書類（施行規則 30 条１項）の簡素化等の方策について検討し、結論を得る。その結果に基づいて令和８年度中に必要な措置を講ずる。

（ⅴ）農地の権利移動・借賃等調査のデータ受渡し方法及び都道府県による

取りまとめ等の事務については、地方公共団体の事務負担の軽減を図る方向で検討し、令和９年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（８）農地法（昭 27 法 229）及び農地中間管理事業の推進に関する法律（平 25 法 101）

農地中間管理事業等における権利者等を確知できない農地の取扱い（農地法 41 条及び農地中間管理事業の推進に関する法律 22 条の２）については、農業委員会が迅速かつ適切な事務を行うことができるよう、実務上の留意点や手続の流れを整理したマニュアルを作成し、ホームページに公表した。

［措置済み（農林水産省ホームページ「所有者不明農地の活用について」にて公表）］

（９）飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭 28 法 35）

（ⅰ）飼料又は飼料添加物の製造業者及び輸入業者の届出（50 条１項、３項及び４項）に係る都道府県経由事務については、農林水産省共通申請サービス（eMAFF 申請 2.0）を活用した届出に限り、都道府県経由での届出を廃止する方向で検討し、令和８年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（ⅱ）飼料又は飼料添加物の製造業者及び輸入業者並びに販売業者の届出（50 条１項から４項）については、農林水産省共通申請サービス（eMAFF 申請 2.0）を活用した届出を可能とする方向で検討し、令和８年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

また、農林水産大臣又は都道府県知事が受理した届出の情報と飼料業者情報共有システムとの連携については、システム連携に当たって生じる技術的な課題や農林水産省共通申請サービス（eMAFF 申請 2.0）を利用した届出の状況を踏まえた費用対効果の課題等を整理しつつ検討し、可能な限り早期に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（10）都市計画法（昭 43 法 100）

市街化区域への編入に係る協議（23 条１項）に当たっての農林調整につい

ては、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平 14 農林水産省農村振興局長通知）に基づき、地区計画を定めることにより適切な土地利用の方針が定められ、都市施設の整備状況や周辺の土地利用状況等からみて、地区計画の区域を含む土地の区域において道路等の施設の適正な整備が行われることにより、計画的な市街化が確実と見込まれる場合には、計画的な開発の見通しがあるものとして調整することも可能であることを、改めて地方農政局等に令和８年度中に周知する。

(11) 農業経営基盤強化促進法（昭 55 法 65）

地域計画に係る協議結果の公表（18 条）については、地域の関係者等に対し協議内容及びその結果を広く周知することにより、地域計画の策定又は変更の過程の透明性を確保するという制度趣旨を踏まえつつ、事務の簡素化等を図る方向で検討し、令和８年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(12) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平 14 法 88）及び鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平 19 法 134）

市町村が定めることができる被害防止計画（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律４条）の作成、実施に当たって市町村が行う事務のうち、鳥獣の生息状況及び生息環境の把握など、市町村が独自に行うことが困難な事務について、市町村が都道府県に必要な援助を求めた際には、都道府県が当該求めに応じた具体的な措置を行う責務があることを明確化する。

上記の明確化に当たっては、都道府県の事務執行の実情を踏まえつつ、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を実施するための基本的な指針（同法３条）の改正を含めて検討し、令和９年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省庁：環境省）

(13) 不動産登記法（平 16 法 123）

森林クラウドシステムと不動産ベース・レジストリの連携については、以下のとおりとする。［再掲］

・森林クラウドシステムと不動産ベース・レジストリとの円滑な連携のため、不動産ベース・レジストリの汎用的な外部連携機能（API）の仕様について、森林クラウドシステムへの地図情報の提供が可能となるよう、不動産ベース・レジストリの整備後速やかに検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
・当該 API の検討については、法令等及び森林クラウドシステムに係る標準仕様書等との整合性について整理し、会議等を通じて都道府県に必要な情報提供を行う。

（関係府省庁：デジタル庁及び法務省）

（14）農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平 25 法 81）

設備整備計画の認定（７条）については、当該認定事務を処理する際の地方公共団体の負担を軽減する観点から、地方公共団体へのアンケート調査により参考となる事例を収集し、地方公共団体に令和９年度中に周知する。

（関係府省庁：経済産業省、国土交通省及び環境省）

（15）農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令元法 57）

輸出先国・地域からの要求に基づく輸出証明書発行業務については、現在、「輸出証明書の発行の決定に係る部分を除く」審査事務の委託が可能である（施行規則５条２項）ことを踏まえ、発行主体としての責任を確保することを前提に、「発行の決定に係る部分」の具体的な内容等を明らかにすることを含め、必要な対応を検討し、令和９年中に結論を得る。その結論に基づいて必要な措置を講ずる。

（16）女性が変える未来の農業推進事業

女性が変える未来の農業推進事業については、申請手続に係る提出様式の簡素化や提出方法の見直し等、地方公共団体の事務負担を軽減する方策を検討し、令和９年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(17) 土地改良事業関係補助金及び農地防災事業等補助金

「土地改良事業関係補助金交付要綱」（昭 31 農林省）及び「農地防災事業等補助金交付要綱」（昭 31 農林省）に定める農林水産大臣の承認を要しない軽微な変更の承認については、地方公共団体等による事業の迅速な実施及び交付事務の負担軽減を図る観点から、変更の承認に係る要件を緩和し軽微な変更の対象を拡大することを検討し、令和８年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(18) 農山漁村地域整備交付金

農山漁村地域整備交付金については、農山漁村地域整備交付金交付要綱（平 22 農林水産省事務次官通知）を改正し、債務負担行為（地方自治法（昭 22 法 67）214 条）を活用して実施する工事の年度当初からの事業着手を可能とし、都道府県に通知した。

［措置済み（令和８年４月７日付け農林水産省農村振興局整備部地域整備課長通知）］

(19) 素材生産事例調べ

素材生産事例調べについては、都道府県及び調査対象者の負担軽減に資するよう、調査項目の削減を行い、その旨を都道府県に通知した。

［措置済み（令和８年６月 11 日付け８林政企第 52 号林野庁林政部企画課長通知）］

(20) 高性能林業機械の保有状況調査

高性能林業機械の保有状況調査については、林業機械の製造会社及び輸入代理店から直接販売台数を把握するといった代替手段を講ずることで、令和９年度から都道府県を経由した林業事業者等への機械の保有状況調査を廃止する。

(21) 国の行政機関が策定する地方公共団体向けのガイドライン

国の行政機関が策定する地方公共団体向けのガイドライン（以下この事項

において「ガイドライン」という。）については、地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、以下の措置を講ずる。［再掲］

・政府共通インフォメーションボード及び政府共通 NW/LGWAN 掲示板システム（以下この事項において「電子掲示板」という。）へのガイドラインの掲載を促進するため、電子掲示板の機能等について、関係府省庁に周知した。
［措置済み（令和８年 10 月 26 日デジタル社会推進会議実務担当者会合）］

・上記措置の状況等を踏まえ、農林水産省所管のガイドライン等に係る地方公共団体への情報提供方法については、電子掲示板の活用を含めた具体的な改善方策を整理し、令和９年中に運用を開始する。

（関係府省庁：デジタル庁）

(22) 農業委員会サポートシステム

農業委員会サポートシステムについては、地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、農地及び農地所有者に関する情報の検索機能の改善や操作性の向上などを図るため、令和８年度中に当該システムを改修する。

(23) 土木施設に関する住民からの通報等システム

土木施設に関する住民からの通報等システムについては、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会における議論を踏まえ、各地方公共団体が必要に応じて既存のシステムやサービスを選択できるよう、以下の措置を講ずる。

・地方公共団体による住民からの通報への対応事例及び既存の民間サービスについて、地方公共団体に周知した。
［措置済み（令和８年５月 18 日・19 日・22 日・28 日・６月１日・10 日・11 日・７月１日ブロック土木部長等会議）］

・地方公共団体と民間企業のマッチングイベントを令和９年度中に開催する。

（関係府省庁：国土交通省）

(24) 最適土地利用総合対策

最適土地利用総合対策に係るブロック会議における各地区の事業実施主体への開催案内及び資料の作成・提出依頼については、都道府県を経由せず、全国土地改良事業団体連合会から各地区の事業実施主体に対し直接連絡の上、

資料の提出を求めることを明確化し、その旨を地方農政局等に周知した。
［措置済み（令和８年９月 18 日に周知）］

(25) 新規就農者育成総合対策

経営開始資金の交付期間の基準となる農業経営開始日については、「新規就農者育成総合対策実施要綱」（令４農林水産事務次官）を改正し、農業経営基盤強化促進法（昭 55 法 65）14 条の４に基づく青年等就農計画に記載された農業経営開始日と同一であることを明確化するとともに、市区町村が農業経営開始日を判断する際の参考となるよう、「就農準備資金・経営開始資金、農業次世代人材投資事業等の事務手続きの手引き」（令８農林水産省経営局就農・女性課）等を改訂し、地方公共団体に令和９年中に通知する。

【経済産業省】

（１）火薬類取締法（昭 25 法 149）

火薬庫等の保安検査（35 条）については、省令を改正し、前回の保安検査の日から１年（土堤、簡易土堤及び防爆壁にあっては、３年）を経過した日（以下この事項において「基準日」という。）の前後１か月以内に行う場合には、基準日において当該検査を受けたものとみなすこととした。
［措置済み（火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令（令和８年経済産業省令第 55 号））］

（２）高圧ガス保安法（昭 26 法 204）及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭 42 法 149）

バルクローリーに関する充てん設備の許可に係る手続のうち移動式製造設備としての製造の許可（高圧ガス保安法５条１項）に係る審査結果を利用するものについては、既存事業者への影響等を十分考慮しつつ、製造の許可に係る移動式製造設備の特定方法を整理した上で、手数料の取扱いについて検討し、令和９年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（３）信用保証協会法（昭 28 法 196）

特別保証制度の変更に係る主務大臣への報告（35 条１項及び 52 条１項）については、当該制度の創設及び変更報告のうち軽微な報告は、報告頻度を発生から 30 日以内から毎四半期終了後 30 日以内に低くするよう、「業務関係事項の報告について」（平 18 金融庁長官、経済産業大臣通知）を改正し、地方公共団体に通知した。［再掲］

（関係府省庁：金融庁）

［措置済み（令和８年３月 31 日付け金融庁監督局長、中小企業庁長官通知）］

（４）大気汚染防止法（昭 43 法 97）

ばい煙発生施設等に係る許可等に関する事項の都道府県知事への通知（27 条２項）については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、産業保安・製品安全関連法令に基づく申請・届出等をオンラインで行うためのシステムである保安ネットを改修し、令和８年度中に当該システムによる通知を可能とする。

（関係府省庁：環境省）

（５）計量法（平４法 51）

（ⅰ）特定市町村における適正計量管理事業所の指定の申請（127 条２項）、変更及び廃止の届出（施行規則 81 条において準用する施行規則 31 条及び 34 条）に係る手続については、都道府県及び特定市町村の意見を踏まえ、現行の制度を維持した上で、特定市町村とその管轄の都道府県が双方合意する場合には、「事務の委託（地方自治法（昭 22 法 67）252 条の 14）」又は「条例による事務処理の特例（同法 252 条の 17 の２）」により対応できることを明確化し、その旨を都道府県及び特定市町村に通知した。

［措置済み（令和８年５月 21 日令和８年度計量行政調整委員会）］

（ⅱ）水道メーターの検定証印等の有効期間（72 条２項）については、令和８年度中に政令を改正し、機械駆動部のない電磁式又は超音波式のものについて、現行の８年から 10 年に延長する。

（ⅲ）計量士の登録申請（施行令 32 条１項）等に係る手続については、国及び都道府県の事務負担の軽減及び申請者の利便性の向上に資するよう、関係府省庁とも連携しつつ、令和９年中に、国家資格等情報連携・活用

システム（以下この事項において「国家資格システム」という。）を活用したオンラインによる手続を可能とする方向で検討をする。

また、国家資格システムにおけるデジタル資格者証を計量士登録証（施行令 34 条１項）の原本とすることについては、デジタル資格者証の法令上の取扱いを整理した上で、国家資格システムの活用状況等を踏まえ検討し、令和 10 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。［再掲］

（関係府省庁：デジタル庁）

（６）特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平 11 法 86）

電子情報処理組織使用届出書（施行規則 12 条１項）等に関する手続については、都道府県の事務負担を軽減するため、オンラインによる手続が可能となるよう、令和８年度に PRTR 届出システムを改修し、令和９年度から運用を開始する。

（関係府省庁：環境省）

（７）統計法（平 19 法 53）

（ⅰ）経済センサス‐活動調査については、令和８年３月に省令を改正し、郵送配布方式による調査対象を拡大するとともに、回答内容の審査に係る都道府県の事務負担を軽減するため、オンライン調査システムの機能改善を行った。［再掲］

（関係府省庁：総務省）

［措置済み（経済センサス活動調査規則の一部を改正する省令（令和８年総務省・経済産業省令第１号））］

（ⅱ）経済センサス‐基礎調査及び経済センサス‐活動調査については、地方公共団体の意見、前回調査の結果及び他の統計調査の取組を踏まえた上で、都道府県に必要な情報提供を行うことを前提に、都道府県を経由せず市区町村が直接国と連絡調整を行うことを可能とすることを含めた地方公共団体の事務負担の軽減に資する方策について検討し、令和 11 年以降に行うそれぞれの次回調査までに結論を得る。その結果に基づいて

必要な措置を講ずる。［再掲］
（関係府省庁：総務省）

（８）再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平 23 法 108）

再生可能エネルギー発電事業計画の認定手続（９条、施行規則４条の２第２項７号及び７の２号並びに５条の２第３号及び４号）については、経済産業大臣が再生可能エネルギー発電事業に係る関係法令（条例を含む。）に係る手続の実施状況等を確認する方法について、地方公共団体における事務の実態及び当該事務に係る意見並びに制度趣旨を踏まえつつ、地方公共団体及び事業者の合理的な負担の在り方を検討し、令和８年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（９）農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平 25 法 81）

設備整備計画の認定（７条）については、当該認定事務を処理する際の地方公共団体の負担を軽減する観点から、地方公共団体へのアンケート調査により参考となる事例を収集し、地方公共団体に令和９年度中に周知する。［再掲］
（関係府省庁：農林水産省、国土交通省及び環境省）

(10) 工業用水道事業費補助金

工業用水道事業費補助金の交付を受けた地方公共団体等が工業用水道の料金を変更する場合については、地方公共団体等の事務負担を軽減するため、「工業用水道事業費補助金交付要綱」（平 25 経済産業省）に定める手続（11条）の簡素化について検討し、令和９年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

【国土交通省】

（１）財政法（昭 22 法 34）及び会計法（昭 22 法 35）

港湾事業及び空港事業の補助金等に係る繰越し（財政法（昭 22 法 34）14 条

の３第１項及び 42 条ただし書）及び繰越明許費に係る翌年度にわたる債務の負担（同法 43 条の３）の手続に関する事務については、令和９年度以降の予算について、地方公共団体への定期的な意向調査の結果に基づき適時に委任することができるよう以下の措置を講ずる。

・港湾事業は、同一地方整備局等管内全ての都道府県が当該事務の委任を国から受けることに同意（予算決算及び会計令（昭 22 勅令 165）140 条）する場合に都道府県に委任し、市町村等については、当該委任を受ける都道府県及び当該都道府県管内全ての市町村等が委任を受けることに同意する場合に、当該市町村等の繰越事務も併せて都道府県に委任する。
・空港事業は、当該事務の委任を国から受けることに同意する都道府県に委任し、市町村については、都道府県及び当該都道府県管内全ての市町村が委任を受けることに同意する場合に、当該市町村の繰越事務も併せて都道府県に委任する。

（２）旅館業法（昭 23 法 138）、住宅宿泊事業法（平 29 法 65）及び国家戦略特別区域法（平 25 法 107）

旅館業法、住宅宿泊事業法及び国家戦略特別区域法のうち、住宅宿泊事業法に係る宿泊の用に供する建物の取扱いについては、「住宅宿泊事業法に規定する届出住宅に係るゼロ日規制等について」（令８厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長、国土交通省不動産・建設経済局不動産業課長、観光庁観光産業課長通知）において、住宅宿泊事業法の施行状況を踏まえて、事業を実施する区域及び期間を条例で定めるところにより制限すること（住宅宿泊事業法 18 条）が可能である旨を明確化し、地方公共団体に通知した。［再掲］

（関係府省庁：厚生労働省）

［措置済み（令和８年７月 15 日付け厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長、国土交通省不動産・建設経済局不動産業課長、観光庁観光産業課長通知）］

（３）消防法（昭 23 法 186）及び土地収用法（昭 26 法 219）

消防署及び消防団詰所については、消防法によって設置する消防の用に供

する施設（土地収用法３条 19 号。以下この事項において同じ。）に該当せず、地方公共団体が設置する庁舎その他直接その事務又は事業の用に供する施設（同条 31 号）に該当することを明確化し、消防法によって設置する消防の用に供する施設に該当する施設の例と併せて、地方公共団体等に令和８年度中に通知する。［再掲］
（関係府省庁：総務省）

（４）医療法（昭 23 法 205）及び道路運送法（昭 26 法 183）

「自動車地域旅客運送サービス再構築事業」に基づく自家用有償旅客運送については、医療法人が地域の患者や住民の多様なニーズに寄り添ったサービスを提供する観点から、医療法人の附帯業務（医療法 42 条６号）に該当するものとして取り扱うことについて検討し、令和８年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。［再掲］
（関係府省庁：厚生労働省）

（５）測量法（昭 24 法 188）

測量業者登録簿の閲覧（55 条の 12）については、都道府県の事務負担の軽減を図るため、令和９年度以降に新規登録又は登録の更新を行った測量業者から順次、建設関連業者閲覧システムに登録し、令和９年度中に当該システムによる登録簿の閲覧を可能とする。

（６）通訳案内士法（昭 24 法 210）

全国通訳案内士の登録申請時の添付書類（施行規則 16 条２項）については、令和８年度中に省令を改正し、健康診断書（同項１号）の提出を不要とし、宣誓書（同項３号）において、法４条各号に加え、法 21 条１項に該当しない旨を誓約させることにより、登録の拒否事由が存在しないことを確認することとする。

（７）建築基準法（昭 25 法 201）

（ｉ）一団地全体を一つの敷地とみなして建築規制が適用されることの認定又は許可（86 条１項等）の対象区域の縮小については、土地の所有者又

は借地権者（以下この事項において「土地所有者等」という。）の同意又は合意の取得に係る支障事例や特定行政庁における手続等の運用実態を踏まえ、都道府県に土地所有者等の全員の同意又は合意の確認における事務負担を軽減する方策を通知した。

［措置済み（令和７年12月26日付け国土交通省住宅局市街地建築課長通知）］

（ⅱ）農地に設置される撤去時期の定めのないトイレについては、随時かつ任意に移動できるものであれば、２条１号に規定する建築物に該当しないものとして取り扱うことが可能であることを、全国会議等を通じて地方公共団体に令和８年度中に周知する。

（８）建築士法（昭25法202）

（ⅰ）二級建築士試験及び木造建築士試験（以下この事項において「二級建築士試験等」という。）に関する事務については、都道府県の事務負担を軽減するため、以下に掲げる事項について、都道府県に令和８年度中に通知する。

・二級建築士試験等に関する事務に係る都道府県建築士審査会の審議等については、二級建築士及び木造建築士に対する処分に係る当該審査会の開催に併せて行うなど柔軟な対応が可能であること。

・二級建築士試験等の問題作成の基本方針の策定や合否判定基準の設定に係る基本的な方向性に関し、都道府県の判断により、都道府県建築士審査会に対しあらかじめ包括的な付議を行うことにより、問題作成の基本方針や合否判定基準について毎年度の改定を行わないことが可能であること。

・二級建築士試験等の合格基準の決定や当該合格基準を満たしているか否かの判断については、都道府県指定試験機関に行わせることが可能であること。

（ⅱ）二級建築士試験等への都道府県建築士審査会の関与の在り方については、都道府県から意見聴取を行った上で検討し、令和10年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（９）地方公務員法（昭 25 法 261）及び空家等対策の推進に関する特別措置法（平 26 法 127）

空家等の所有者等に関する情報の内部利用（空家等対策の推進に関する特別措置法 10 条１項）については、以下のとおりとする。［再掲］

・市町村（特別区を含む。以下この事項において同じ。）の福祉部局等がその事務のために利用する目的で保有する情報のうち、障害福祉に係る情報を空家等対策の推進に関する特別措置法の施行のために必要な限度において、地方公務員法 34 条の守秘義務に抵触することなく市町村内部で提供することができる情報の範囲の考え方について検討し、令和９年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

・固定資産税の課税のために利用する目的で保有する空家等の所有者等に関する情報のうち、「固定資産税の課税のために利用する目的で保有する空家等の所有者に関する情報の内部利用等について」（平 27 国土交通省住宅局住宅総合整備課長、総務省自治行政局地域振興室長通知）における「空家等（以下「空家等」という。）の所有者に関する氏名その他の法の施行のために必要な限度の情報（具体的には、空家等の所有者（納税義務者）又は必要な場合における納税管理人の氏名又は名称並びに住所及び電話番号といった事項に限られる。）」の「といった事項」に該当すると解し得るものの活用事例の周知について検討し、令和９年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省庁：総務省及び厚生労働省）

(10) 国土調査法（昭 26 法 180）及び森林法（昭 26 法 249）

地籍調査及び森林境界明確化事業における類似工程の重複の解消等による事務の簡素化については、地方公共団体における地籍調査及び森林境界明確化事業の連携促進の参考となる事例を整理し、地方公共団体に令和８年度中に周知する。［再掲］

（関係府省庁：農林水産省）

(11) 道路運送車両法（昭 26 法 185）

（ｉ）道路運送車両法に基づく自動車臨時運行許可の申請手続を行う町村（34

条２項）の指定については、本制度の趣旨や指定されていない町村の意向等に応じて追加指定が可能である旨を、関係する町村に令和８年度中に周知する。

（ⅱ）自動車の新規登録（７条）、移転登録（13 条）及び抹消登録（15 条、15 条の２及び 16 条）の申請については、申請者及び市区町村の負担の軽減に資するよう、令和 10 年１月から、本人による窓口申請の場合には、受付機でのマイナンバーカード情報の読み取りにより、実印の押印及び印鑑登録証明書の提出を不要とする。

（ⅲ）地方運輸局長が行う臨時運行の許可（34 条）の申請に係る手続については、市区町村におけるオンライン申請の導入状況や利用者のニーズ等を踏まえ、オンライン化の必要性について検討する。

（12）道路運送車両法（昭 26 法 185）及び自動車損害賠償保障法（昭 30 法 97）

臨時運行の許可（道路運送車両法 34 条）の申請に係る手続については、省令を改正し、自動車損害賠償責任保険証明書のオンラインによる提出を可能とし、市区町村に通知した。

［措置済み（自動車損害賠償保障法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和８年国土交通省令第 53 号）、令和８年４月 15 日付け国土交通省物流・自動車局保障制度参事官室長事務連絡）］

（13）公営住宅法（昭 26 法 193）

（ⅰ）公営住宅の家賃決定における入居者からの収入申告（16 条１項）については、省令を改正し、書面による収入申告を行った次年度以降は、各事業主体の裁量により、従来の書面による申告に加えて、マイナンバー制度における情報連携を活用した書面によらない申告を可能とし、地方公共団体に通知した。

［措置済み（公営住宅法施行規則の一部を改正する省令（令和８年国土交通省令第 33 号）、令和８年３月 31 日付け国土交通省住宅局住宅総合整備課長通知）］

（ⅱ）公営住宅建替事業（２条 15 号）の定義における「近接する土地」及び

「入居者の生活環境に著しい変化を及ぼさない地域内」（37 条４項２号）については、地方公共団体が当該定義の適用の可否を判断するに当たって参考となる事例を、地方公共団体に周知した。

［措置済み（令和８年６月 25 日公営住宅整備事業等担当者連絡会議）］

（14）公営住宅法（昭 26 法 193）及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平 11 法 117）

公営住宅建替事業（２条 15 号）については、PPP/PFI 手法を活用する場合の要件を整理し、地方公共団体に令和９年中に周知する。［再掲］

（関係府省庁：内閣府）

（15）土地区画整理法（昭 29 法 119）

（ⅰ）土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の公告（29 条２項）については、個人情報保護の観点から、土地区画整理組合が届出（29 条１項）に併せて理事の住所についてその一部のみを公告することを求める旨を申し出たときは、当該住所の一部の公告をもって住所の全部の公告に代えることができることとした。

［措置済み（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和８年法律第 27 号）、土地区画整理法施行規則の一部を改正する省令（令和８年国土交通省令第 81 号））］

（ⅱ）土地区画整理審議会の委員の選挙における当選人の氏名及び住所の公告（施行令 35 条５項）については、政令を改正し、住所の全部の公告に支障があると認めるときは、当該住所の一部の公告をもって当該住所の全部の公告に代えることができることとした。

［措置済み（土地区画整理法施行令の一部を改正する政令（令和８年政令第 314 号））］

（ⅲ）土地区画整理事業に関する書類の送付にかわる公告（133 条１項）については、当該制度の趣旨を踏まえつつ、施行者及び市町村の事務負担を軽減する方策を検討し、令和９年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（ⅳ）土地区画整理審議会の招集（62 条）については、当該制度の趣旨を踏まえつつ、当該審議会の委員及び地方公共団体の事務負担を軽減する方策を検討し、令和９年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（ⅴ）土地区画整理審議会の委員の選挙における選挙人名簿の縦覧（施行令 21 条）については、選挙期間中及び当該期間後における当該制度の趣旨や個人情報保護の要請の高まり等を踏まえ、その在り方について検討し、令和９年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（16）都市公園法（昭 31 法 79）

都市公園の保存義務の例外規定（16 条）については、地方公共団体において地域の実情を踏まえた取扱いが可能であることを、地方公共団体に会議等を通じて令和９年中に周知する。

（17）租税特別措置法（昭 32 法 26）

（ⅰ）住宅用家屋の所有権の保存登記等に係る登録免許税の税率の軽減措置（72 条の２等）における市区町村長の証明（施行令 41 条及び 42 条１項。以下この事項において「住宅用家屋証明」という。）の事務については、住宅用家屋証明の申請時に必要な登記事項証明書の添付を省略するため、市区町村が登記情報連携システムを利用することができる旨を地方公共団体に令和８年度中に通知する。［再掲］

（関係府省庁：法務省）

（ⅱ）所得税等の軽減措置の適用に係る市区町村が交付する証明書については、以下の措置を講ずる。［再掲］

・住宅用家屋証明書（施行令 41 条、42 条及び 55 条）の発行については、これまでに市区町村から寄せられた照会の内容を踏まえた参考事例を国土交通省ホームページで公表し、証明書発行に関する市区町村からの問い合わせについては国土交通省住宅局において相談に応じていることと併せて、市区町村に令和９年中に周知する。また、当該証明書が住宅用家屋の所有権の保存登記等に係る登録免許税の税率の軽減措置（72 条の２等）等、複数の税制上の特例措置の適用に係る添付書類

として活用されていることや、再発行は市区町村が任意に行うものであり、紛失すると再取得が困難な場合があることを踏まえ、税務当局及び関係団体と連携しつつ、納税者による当該証明書の適切な保管についても、令和９年中に改めて周知する。

・住宅耐震改修に係る所得税額の特別控除（41 条の 19 の２）の適用に係る住宅耐震改修証明書（施行規則 19 条の 11 の２）及び耐震改修が行われた住宅等に対する固定資産税の減額（地方税法（昭 25 法 226）附則 15 条の９）の適用に係る住宅耐震改修証明書（同法施行規則附則７条７項）については、当該証明書の交付が市区町村の任意の事務であることを明確化し、市区町村に令和９年中に通知する。

（関係府省庁：総務省及び財務省）

（ⅲ）相続又は遺贈により取得した被相続人居住用家屋及びその敷地等の譲渡に係る所得税及び個人住民税の特例（35 条３項）に係る被相続人居住用家屋等確認書（施行規則 18 条の２第２項２号）の発行事務については、適切かつ迅速な確認書の発行に資するよう、特例措置の内容や手続に関する理解の浸透を図るなど、申請者及び市区町村の事務負担を軽減する方策について検討し、令和９年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。［再掲］

（関係府省庁：財務省）

（18）水道法（昭 32 法 177）

（ⅰ）水道事業等（５条の２第２項３号）における変更認可に必要となる水道施設の構造（５条３項）に係る計算については、事業の実情に応じて詳細設計の段階に限らず基本設計の段階で実施すること、設計スケジュール・施工工程を調整することなどの柔軟な対応が可能である旨を、都道府県及び水道事業者等に令和８年度中に周知する。

（ⅱ）水道地図の作成については、都道府県の事務負担を軽減するため、令和９年度から水道地図の電子化の推進や作成要領の見直し等の事務の簡素化について検討する。その結果に基づいて、次回の水道地図の作成までに必要な措置を講ずる。

(19) 下水道法（昭 33 法 79）

（ｉ）公共下水道管理者又は流域下水道（雨水流域下水道を除く。）の管理者が特定施設の設置等の届出を受理した際に行う受理書の交付（施行規則 11 条）については、省令を改正し、廃止した。

［措置済み（下水道法施行規則の一部を改正する省令（令和８年国土交通省令第●●号））］【Ｐ】

（ⅱ）合流式下水道等からの放流水の水質検査（施行令 12 条３項）については、効果的かつ効率的に実施するため、有識者の意見を踏まえ、「合流式下水道の雨天時放流水質基準についての水質検査マニュアル」（平 16 国土交通省都市・地域整備局下水道部流域管理官付）の改定を検討し、令和９年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省庁：環境省）

(20) 災害対策基本法（昭 36 法 223）

都道府県等が国土交通省の防災業務計画（36 条１項）に基づき行う、その管理する道路の被災状況の報告については、国土交通省が被災状況を取りまとめる大規模災害時において、公益財団法人日本道路交通情報センターへの登録情報を、被災状況の確認・整理のための参考情報として活用する運用を開始し、その旨を都道府県等に通知した。［再掲］

（関係府省庁：防災庁）

［措置済み（令和８年６月９日付け国土交通省道路局国道・技術課課長補佐、環境安全・防災課課長補佐、道路防災対策室課長補佐事務連絡）］

(21) 河川法（昭 39 法 167）

河川区域内の土地の占用許可（24 条）を受け、占用の期間が満了する場合における、従前の許可に係る事項と同一内容の申請については、許可申請書の添付図書の一部を省略することができる（施行規則 40 条４項）制度趣旨を、令和８年度中に河川管理者に改めて周知する。

(22) 都市計画法（昭 43 法 100）

（ｉ）市街化調整区域内における第一種農地に係る開発行為については、地

域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平19 法 40）（以下この事項において「地域未来法」という。）に基づく都市計画法に係る配慮の対象に該当しないものについても、地域未来法及び都市計画法の運用により許可できる場合があることについて、参考となる事例を整理し、令和８年度中に地方公共団体に周知するとともに、地方公共団体からの相談に応じる。

（ⅱ）市街化調整区域における地区計画（12 条の５）の活用については、一団の土地における無秩序な開発行為の抑制及び地域の実情に応じた計画的な土地利用の誘導に資するよう、参考となる取組事例を収集し、地方公共団体に会議等を通じて令和９年中に周知する。

（23）都市再開発法（昭 44 法 38）

市街地再開発組合の理事長の住所の公告（28 条２項）については、個人情報保護の観点から、市街地再開発組合が届出（28 条１項）に併せて理事長の住所についてその一部のみを公告することを求める旨を申し出た場合には、当該住所の一部の公告をもって住所の全部の公告に代えることができることとする。

（24）国土利用計画法（昭 49 法 92）

土地売買等の事後届出（23 条１項）については、届出者及び地方公共団体の負担を軽減するため、都道府県において届出内容に疑義が生じた場合には、特段の事情がない限り市区町村を経由せず、直接届出者へ確認することが望ましい旨を地方公共団体に令和８年度中に通知する。

（25）建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平 12 法 104）

解体工事業者の登録の申請（22 条）については、以下のとおりとする。

・技術管理者が 31 条の基準に適合する者であることを証する実務経験証明書の制度運用の実務上の課題解決に資するよう、参考となる取組事例を把握し、都道府県に会議等を通じて令和９年度中に周知する。

・解体工事業者登録に係る都道府県の審査については、国土交通省において都道府県の状況把握や情報収集を行い、必要に応じて関係府省庁と協議し

た上で検討し、令和９年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。［再掲］

（関係府省庁：デジタル庁及び法務省）

(26) マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平 12 法 149）

地方公共団体がマンションの管理適正化を推進するための支援策については、地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、マンション管理組合に対する調査に係る項目例及び当該調査の参考となる事例を、令和９年中に地方公共団体に周知する。

(27) マンションの再生等の円滑化に関する法律（平 14 法 78）

マンション再生組合の理事長の住所の公告（25 条２項）については、個人情報保護の観点から、マンション再生組合が届出（25 条１項）に併せて理事長の住所についてその一部のみを公告することを求める旨を申し出た場合には、当該住所の一部の公告をもって住所の全部の公告に代えることができることとする。

(28) 統計法（平 19 法 53）

宿泊旅行統計調査の個票データの提供については、提供に当たって行う審査業務の効率化や提供データ作成の迅速化に資するよう、「宿泊旅行統計調査の個票データ利用ガイド（仮称）」を作成し、令和９年度から申請者に対し周知する。

(29) 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平 25 法 81）

設備整備計画の認定（７条）については、当該認定事務を処理する際の地方公共団体の負担を軽減する観点から、地方公共団体へのアンケート調査により参考となる事例を収集し、地方公共団体に令和９年度中に周知する。［再掲］

（関係府省庁：農林水産省、経済産業省及び環境省）

(30) 空家等対策の推進に関する特別措置法（平 26 法 127）

空家等の所有者等の所在確認などを円滑に行うための市町村（特別区を含む。以下この事項において同じ。）間の連携については、他の市町村の事務負担の軽減及び個人情報の保護の観点を考慮しつつ、当該所有者等の把握に関し必要な情報として、市町村の住民基本台帳部局等が把握する居住の実態等の情報を提供するよう他の市町村長から求めがあった場合、同法の施行のために必要な限度において情報提供することが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和８年度中に通知する。［再掲］

（関係府省庁：総務省）

(31) 水道事業に係る国庫補助事業

国土交通省水管理・国土保全局所管の水道事業に係る国庫補助事業の要綱等については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、より分かりやすく改正することを検討し、地方公共団体に令和９年度以降に順次周知する。

(32) 官民連携による地域活性化のための基盤整備推進支援調査費補助金

官民連携による地域活性化のための基盤整備推進支援調査費補助金の募集に係る通知については、都道府県の事務負担を軽減するため、一斉通知・調査システム上で行い、令和９年度から国が都道府県を経由せず地方公共団体に対して直接発出することとする。

(33) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金

「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクトにおける補助対象事業については、事業実施期間を十分確保できるよう、予算成立後の速やかな情報提供を行うとともに、公募・採択手続等、必要な手続を可能な限り早期に進められるよう引き続き対応していく。

(34) 社会資本整備総合交付金以外の国土交通省所管の補助金

社会資本整備総合交付金以外の国土交通省所管の補助金に係る事務手続については、補助事業者の事務負担の軽減のため、様式の簡素化・統一化等を行い、地方公共団体に通知した。

［措置済み（令和８年４月１日付け国土交通省水管理・国土保全局長通知、令和８年４月７日付け国土交通省道路局長通知、令和８年４月７日付け国土交通省都市局長通知）］

(35) 社会資本整備総合交付金

社会資本整備総合交付金システムにおける申請手続については、当該システムをより活用しやすくするため、地方公共団体の意見を踏まえつつ、令和８年度中にシステムを改修し、地方公共団体等に周知する。

(36) 水道及び下水道の国庫補助事業に係る通知等に関する事務

水道及び下水道の国庫補助事業に係る通知等については、指定都市の事務負担を軽減するため、以下の措置を講ずる。

・水道の国庫補助事業に係る通知等について、指定都市においては、令和８年４月から、都道府県が行う事務を除き、原則として地方整備局等と指定都市の間で直接連絡調整を行う運用に見直している旨を、改めて地方整備局等に周知した。

［措置済み（令和８年９月 18 日地方整備局等水道担当者会議）］

・水道及び下水道の個別補助の内定額に係る通知については、指定都市に対しては、令和９年度当初予算に係る内示から、都道府県を経由せず地方整備局等が直接発出することとする。

(37) 一部事務組合及び広域連合を対象とした通知等に係る事務

一部事務組合及び広域連合（以下この事項において「一部事務組合等」という。）を対象とする通知等については、都道府県の事務負担を軽減するため、以下のとおりとする。［再掲］

・公共工事関係事務（設計積算、入札、契約等）については、一部事務組合等の連絡先等を個別に照会することとした上で、通知の内容や性質を考慮して宛先を適切に判断し、必要があれば、一部事務組合等に、令和９年度からシステム上で、国から直接通知することとする。

（関係府省庁：内閣官房及び総務省）

(38) 建設コンサルタント業務の契約に係る事務

建設コンサルタント業務の標準契約約款については、労務費の上昇時における円滑な価格交渉に資するよう、市場における労務及び資材等の取引価格の変動に基づく委託金額の変更及びその適切な算定方法に関する定め（いわゆるスライド条項）を導入するため、令和９年度中に標準契約約款を改正する。

(39) 土木施設に関する住民からの通報等システム

土木施設に関する住民からの通報等システムについては、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会における議論を踏まえ、各地方公共団体が必要に応じて既存のシステムやサービスを選択できるよう、以下の措置を講ずる。

［再掲］

・地方公共団体による住民からの通報への対応事例及び既存の民間サービスについて、地方公共団体に周知した。

［措置済み（令和８年５月 18 日・19 日・22 日・28 日・６月１日・10 日・11 日・７月１日ブロック土木部長等会議）］

・地方公共団体と民間企業のマッチングイベントを令和９年度中に開催する。

（関係府省庁：農林水産省）

(40) 地域インフラ群再生戦略マネジメント

地域インフラ群再生戦略マネジメントにおける地方公共団体相互間の連携協力については、一部事務組合に特例一部事務組合（地方自治法（昭 22 法 67）287 条の２）が含まれることを「群マネの手引き Ver.1（群マネ入門超百科）」（令７国土交通省）において明確化し、ホームページで周知した。

［措置済み（国土交通省ホームページ「群マネ特設 HP」にて公表）］

(41) 上下水道一体効率化・基盤強化推進事業における上下水道 DX 推進事業の事前協議

上下水道一体効率化・基盤強化推進事業のうち、上下水道 DX 推進事業の事前協議については、地方公共団体等の円滑な事務に資するよう、モデル性の確認の結果を速やかに電子メールにて通知するとともに、不採択の場合に

は、その理由を明示することとする。

【環境省】

（１）温泉法（昭23法125）、自然公園法（昭32法161）、大気汚染防止法（昭43法97）、騒音規制法（昭43法98）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭45法137）、水質汚濁防止法（昭45法138）、悪臭防止法（昭46法91）、自然環境保全法（昭47法85）、動物の愛護及び管理に関する法律（昭48法105）、公害健康被害の補償等に関する法律（昭48法111）、振動規制法（昭51法64）、浄化槽法（昭58法43）、湖沼水質保全特別措置法（昭59法61）、特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法（平６法９）、ダイオキシン類対策特別措置法（平11法105）、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平13法65）、土壌汚染対策法（平14法53）、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平14法88）及び平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平23法110）

環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令３環境省令２）に定める様式の生年月日の記載欄については、当該省令と同一の統合様式を定めていることから統一的な対応が必要な共管法律に係る省令に定める様式の生年月日の記載欄も含めて、削除する方向で検討し、令和８年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（２）狂犬病予防法（昭25法247）及び動物の愛護及び管理に関する法律（昭48法105）

（ｉ）犬の所在地が変更された場合における旧所在地から新所在地への犬の登録原簿の送付（狂犬病予防法施行令２条の２第３項又は狂犬病予防法施行規則16条の７第２項）については、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会の同意が得られた「畜犬管理システムに係る共通化推進方針」（令８厚生労働省・環境省）に基づき、全国統一システムを作成して国

において犬の登録情報を一元的に管理することをはじめとする原簿を管理する手法について、令和 12 年度までを目途に法令上の課題や情報管理上の課題、費用負担者の整理、市区町村の事務を国に移管することの適正性等を検討し、結論を得る。その結果に基づいて、必要な措置を講ずる。［再掲］

（関係府省庁：厚生労働省）

（ⅱ）狂犬病予防注射に係る接種履歴の管理の在り方については、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会の同意が得られた「畜犬管理システムに係る共通化推進方針」（令８厚生労働省・環境省）に基づき、全国統一システムを作成して国において狂犬病予防注射に係る接種履歴を一元的に管理することをはじめとする原簿を管理する手法について、令和 12 年度までを目途に法令上の課題や情報管理上の課題、費用負担者の整理、市区町村の事務を国に移管することの適正性等を検討し、結論を得る。その結果に基づいて、必要な措置を講ずる。［再掲］

（関係府省庁：厚生労働省）

（３）下水道法（昭 33 法 79）

合流式下水道等からの放流水の水質検査（施行令 12 条３項）については、効果的かつ効率的に実施するため、有識者の意見を踏まえ、「合流式下水道の雨天時放流水質基準についての水質検査マニュアル」（平 16 国土交通省都市・地域整備局下水道部流域管理官付）の改定を検討し、令和９年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。［再掲］

（関係府省庁：国土交通省）

（４）大気汚染防止法（昭 43 法 97）

（ⅰ）大気の汚染の状況の常時監視（22 条１項）に関する事務の処理基準については、「大気汚染防止法第 22 条の規定に基づく大気の汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について」（平 13 環境省環境管理局長通知）を改正し、測定局数の算定方法の見直しを行い、地方公共団体に通知した。

［措置済み（令和８年５月 29 日環境省水・大気環境局長通知）］

（ⅱ）ばい煙発生施設等に係る許可等に関する事項の都道府県知事への通知（27 条２項）については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、産業保安・製品安全関連法令に基づく申請・届出等をオンラインで行うためのシステムである保安ネットを改修し、令和８年度中に当該システムによる通知を可能とする。［再掲］

（関係府省庁：経済産業省）

（ⅲ）大気の汚染の状況の常時監視（22 条１項）に係る測定方法及び保守管理については、「令和８年度環境大気常時監視マニュアル改訂検討会」における議論を踏まえ、測定機器の記録紙のデジタル化を可能とする方向で検討し、令和８年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（５）大気汚染防止法（昭 43 法 97）、騒音規制法（昭 43 法 98）、水質汚濁防止法（昭 45 法 138）、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭 46 法 107）、振動規制法（昭 51 法 64）及びダイオキシン類対策特別措置法（平 11 法 105）

各法令に基づく届出書及び報告書の提出（大気汚染防止法施行規則 13 条、騒音規制法施行規則３条、水質汚濁防止法施行規則２条、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則 12 条、振動規制法施行規則３条及びダイオキシン類対策特別措置法施行規則９条）については、法令ごとに地方公共団体の運用実態を調査した上で正本の写しの添付の要否について検討し、令和８年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（６）大気汚染防止法（昭 43 法 97）、騒音規制法（昭 43 法 98）、水質汚濁防止法（昭 45 法 138）、振動規制法（昭 51 法 64）及びダイオキシン類対策特別措置法（平 11 法 105）

各法令で定められている事業者の氏名の変更等の届出及び承継の届出については、複数の法令に基づく届出を複数の地方公共団体へ一括で提出できるよう、令和８年度中に、必要な機能を政府共通の電子申請システム（e-Gov 電子申請サービス）に実装し、令和９年度以降、順次運用を開始する。

（７）廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭 45 法 137）

（ⅰ）地方公共団体等が法令、告示、通達等を検索することについては、地方公共団体等の事務負担を軽減するため、以下の措置を講ずる。［再掲］

・法令及び告示の横断的な検索を可能とする環境の整備については、e-Gov 法令検索において、法規的告示のデータの提供を、令和８年度から段階的に開始する。

・環境省ホームページにおいてデータベースとして公開している廃棄物の処理及び清掃に関する法律に係る法令・告示・通達については、掲載に係る課題等を整理し、令和９年度中に改善する。

（関係府省庁：デジタル庁）

（ⅱ）一般廃棄物の溶融固化物については、当該溶融固化物が環境省が定める目標基準に適合する場合には、埋め戻し材として再生利用した後に再度埋め戻し材として利用することが可能であることについて、令和８年度中に実施する当該利用の実態把握及び地方公共団体の意見を踏まえ、地方公共団体に令和９年中に改めて周知する。

（ⅲ）産業廃棄物処理業の変更の届出（14 条の２第３項において準用する７条の２第３項及び４項）及び特別管理産業廃棄物処理業の変更の届出（14 条の５第３項において準用する７条の２第３項及び４項）については、「環境法令に係る申請・届出システムに関する共通化推進方針」（令７環境省、デジタル庁）に基づき、事業者及び地方公共団体の事務負担を軽減するため、政府共通の電子申請システム（e-Gov 電子申請サービス）の整備状況を踏まえ、令和８年度中にオンラインによる手続を可能とするシステム構築を行うとともに、複数の都道府県及び政令で定める市（施行令 27 条１項）への一括提出機能の実装について検討し、令和９年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。［再掲］

（関係府省庁：デジタル庁）

（ⅳ）多量排出事業者が行う産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画の作成及び都道府県知事への提出（12 条９項及び 12 条の２第 10 項）並びに当該計画の実施の状況についての都道府県知事への報告（12 条 10 項及び 12 条の２第 11 項）については、関係システムの移行及び改修並びに令和９年４月施行の電子情報処理組織を使用し

た情報処理センターへの登録（12 条の５）（以下この事項において「電子マニフェスト」という。）に係る制度改正（施行規則８条の 34 の３の２）による多量排出事業者及び都道府県における業務の効率化や事務負担の軽減等に係る効果等を把握した上で、都道府県が担う役割や責務を明確にしつつ、産業廃棄物処理計画書及び産業廃棄物処理計画実施状況報告書における記載事項の在り方や当該報告書に記載する情報と産業廃棄物管理票及び電子マニフェストにより把握される情報との関係を整理するなど、多量排出事業者及び都道府県の負担軽減策について検討を行う。［再掲］

（関係府省庁：デジタル庁）

（８）動物の愛護及び管理に関する法律（昭 48 法 105）

（ⅰ）動物取扱責任者の選任要件のうち動物の取扱いに関する資格（施行規則９条１号ニ）については、第一種動物取扱業者として登録を受けようとする者及び地方公共団体の負担軽減に資するよう、地方公共団体等の意見を踏まえ、該当する資格の例示・明確化や国による認定等の対応の是非について課題等を整理しながら検討し、令和９年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（ⅱ）犬と猫のマイクロチップ情報登録（39 条の５及び 39 条の６）において収集した個人情報に係る環境大臣が行う情報提供（施行規則 21 条の 11）については、運用を明確化するため、令和９年度中を目途に中央環境審議会動物愛護部会から意見聴取を行った上で、省令の改正について検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（９）地球温暖化対策の推進に関する法律（平 10 法 117）

地方公共団体実行計画（21 条１項）の策定については、市区町村の負担軽減の観点から、令和８年度中に、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル」を改訂するとともに、「都道府県等を核とした地域脱炭素施策づくりモデル事業」の実績について、会議等を通じて地方公共団体に周知する。その上で、第 34 次地方制度調査会における議論も踏まえ、都道府県と市区町村の役割分担も含め、持続可能かつ最適な推進体制について検

討を進める。

(10) 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平 11 法 86）

電子情報処理組織使用届出書（施行規則 12 条１項）等に関する手続については、都道府県の事務負担を軽減するため、オンラインによる手続が可能となるよう、令和８年度に PRTR 届出システムを改修し、令和９年度から運用を開始する。［再掲］

（関係府省庁：経済産業省）

(11) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平 14 法 88）及び鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平 19 法 134）

市町村が定めることができる被害防止計画（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律４条）の作成、実施に当たって市町村が行う事務のうち、鳥獣の生息状況及び生息環境の把握など、市町村が独自に行うことが困難な事務について、市町村が都道府県に必要な援助を求めた際には、都道府県が当該求めに応じた具体的な措置を行う責務があることを明確化する。

上記の明確化に当たっては、都道府県の事務執行の実情を踏まえつつ、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を実施するための基本的な指針（同法３条）の改正を含めて検討し、令和９年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。［再掲］

（関係府省庁：農林水産省）

(12) 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平 25 法 81）

設備整備計画の認定（７条）については、当該認定事務を処理する際の地方公共団体の負担を軽減する観点から、地方公共団体へのアンケート調査により参考となる事例を収集し、地方公共団体に令和９年度中に周知する。［再掲］

（関係府省庁：農林水産省、経済産業省及び国土交通省）

(13) 災害等廃棄物処理事業費補助金

災害等廃棄物処理事業費補助金の申請に係る手続については、地方公共団体の事務負担を軽減し災害対応に注力できるようにする観点から、「災害関係業務事務処理マニュアル」（令５環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課）の要点をまとめた概要及び計算式が組み込まれた事業費支出済額明細書等を作成し、地方公共団体に令和８年度中に通知する。